

都を難波に移
十六年、天下の
馬飼、織戸の人を
免す。織戸は織
工、銅工、金作、
甲作、弓削、矢
作、神作、鞍作、
柄張等にして、
馬飼と共に公の
奴婢也。免すは
平民にす。
十六年、初めて
巡察使を八道に
派す。
十七年、百官を
集めて選都を議
す。若し云ふ平
城可なりと。
十七年、地震す。
十七年、復す。太
宰府より三年の
同生類を殺るす
を禁す。
十七年、天皇不豫
のため三千八百
人を度す。
此時巨勢朝臣の
奴婢二百三人民
民たりんことを
以て奴隷の風俗
に盛なるを見る
べし。
備支防筑紫に左
諸國の公卿、大

じ不幸にも、其皇女高野姫帝位に上る。之を孝謙天皇とす。之より愈よ政弊を助長して、朝廷は再び豪族僧侶の政權争奪の孤柱となる。之より先き藤原氏は其の四家の統領の一時に死し、廣嗣の失敗したるがため、一時政權を失したりと雖も、政柄の下に寄生せんとする政治家の支筋已に死して、行基の世となり、更らに道徳堅固なる律宗の高僧、鑑真和尚の時代となり、吉備眞備もまた筑前の守に左遷せられ、而して藤原氏また人才あり豊成、仲麿、百川、漢成、清河、魚名、永手等、交々進みて顯要の地に立ち、而して橘諸兄、久しく政權を掌握せるによりて、心驕り、禮を聖武に失して自ら退きしより、政權獨り橘氏にのみ存せざるに至りぬ。此に於てか橘のならざる聖武が盛に造營を起し、進々として民心を失せるに乗して、陸奥の將軍、佐伯の全成、大伴の古麿等を誘ふて聖武を廢し、黃文王を立てんとし、事成らずして敗る。今や孝謙新たに立ち、藤原氏の勢益す盛んにして、大伴、佐伯、下毛野、百濟、橘、石川、紀、文室多治見の諸大族、藤原氏の爲めに顔色なからんとす。諸藤の中、武智麿の第二子仲麿最も巧慧にして、膽氣あり。皇宮職を改めて紫微中台とし、自ら其長官となりて樞密に參す。已にして天平寶字元年、太子、道臣王、淫亂放蕩により孝謙の心を失して廢せらるゝや、仲麻呂、謀して孝謙及び光明皇太后の心、大炊王を太子たらしむるにありを知る、早く之を迎て田村の第に居らしめ、嫁すに粟田の諸姉を以てす。已にして孝謙諸重臣を會して、何人を以て皇太子とす

國は四十萬東、
上國二十萬東、
國中、大隅、薩摩、
は四萬東、下國、
中、飛騨、越前、淡路、
志摩、三國、三萬東、
さ定む以て當時
の歳入を知るべ
し。
十八年、寺家の
地を買つて法を
破るものな禁
す。
七道の鎮撫使を
已む。
渤海及鐵利人一
千、百餘人投化
す。出羽に安置
し、衣食を與へて
遣す。
十九年、一月正
丁、五人中男一
人を以て定め、
八十口、中男五
人を以て定め、
川相に一月四十
人を以て限す。
十九年、詔す、十
三年、諸國をして
寺を立てしむる
の法を行はず因つ
て使を發し、之
を促さしめ、之
を郡司の武幹事

べきかを問ふや、藤原の豊成、永手、文室のちぬ、大伴の古麻呂等各々其親近する所を舉て之をすしむ。仲麻呂獨り曰く、唯だ聖意のある所即ち可なんと。孝謙遂に大炊王を立つ、大炊は舍人親王の子也。之より仲麻呂の勢威隆々として同僚を凌ぎ、遂に伊勢神宮の幣帛使は其同族中臣氏の外、之に補する能はざらしむ。此に於てか橘の奈良麻呂、大伴の古麻呂等、憤慨措く能はず、前きの備前國主にして刑せられたる小野東人、多治比の懐養、多治比の禮麻呂、多治比の鷹主、大伴の池主、大伴の兄人、信濃守佐伯の全成、陸奥國守佐伯の全成、土佐國守大伴のこじひ等を誘ひ、兵を發して皇太子と仲麻呂とを殺ろし、皇太后の宮に入りて鈴璽を奪ひ、孝謙を廢して別に帝を立てんとし、夜太政官の院庭に會し、天地四方を拜し、共に鹽汁を飲みて誓ふ。未だ發せずして上道の巨ひだつ志を諱して之を藤原の仲麻呂に告ぐ。仲麻呂急に高麗の福信等をして、兵を率へて小野東人、道祖王等を捕へしむ、其他の黨與また皆な捕へられて誅戮、流竄、略ぼ人物を盡くす。而かも仲麻呂猶ほ足れりとせず、其兄、豊成もまた情を知つて告げずとなして流竄し、且つ諸司百官、京畿内の百姓村長以上を集めて頼末を告げ、百姓の内、此陰謀に與かるものを出羽の柵戸に移す。此に於てか天下また仲麻呂に抗するものなく、天平寶字二年大和の國守大伴の稻公、奇藤を献す、藤に文字あり、藤氏の徳を頌す以て其權勢を見らるべき也。

に堪るものなし... 天平勝寶元年行

天平勝寶元年行... 甚死す

男に勝つ... 物なるを以て

百十三節 仲麻呂の権益を張る。天平勝寶二年、孝謙位を避け、太子をして帝位に...

百十四節 僧侶が太政官の外に、更らに女皇の力を恃みて、法王政治を行はんとするの気色を示すや、押勝の慧眼なる早く已に之を看破せざるに非ず...

な左右兵衛を
し左右兵衛を
す左右兵衛を
勝安元年、略寺
の御田地を定
め大安、大和の
興福、大和の法
寺、金光明寺は
各々一千町大和
寺は四千町元興
寺に二千町とす
朝廷、東大寺に
四百戸の封、奴
す、奴隷は猶ほ
朝廷に認めせら
る。

天平勝安五年、
道鏡使藤原清
河、大伴古磨芝
祭に謁す。

其時西時第二
吐蕃の次位に
て、新羅の使は
東時第二次にあ

り。古磨、日韓
の關係を述べて
府を争ふ。因つ
て日本使を清
河第一とす。清
河等の歸るや、
鑑真和尚等八人
來る。
天平勝安四年、
二月一日より十
二月一日まで殺
生を禁じ、海邊
の民流を以て業
とするものを、
毎日二升を與
ふ。
新羅其王子、以
下三百七十餘人
を送りて、前年
來の罪を謝す。
渤海の使者、藤
原等佐渡に若
す。
之より先き人民
成童となれば、
直に使役せらる
因つて十八歳を
中丁とし、二十
歳を正丁と定
む。
天下に令し家ご
とに孝經一本を
識せしめ、孝を
衰し不孝を陸奥
出羽に流さし
む。
天平寶字五年、
藤原朝野を東海
道節度使とす。

遂に大師の官に昇り、尋常隨身の外、帶刀六十人、道前一百人を賜はる。然るに之より先き僧侶の權漸く強固にして、孝謙の垂簾のため、更らに僧侶は太政官以外に一政府を立つるか如き姿となり、天平寶字四年に至り、大僧都良禪、少僧都慈訓、律師法進等、相議して僧侶を統一せんかため、一位十三階を制し、勅任委任の別を立てしより、僧侶政府の形初めて現れしに、後來皇位を窺へる道鏡已に此僧侶政府にありて、孝謙の寵を受け、醜聲漸やく外に聞へつゝ初り、新帝之を諫めて孝謙の怒を招き、殆んど廢立の意を示さる。僧侶政府は方に太政官を吞まんとし、藤原一家の存亡、僧侶の掌中にあらんとす。仲麻呂即ち急に外征の念を擲つて、先づ僧侶政府を破らんとし、都督となりて四畿内、三關、近江、丹波、播磨の兵權を取り、兵を練るに托して、諸國の武士を召し、私に其數を増して、遂に兵を擧げんとす。大外記高丘のひらまる、禍の己に及ばんことを恐れて之を密奏す。孝謙、即ち山村王を遣はして中宮院の鈴印を收めしむるや、仲麻呂其男くすまろをして、逸ひ墜つて之を奪はしむ。坂上荊田磨等追擊てくすまろを殺らす。押勝遂に一族黨與を率めて宇治より近江に走り、鹽燒王を立て、天子とし、新たに百官を立て、兵を出して官軍を邀ふ。已にして戦利あらず、江に浮んで江北に逃れんとして族黨三十四人、皆な江頭に捕られ、其婦女非常の辱を受けて、後ち男女皆な斬らる。此に於て、孝謙天下に令して曰く、帝の出家して坐す世には、出家したる大臣もあるへしと。

道鏡禪師を以て大臣禪師と號せしむ。藤原豐成許されてまた出ると雖も、實權全く道鏡に歸し、法王政府、遂に太政官を并吞す。而して孝謙は更らに和氣王、山村王、百濟の敬福等をして、兵を率ゐて淳和帝の宮を圍みて之を執へしめ、宣旨を傳へて曰く、先帝朕に詔して、王を奴となすも、奴を王と云ふも汝の隨意なりと云ふと。淳和帝は遂に淡路に流され、而して孝謙再び皇位に即く之を稱徳とす。

百十六節 道鏡の人物及び地位

道鏡は弓削氏、河内の人にして其先は物部氏より出づ。少にして僧

正義淵に佛法を學びて葛木山に籠居し、難行苦行を積みて畧は佛法の奧義に通じ、孝謙佛法を重んずるの勢に乗じて宮中に入り、多くの法術を以て孝謙の寵を得、遂に醜聲あり。蓋此時に方つてや國初以來の大族は、幾多の内亂によりて其力を失したりと雖も、藤原氏の勢力新たに隆んじて、政治上の功名は、また容易に他姓の望みて得る能はざるものとなりき。故に當時功名榮華を望まんには地方に退ひて深く土豪の心を收攬するか、然らざんば首を垂れて藤原氏の勢力に阿附するか、然らざれば僧侶となりて俗權の上に立つの外なかりき。道鏡は其才、中府にあらざ、其望は尋常にあらざ。然れども地方に退きて土豪の心を收めんとには彼は餘りに門地なく、藤原氏に媚附せんには其の頂骨餘りに強よく、彼が個人的才能を以て進むべきの道は唯だ僧侶の一路あるのみ。故に此大膽不敵なる少年は遂に道場に入り、枯木、死灰、冷淡、

歸化の新羅人
百二十人を武藏
に於て藤原不比等
封して、淡海公
七道巡察使の報
告を見るも、一
國守の政憲法
に合ふものな

五年、此時唐に
安祿山の亂あり
唐帝兵器を作ら
んとして牛馬を
欠き日本の使者
に之を求む日
本牛多しと聞き

料供御に准じ、圓興禪師に法臣の位を授け、基眞禪師に法參議の位を授け、僧侶政府の形此に全く成る。孝謙、道鏡の爲めに之を辨じて曰く、禪師此の世の位を求むるにあらず、朕が之を敬するの心より然る也と。然かれども此時藤原仲麻呂、已に誅せらるゝと雖も藤原氏の一枝の滅びたるのみ、其連枝末葉は漸やく勢力を回復し來りて、朝廷の周圍に林立し、吉備の眞備また一代の老儒を以て制作、立法の事を専らにして、内外に敬重せられ、才識、勢力恐るべきものあるがため、道鏡は法王の尊號を専有するの危険を知り、同時に藤原の長手に左大臣を授け、吉備眞備に右大臣を授けて其の口を噤せんとし、藤原仲麻呂を擊破したる近衛將曹以下は其功を賞し、美服、光榮、容儀を以て他に標異せざるべからずと爲し、常格を破りて牙笏を執り、銀裝の刀を帶べるを許す。已にして茲に法王あれば、法王宮職なかるべからずとて、新たに之を設け高麗の福信を以て其大夫を兼ねしむ。福信は唐の李勣の屬將福徳の後にして武藏に生れ、武勇を以て朝廷に用らる、當時造宮卿にして但馬守を兼ね、歷代朝廷の近畿に事あるや常に其爪牙たり、坂東兵士の心を得たるを以て朝臣中屈指の武家たりしもの也。福信にして法王に隨屬する此の如し、以て滿朝の士大夫、如何に道鏡の鼻息を伺へしかを見るべき也。道鏡の威此の如し、其下にある法參議基眞の如きは、童子を咒縛して、教へて人の陰事を云はしめ、佛神の冥託に事よせ人を指彈して忌憚する所なし。道路基眞を見る亂鬼の如し。基眞また多門天の

て也。此に於て
山東陽南七
山陰山陽七
國八郡を以て
千八百を以て
唐に與ふ。唐
七年、唐帝死
六、唐帝を以
海、四、海、度
の、於、大、府
に、二、百、五、十
を、從、各、五、千
の、色、に、五、千
五十具に四
伊勢近江美濃越
前郡司の子弟
下三十以上馬
に習はるもの
召して、健兒
及び其の健兒
を免す。

天平神護元年、
先きに聖山を私
有せしむる者
國大に開け、私
の家に百姓を並
姓し、自存に暇な

像を作りて數粒の珠子を其門にきて、佛舍利を發見せりと爲して道鏡の徳を頌す。道鏡因つて天下に大赦し、基眞に與るに物部の姓を以てして、八人の隨身兵を與ふ。此に於てか神護景雲三年、大宰府の主神稱宜の阿曾麻呂、道鏡に媚びて神託を僞て曰く、道鏡をして皇位に即かしめは、天下泰平ならんと。舉朝之を聞きて驚き、道鏡の榮華に醉へるものも、初めて醒めぬ。平生、道鏡に迷へる孝謙すらも其神託の或は實ならざらんことを恐れ、其近侍、法均尼をして更らに神託を受けしめんとしたれども、婦人の身、過あらんことを恐れ、法均の兄、和氣の清麻呂をして、代つて神託を受けしむ。清麻呂は其先、皇室の分家にして、中頃、輔治能の姓を賜はり、孝謙の殊遇を受けしもの也、清麻呂發せんとするや、道鏡、我運命此一舉にありとなし、募るに重爵を以てす。然れども藤原氏も運命また此一舉にありとなし、藤原氏を首領とせる反對黨も深く清麻呂に結ぶ。已にして清麻呂の歸るや意氣堂々、神託に事よせて奏して曰く、我國家開闢以來、君臣の分定めり、臣を以て君とすることを未だ曾つて之あらず。天の日嗣は必らず皇儲を立てよ、無道の人早く掃除すべしと。孝謙大に憤りて曰く、清麻呂妄語を以て神語に托し、法均と共に朕を欺かんとす。之を鞠して其神託にあらざるを知る。臣にして君を欺く、是れ天地の大罪なり、宜しく其性を別部となし、其名を穢麻呂とすべしと。清麻呂は其兩脚の筋を絶ちて大隅に配せられ。法均尼は備後に流さる、然れども藤原の百川之を養ふを

一切に至る因つて
禁す。和氣王の黨を道
鏡に與へて其の
奴とす。

天平神護二年、
大宰府に著の如
く關東人を得て
勅して九州兵を
不_レ足_レを補ふの
み、東國人を
へしむ。
私に錢を歸る
者_ニ附_シて給_ハる
首_ニ附_シて逃_レ走
神護景雲元年、
六等以上刀を取
り、銀裝帶刀を
東院の殿成る
以て、病の瓦を
宮_ニ時_ニ人_ニ之_ニを
す_レ、時_ニ人_ニ之_ニを
孔_ニ子_ニ之_ニを
三年、文宣王と
正月、法と

王道鏡西宮前殿
に居り大臣以下
拜賀す。道鏡自ら
大養女等、氷
上の鏡の子を
立て、帝をせん
して、其_レを
現_レて配流せら
る。元_ノ年_ノ日
化人表_ニ晉_ニを
向_ニ守_ニとす。
同年三重の小塔
一、百萬を伴らし
む、高四寸五分
經三寸五分。朝
新羅の使來る朝
貢を云はすして
土毛を呈す。云
ふ、禮を失す。云
て、以て國寶を以
て待たす。
國使_ニ高_ニ三
百二十五人、渤海
羽_ニの_ニ地_ニに_ニ出
す。常陸に安置

以て飢へざるを得たり。
百八十八節 藤原光仁を擁立す。道鏡の威權は確かに清麻呂の爲めに大打撃を蒙れり。其の半生の野心は全く水泡に歸し、藤原氏以下百官、皆な手を拍つて私に相賀す。是より後、道鏡猶ほ用ひらるゝと雖も、怏々として不平の中にあるのみ。『恕』の字を金泥にしたる教帶を百官に與へて衆心を和げんとするも及はず。大勢已に衰へて、衆皆な孝謙百歳の後、如何にして道鏡を除かんかと思ふのみ。已にして神護景雲四年、六月、孝謙、道鏡を由義宮に見て病を得、月を経て愈へざるや、藤原の百川、繼繼、永手、すくなまろ、藤下鷹、吉備の眞備、石上の宅嗣等、相議して永手をして近衛外衛左右兵衛の權を取り、眞備をして中衛、左右衛士の事を攝せしめ、内外の六權を反對黨の手中に握りて萬一に備ふ。已にして孝謙崩するや七人相議して繼嗣を議す。此時に方つて宗室多く嫌疑を以て罪せられ、孝謙太子なし、ある所のものは天智の孫白壁皇子と、天武の孫大納言文屋の淨三、及び其弟大市王のみ。衆議文屋の淨三に決して之を報するや淨三辭して受けず。此に於てか吉備眞備等主として大市王を冊立せんと主張して宣命已に成る。然るに皇太子冊立の宣命公けにせらるゝや、何ぞ圖らん、白壁皇子こそ太子たるを見たりしかは眞備等愕然として驚く、是れ蓋し藤原の百川、眞繼、永手等の陰謀に成る。已にして白壁皇子、帝位に上る之を光仁天皇とす。

百八十九節 吉備の眞備歎く。光仁の登極するや第一に道鏡を廢黜して下野藥師寺の別當とし、悉く其一族を退け、其他道鏡の施設によりて國民の憤怒を買ひしもの孝謙の勅詔にして寺院に遷惠するか如きもの、皆な之を廢して民心に副はんとせり。此の如くして皇室は道鏡の手を脱し得たり。然れども却つて藤原氏の孤柱となりぬ。道鏡は其の盛時に於てすら、猶ほ其一族徒黨の少きが爲め、他の大族と并立するを辭せざりき。藤原氏に至つては然らず、其勝つ所以は其の族黨多きによるものなるが故に、藤原氏の勝利は他の黨與の排撃を意味す。此に於てか道鏡排斥に力を假したる吉備の眞備すら、光仁の初年に於て位を退くのみを得ざるを感じたり。吉備は一代の老儒たるのみならず、また當時に於ける唯一の族黨的ならざる安民の志ある政治家なりき。靈龜二年、十二歳にして入唐し安倍の仲磨と共に唐人を凌ぎ、天平五年二十八歳にして歸るや、大皇助を以て孝謙天皇の師となり、漢書禮記を講じて甯幸を受く。之より一進一退ありと雖も、族黨の助なくして朝野有數の大臣となりしもの眞備の如きは少なし。孔明の八陣も彼より傳られたり。禮文、立法彼によりて傳られたり。怡土城の築造も彼によりて爲されたり。藤原仲麻呂の叛するや其必らず近江に走らんことを謀りて、遂に要撃して之を敗りしもまた彼の策なりき。其他刑法の中に安民保育の精神を入れ、文教を振作したるが如きは彼の力によらざるものなし。仲麻呂敗るゝや其功を以て參議中衛大將となりて、遂に道鏡の政府に於て右大

寶龜三年、從五位下藤原純成、其の國造とす。
海國王の書無、因つて之を其使高麗に歸す。

道鏡下野に死す。

新田を望するを禁するの令を廢す。

寶龜五年、二位以上は必ず中紫服を着けしむ。

新羅國使沙金三十五以下二百三十五人來朝の故に、好問に對して毎日朝服を着せんと欲す。朝服を穿せんと欲す。朝服を穿せんと欲す。朝服を穿せんと欲す。朝服を穿せんと欲す。

臣に昇り、道鏡破るゝや單身孤立の身を以て、太子冊立の事を謀る。滿朝是れ族黨政治家の中に立ちて、眞備の如きは眞に個人的力量を以て進みたるものなりき。然れども已に大市皇子を太子たらしめんと議を決して、而して藤原氏の爲めに私かに其議を翻され、藤原氏の力によりて立ちし光仁即位後の命任に於て太子冊立の議に與かりしもの、袂を并べて顯榮の地に上るに、眞備のみは何の報酬をも與へざりき。これ明かに藤原氏の爲めに陥擠せられたるものなるが故に、彼遂に其職を擲つて退く。之より朝廷は全く藤原氏のものとなりぬ。藤原氏以外に盛名あるものは、和氣清麻呂等にして、道鏡排斥の功を以て大納言正二位に進みしと雖も、是れ藤原氏に結托して得たる官職のみ。滿朝悉く藤原氏の隸屬を以て充されたり。

百二十節 藤原氏の權

中につきて内大臣長繼、太宰帥百川最も勢威を逞うし、陰謀秘計多く其手に出づ。蓋し此時に方つてや、藤原氏は後世の想像するか如き佞官的の性質を有するのみにあらず、冒險、踏危の剛膽なる性質少からず。聖武の朝、廣嗣の兵を筑紫に上るや、長繼等其弟を以て遙かに力を併せて橘氏、僧支防等を傾けんとして伊豆に流され、二年を経て死されたり。京に歸るや少判事を以て出身せしが、其同族仲麻呂已に朝權を專にして其子三人、並に參議となりて眼中長繼等なきを憤り、佐伯の宿稱、大伴の家持等と兵を擧げて仲麻呂を殺さんとして敗る。仲麻呂之を鞠すれば即ち傲然として曰く是れ僕一人の企のみと。遂に實を白さすして

性氏官爵を奪はる。已にして仲麻呂道鏡と争ふて兵を擧るや、また數百の兵を擧げて仲麻呂を撃ち功を以て參議に任じ、また道鏡等と相對衡す。其剛骨膽氣、殆んど後世の源氏の如きものあり。百川の如きは陰謀詭譎を事とすと雖も、孝謙の御室の内々に尼を斬つて以て道鏡の勢力を殺さしが如き、傍若無人の舉動少なからず。藤原氏同族間の争も此頃より起りしと雖も、其朝權掌握の勢の全く確定せられたるも、また此頃より初まる。而して百川、長繼最も其衝に當る。

百二十一節 百川、幼を極めて皇后太子を養す

此の如くして藤原氏の權已に中外に確定し、豪族また之と争はんとするものなきに至りぬ。此に於てか朝廷無事にしてまた權臣の争あるなく、争は宮廷の内に限られき。初め光仁の立つや孝謙の妹、井上の内親王を容れて妃とし、他戶の親王を生みしが、皇后となるに及び、驕悍にして天皇と争ふもの數ば、遂に寵幸を失するを憤り天皇を咒咀して他戶親王を位に即かしめんとし、且つ其皇后宮附屬の官吏、漫に途上に婦人を執つて之を辱しめ、また其夫を殺すが如き、淫荒唐なく、橫虐言語に絶し、市民皆な憤れども之を止むるの術なきに苦しみしかば、百川光仁に奏して其皇后宮の官吏を引き來つて之れを斬るや、皇后大に憤り來つて光仁に迫り且つ啓るに至る。百川即ち光仁に請ふて、暫らく皇后皇太子を退くるの勅許を得て宣命を作り、百官を太政官に集めて之を讀む。曰く皇后皇太子を退放

るより、王臣多
く外任を蒙り、
四國の公卿を
て、中央に送り、
京官の職を増し、
の勢より一重
し、多く外任を
認むの勢を生
す。
六年出雲を討つ
た、鎮兵を討つ
因つて相模武蔵
上野野の兵を
發す。
山部の蝦夷借
美濃大野郡有
飛騨大野郡有
十四里、故に七
間、一里を不
く、交通の不便
を見、交還の便
出羽守四十八
人を參上し、
契へて奴をせし
む。
前年の貢使、一
百八十人來り、海
に溺れて存する
もの四十六人。
寶龜十年、藤原
清河唐に死す、
清河は房前の四
五年入唐して歸

して庶人となすと。光仁之を聞き大に驚き百川を召して詰つて曰く、暫らく退くべしと云ふも、
退放せよと命じたるにあらざと。百川肅然として曰く、退くとは即ち永く退くる也と。遂に帝
の命を奉せず。已にして他戸の皇子に代るべき太子を立んとして、光仁之を群臣に詢ふや、百
川、山部の親王を立んとことを主張す。光仁曰く山部は無禮の親王也。争でか之を立んと。藤
原廣成また百川を駁して曰く山部親王は母卑しくして稗田親王の母尊きに如かずと、云ふ心は
山部の親王の母、百濟武寧王の血統に出るを云ふ也。百川眼を怒らして刀を手にし疾呼して曰
く、皇太子たらんものは徳を問ふべし、母の尊卑を問ふを須みず、山部親王は衆望の歸する所
なるが故に之を立てんと云ふ也。我れ之がために命を惜しまず、直に陛下の裁可を乞ふと。一
坐愕然、天皇言なく坐を起つて宸殿に跪る。之より百川四十日の間朝に立つて天皇を促がし、
山部王を立つるの裁可を得ずんば去らざと云ふ。此の如くして山部王は遂に皇太子となりぬ。
已にして其繼死し、百川もまた久しからずして其後を追ひ、魚名、繼麻呂、田麻呂、繼繩等相
尋て顯要の地に立ちしも、著しき變事なかりしが、東北の蝦夷、また此時に至りて倭叛を企つ
るに至り、久しく兵備を怠りし時なりしかば、或は勝ち或は敗れ、光仁治世の後半は殆んど之
がために寧歲なかりしが、在位十二年にして崩じ、太子山部親王位に就く。之を桓武天皇とす。
此くて平城の朝は光仁と共に去り、平安朝は桓武と共に來る。

る、時に南邊瀛州に深ひ、また安祿山の亂に逢ふて歸る能はず、十年餘にして死す。
十年、安祿仲唐に死す。
渤海及び新羅を討つ、敗れ朝貢を稱し來る。
北方蝦夷を征伐す、將軍の奏文の中に河水るの字あり。當時與州の河水れるい。

第十三章 平安時代の曙色

神武紀元千四百四十二年
より千四百七十年に至る

- 第百二十二節 平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活 第百二十三節 貴族と寺院、平民を壓す 第百二十四節 改制紛亂豪族、上下を欺く 第百二十五節 桓武の性質 第百二十六節 蝦夷の背叛 第百二十七節 桓武の宗教及び革弊 第百二十八節 皇室を平人の上に立てんとする桓武の政策 第百二十九節 北狄韃靼に應じ大舉して叛く 第百三十節 大皇帝桓武 第百三十一節 北征、北人を煽起せしむ 第百三十二節 坂上氏起つて藤原氏と抗す 第百三十三節 藥子仲成の亂 第百三十四節 社會の組織變革して國守の權張る 第百三十五節 社會經濟上の紛亂 第百三十六節 舊族地方に去り新族地方より入る 第百三十七節 平安時代の宗教思想 第百三十八節 平安時代の文學

百二十二節 平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活

孝徳大化の革新より一百二十年、光仁桓武の際

に至りては、國民の生活、思想に於て絶大なる變化を生じ、殆んど一の『新しき日本』を現出し

*神護景雲二年大
學助教諸臣大
丘、其唐に留學
せる時の様を傳
へて孔子を文宣
王とせん云
ふ、之を評す。

たり。國民的文字を有せざりし國民は、真假名文字を得しかば、啞者の初めて語るが如き自由を得て、此自由は更らに翻つて國民の思想を刺激したり。曾つて一の大聖大賢を有せず、政治に於ても、思想に於ても、國民の隨從すべき立法家を有せざりし國民は、支那の聖人孔子を釋典して、文宣王とするに至り、^{*}異邦の聖人は小數ながらも、學問ある階級の思想上の帝王となり、大宰府の如きは五經を讀むのみを以て足れりとせず。朝廷に上書して史記、漢書、後漢書、三國志、晋書を求むるに至り、之より文教儼然として起り、漢學を修むるは、貴族の常法にして背くべからざる者の如くなり、貴族の外、學問を以て一家を起す者あり。朝廷の詔令も魏晋六朝の文に迫まるに至りぬ。佛教は神道と和して、從來、佛を以て異邦の神となしたる神官も、今は神を以て佛の權化となして、之を讚美するに至れり。佛教も其初めて來たるや、佛像に禮拜して、罪の報を避け、後世の安樂を求むる小乘に過ぎざりき。其後高麗僧、慧灌三論宗を唱ふと雖も、天下未だ大乘の興味を解するの識力なく、已にして法相宗また盛なりと雖も、唯堂塔伽藍の建立に忙はしくして、深奥なる宗教的思想ある能ざりき。然るに聖武孝謙の頃よりして貴族の思想發達すると共に、僧侶もまた餘裕を得たるが爲め、往々にして高尚なる宇宙觀の說かるゝありて、物質的に宇宙を觀るの外なき國民も、上玄若しくは真如と云ふが如き神秘的虛靈的文字を味ふに至れり。入唐使の歸る所、唐僧の來る所、渤海國使の齎らす所、新羅使人の朝貢する所、

大佛は百濟人の
子孫國中連公麻
呂の手になる。
*天平十五年、遣
*法師死す、最
も工藝に巧み、
大安寺を作るし

其歌に曰く
乙女らに男たち
をひふみならす
西の都は萬代の
宮。また歌ふて
日やく清けきほ
まら川。千年は
かちてすめる河
か。秋の曲な
けて節をなす。

綾羅、錦繡、金銀、珠玉の貨物は、貴族の生活を刺激し、而して三韓、漢唐の歸化人は、また能く此の驕奢に應ぜんとして、此等の物品を製作するに至りぬ。此くて歴代の君主が堂塔伽藍を作るによりて、國內の工藝美術を刺激したる後ち、聖武の朝に至りて大佛、大安寺を平城に立つるの一事は、工藝美術に絶大の刺激を與へ、此製作を期限として美術上に一大進歩を齎したり。製作美術已に進み、貴族の生活も、また進むや、此等の需要に應ぜんが爲め金、銀、珠玉、銅鐵、鉛錫は續々として採掘せられ、之よりして稱徳の世には近衛の將士をして、銀裝の刀を帯びて、殿前に徘徊せしめ、東殿を建て、瑠璃の瓦を以て屋を葺き、奮くに瓊纒の文を以てし、時人之を名けて玉の宮と云ふに至る。孝徳天皇が群臣を大槻の下に會したるに比して、如何に絶大の進歩なるぞ。生活此の如く進みたるか故に、社會の快樂もまた飲食男女の外に進み、聖武天皇の頃よりして内教坊なるものを作りて、女樂を設け、采女をして之に當らしめ、踏舞を初じめたりしが、其公會には唐樂あり、吳樂あり、唐人、袁晉卿、李元環、皇甫東朝、皇甫昇女等、朝廷に重用せられぬ。諸國の風俗を見んが爲めに復興したる歌垣は、一種の宮廷の行樂となり、稱徳の世には數百の供奉、青摺の細布衣を着けて、紅の長級を垂れ、男女相並び道を分つて行く。歌ひ、五位以上の内舍人、及び女嬪をして、歌垣に加はらしむるに至りぬ。是れ皆な應神時代に於ては夢にも存せざりし新顯象也。

百二十三節 世族と寺院 平民を壓す

然れども此等の新顯象は是れ貴族、朝官、及び其の威權に附隨せる社會の事のみ。百姓奴婢は依然たる百姓奴婢にして、其生産力は以前より加ふる所あるにあらず。聖武の朝、人民に土地私の權を與へてより、新田開墾の業、靡然として盛んに、王臣、貴族、寺院等、百姓を驅使して山田を開くや、朝廷見て以て百姓に害ありとして、土地私有の權を廢したりしが、後ちまた之を許せり。之がため、人民の生産力少しく發達したりしも、朝廷貴族の驕奢は、非常の速力を以て進みしかば、生産の進歩は之に伴ふ能はずして、また人民の疲弊となりぬ。唯だ此際上下を通じて一なりしは佛法に對するの信仰にして、歷朝、國財を以て佛法を獎勵したる結果として、此頃漸く民間の信仰となりて、人民の新たに子を生むや、佛菩薩の名を以て其子に附するが如き風となり、稱徳の時には對馬の偏僻にすら、已に夫死するの後、壙を墓側に結びて、毎日齋食する婦人を生じたり。去れば堂塔伽藍を立つるの風は、獨り貴族の間のみならず、民間また靡然として之に倣ひ、佛に奉じ、寺院を建つるは、一の社會的榮譽となりしかば、人民もまた之がために疲弊しぬ。疲弊は彼等をして豪族寺院より、稻を借り、錢を借るの止むを得ざるを感せしめたり。而して之を借るや、已に田園を抵當とするにあらずんば、貸すものなし。之を抵當とするや、其高き利子の爲めに追はれて、遂に田園を豪族寺院に收めらるゝに至る。此の如くして小民は寺院と豪族の爲めに驅使せられ、押籠せら

るのみならず、また經濟上の陷穽に陥りて、滔々として相率ひて墮落す。此の間にも精苦力
 行の民は勝を制しつゝありしかば、聖武孝謙以後、奴婢の自ら訴へて良民となり姓を得るもの、
 續々相襲きぬ。前代に於て如何に多くの良民が奴隸に墮ち、此頃に至りて如何に多くの奴隸が
 發達しつゝありしかを見るべき也。然れども奴隸百姓の發達は一部の事也、社會の疲弊は全体
 の事也。之がため盜賊は四方に起りて、山賊海賊隊を爲して起るに至れり。

百二十四節 政治紛亂、貴族上下を欺く

國狀の發達變化此の如くなれば制度政體の之に伴ふて變ずる
 も必然の勢也。孝徳大化の變革には、國司、郡司、京官、豪族の私領私民を廢して、土地を國
 有となし、人民は獨立となりしも、反動幾たびか起りて、國司、郡司、兼併の勢益す甚しく、
 私民私領の弊愈よ甚しく、此點に於ては大化革新の實は、少しも擧らざりき。然れども國司を
 世襲とする封建制度となさずして、中央より任命すべきものと定め、政權を中央に集むるの
 一事は、確かに成功したり。即ち成功せりと雖も大化革新のまゝには成功せず。先づ按察使を
 置きて、國郡司の施政を管察せしめ、次には鎮撫使なるものを置きて、國郡司を督勵せしめた
 るに因る。而して此の按察使は各二國以上四國以下を管領し、鎮撫使に至つては一人、一道
 若しくは兩道を管したり。而して其の按察使、鎮撫使、皆な參議以上の本官よりして之を兼ね、
 巡察終るや、其黨與を以て國司郡守となし、かば、前の國司郡守、朝廷に訴へて己まらず、争訟

鎮撫使は聖武の
 時

孝謙の天平癸卯
 元年、聖武の長
 公事、與らす
 族人を集め馬數
 禁上、武官の外
 京城中に禁上
 以上、禁上する
 禁上、禁上する

の氣、中央を恐れ且つ恐むるの風、雜然として増加しぬ。故に當時の政制は、郡縣なるも、實
 に於ては、往々大族の權制を増加し、一種の封建類似の如きものとなりぬ。而して中央權臣の
 勢力増加すると共に、其門に出入する地方豪族の數愈よ多く、器玩を獻じて其門に媚ひ、奴婢
 を納れて其家に陥ふより、權臣の勢愈よ甚しく、權臣もまた地方の豪族を誘ふて、其門戸を張
 らんとするより、權臣と地方豪族の間愈よ親密にして、朝廷と地方豪族の間愈よ離隔しぬ。此
 に於てか國司郡司は其の部内の租税を私して、人民未だ之を納めずと號して、上を欺き、或は
 自ら正倉に放火して、火災の爲め、正租を失したりと爲し、其實之を私し、或は物品の良きも
 のを己に收めて、粗惡なるものを以て之に代へて、納官するに至る。而して過失ありて之を責
 るや、國司は凡べて之を郡司に負はしめて、自ら責任の外に立ち、或は國司にして京に入りて
 任に歸らず、徒らに其所得を貪るあり。或はまた班田するの時に際しては、不毛の田を以て民
 に與へて良田のみを公廩に具ふるあり。國司の專權は獨り人民を苦しむるのみならず、また中
 央政府をも蔑如して、殆んど眼中には存せざるもの、如くなりき。而して其恃む所は中央の權
 門なり。此に於てか權家は朝政を見ず、一族郎黨を集めて私事に汲々として、法律に背きて良
 馬の數を増し、隨身の許可なきに諸國の壯士を招きて護衛となし、威儀堂々京中を縱橫するに
 至りしかば、武官ならざるものに帶刀を禁じたる天武以來の法令は、元正聖武の頃より全く地

十一月、天神を祀り、天照大神乎、儒者の造物乎、抑々歐洲傳來の思想乎。之を今日に判定するは容易にあらずと雖も、其東方亞細亞より天下に傳來せる燔祭の禮を用ゆと云ふを見ては寧ろ猶太思想に近きものたるを思はずんばならず。次に桓武はまた政弊を改革せんとして人の爲めに官を置くの弊を改め、一切の官員、員外を置くを廢し、(郡司軍殺は此限にあらず) 奸官汚吏の甚しきものを撰びて、之を貶黜し、藤原氏の頭領にして參議兼侍從たる藤原淡成すら、善政なしとて大宰の帥に貶せられぬ。耀武の主は、また兵制の不完全を見ざる能はず。坂東八國の郡司の子弟及び浮浪等、軍事に堪ゆるもの、毎國一千より五百以下を集めて、兵法を習はしめて、以て有事の日に備へしめぬ。而して此等の事を行ふに、桓武は自家自ら自家の宰相にして、自ら之を行ふたり。是れ藤原氏の頭領にして定策の功あるもの、己に多く死したるが故也。

して小民土地に兼并するを禁じたり。而して其の最も著しきは滔々たる佛教信仰の世にありて、獨立亭々として上帝を祭り、燔祭を捧げ、自ら上帝の前に臣と稱したるの一事也。桓武の所謂上帝は、何者なりし乎、天照大神乎、儒者の造物乎、抑々歐洲傳來の思想乎。之を今日に判定するは容易にあらずと雖も、其東方亞細亞より天下に傳來せる燔祭の禮を用ゆと云ふを見ては寧ろ猶太思想に近きものたるを思はずんばならず。次に桓武はまた政弊を改革せんとして人の爲めに官を置くの弊を改め、一切の官員、員外を置くを廢し、(郡司軍殺は此限にあらず) 奸官汚吏の甚しきものを撰びて、之を貶黜し、藤原氏の頭領にして參議兼侍從たる藤原淡成すら、善政なしとて大宰の帥に貶せられぬ。耀武の主は、また兵制の不完全を見ざる能はず。坂東八國の郡司の子弟及び浮浪等、軍事に堪ゆるもの、毎國一千より五百以下を集めて、兵法を習はしめて、以て有事の日に備へしめぬ。而して此等の事を行ふに、桓武は自家自ら自家の宰相にして、自ら之を行ふたり。是れ藤原氏の頭領にして定策の功あるもの、己に多く死したるが故也。

百二十八節 桓武の政、皇室を平人の上に立つ。而して此等の事を行はんには、桓武は中央集權の制なかるべからざるを見たり。中央集權は己に破れたり。如何にして之を回復せん乎。桓武は其曾祖父天智の爲したるが如く、先づ都を遷して國人の耳目を一新せんとし延暦十三年、形勝

をトして都城を平安に營む新京の大、東西千五百七十丈、南北千七百五十三丈、大街衢の數一千二百十六、紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀、春興、宣陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀、安福、校書、清涼、弘涼、弘徽、登花の十七殿は峨々として高く聳ひ、陽明、待賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、漢壁、殷富、安嘉、偉驤、達智の十二門は堂々として壯大を饒ふ、此に於てか待ち設けられたるが如く、國人の耳目は驚駭の間に一新せられ、奈良の都は古代の如くに思はれぬ。桓武の目はまた、國家の最下級たる百姓の上に注ぎたり。其曾祖父と同じく、京官、王臣、皇族、地方官、豪族は天皇と人民との間に立ち、上を欺き、下を虐ぐるに過ぎざるを見たり。此に於てか其政治の大眼目は曾祖父と同じく、天皇と人民とを結びつけて、其の間の勢力を抑ゆるにありしと雖も、時勢、已に天智の時と異なり、一回の經驗は人民をして、直ちに國家に隸せしむるの難事たるを見しかば、國家の官吏の最下級なる、郡司を盛り立て、其勢力に倚らんとしたり。實に國家の機關たる凡べての官吏は、國家を傷くるもののみとなりし當時に於て、郡司のみは、最も國家の機關として價あるものなりき。郡司は國初以來の土豪の名殘也。舊人種の有力者也。新人種の驕悍ならざるもの也。土着にして其職を世にするが爲め、最も人民に親しく、恩あるもの也。而して其權方の微なるが爲め、國司に苦しめられて、半ば治者の性質を失つて、被治者の性質を得つゝありき。地方の租税に欠息あれば、國司は一物をも失はざるに、郡司は其の所得を割き

をトして都城を平安に營む新京の大、東西千五百七十丈、南北千七百五十三丈、大街衢の數一千二百十六、紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀、春興、宣陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀、安福、校書、清涼、弘涼、弘徽、登花の十七殿は峨々として高く聳ひ、陽明、待賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、漢壁、殷富、安嘉、偉驤、達智の十二門は堂々として壯大を饒ふ、此に於てか待ち設けられたるが如く、國人の耳目は驚駭の間に一新せられ、奈良の都は古代の如くに思はれぬ。桓武の目はまた、國家の最下級たる百姓の上に注ぎたり。其曾祖父と同じく、京官、王臣、皇族、地方官、豪族は天皇と人民との間に立ち、上を欺き、下を虐ぐるに過ぎざるを見たり。此に於てか其政治の大眼目は曾祖父と同じく、天皇と人民とを結びつけて、其の間の勢力を抑ゆるにありしと雖も、時勢、已に天智の時と異なり、一回の經驗は人民をして、直ちに國家に隸せしむるの難事たるを見しかば、國家の官吏の最下級なる、郡司を盛り立て、其勢力に倚らんとしたり。實に國家の機關たる凡べての官吏は、國家を傷くるもののみとなりし當時に於て、郡司のみは、最も國家の機關として價あるものなりき。郡司は國初以來の土豪の名殘也。舊人種の有力者也。新人種の驕悍ならざるもの也。土着にして其職を世にするが爲め、最も人民に親しく、恩あるもの也。而して其權方の微なるが爲め、國司に苦しめられて、半ば治者の性質を失つて、被治者の性質を得つゝありき。地方の租税に欠息あれば、國司は一物をも失はざるに、郡司は其の所得を割き

二百三

ならざるを知ら
んや、但し、秦の
河勝の建つて、
のなりを云ふ想
しめば、代相な
せしめ、時に
後二回の火災に
る所の時に保
元年中の、起
り、元へ、其
から、且つ、現
に、眞宗なりと
三つ、眞宗なり
の、眞宗なりと
し、恐らくは、
起、空海以後、
ある、其、四、
王、十二、神、
衣冠、武、見、
此、法、の、
和、法、の、
み、法、の、
マ、法、の、
マ、法、の、
族、法、の、
し、法、の、
り、法、の、
ふ、法、の、
も、法、の、
なら、法、の、

て之を償はざるべからざりき。地方の政治に過失ありて、中央より之を貸むれば、國司は之を郡司に推譲して顧みざりき。而して國司は自ら正倉を燒きて神災と稱して、租税を私するの跡をかくし、或は京に出で、豪族に倚りて、國に歸らず、猶ほ封祿を受け、治民の政績の如きは、殆んど其の記憶に存せざるに至りぬ。此に於てか數は勅を下して國司郡司の専横を占め、民田を妨ぐるを禁じ、また郡司たるものは、其家系によらず、其人物によりて採用するの制を定めて家長主義の古制を打破して、國司罪あらば以下の諸官、郡司等もまた同じく其職を失するの法を定めしむるの止むべからざるに至りしと雖も、猶ほ地方官、豪族、王臣、僧侶の専横は遂に全く之を革むること能はざりき。何となれば世は已に天智の時にわらずして、國司の勢力、半平として振くべからず。郡司等が其非行を告げざるによりて、政弊あるにわらず、彼等が中央の貴族と連続するに存したるが故也。而して京官、益す貧にして地方益す富み、京師錢なくして地方に散するより、令を發して之を禁むるに至りしほどなれば也。政弊此の如く半平として革むべからざるに加へて、外寇は賢宰なき桓武をして意を内政に専らにせしむる能はざりき。

百二十九節 北狄龍韃之應大舉して振く 桓武の未だ立たざるや、韃韃來襲の風説ありき。桓武の已に立つて蝦夷を夷くるや、久しからずして延暦六年に至り、蝦夷また叛す。蝦夷は實に韃韃人

マサは何等の意
味なるべから
ず。此の語は、
支那の西北に
種多、大、
受、其、
つ、其、
知、其、
受、其、
風、其、
同、其、
也、其、
歴、其、
の、其、
今、其、
藤、其、
水、其、
也、其、
八、其、
敬、其、
録、其、
の、其、

の結托によりて煽揚せられて起りしもの也。故に虜勢、強大、容易に鎮壓すべからず、此に於てか東海東山の諸國に糧を多賀城に輸せしめ、また其の歩騎五萬二千八百餘人を發して之を征す。紀古佐美、征東大使たり、多治比濱成、紀の真人、佐伯の葛城、入間廣成副使たり。天皇、大使以下に謁を給ふて曰く、坂東の安危、此一舉にありと。以て其如何に朝廷を震驚せしめたるかを見るべし。古佐美等の朝廷を出る延暦七年の十二月にあり、其多賀城に入りしは八年の三月にあり、已にして頻りに軍を出すと雖も、虜勢強盛にして、十一月官軍猶ほ衣川に逗遛す。朝廷警を發して之を督促するや翌年六月初めて虜地に入る、已にして官軍虜の謀る所となりて敗れ、死傷四千人、全軍轉覆す。此に於てか古佐美等、上表して暫らく軍を撤して屯田せんことを乞ふ。朝廷其法を責めて其職を奪ふ。是れ延暦八年八月にあり。然れども大軍一旦にして顛覆せるを以て、再び大軍を起すは容易にあらず。唯だ所々の守備を嚴にして、以て其の來襲を防ぐのみ。而して其の間の戎事、負擔一に播東八國の民にかゝりしかば、日本全國に令して甲冑を作りて以て之を助けしむ。此くて兵器軍糧を蓄ふること二年。十年一月に至りて、百濟王俊哲、坂上宿禰田村麻呂を東海道に、藤原真鷹を東山道に遣はして、軍士を簡閲し、戎具を檢せしめ、十三年に至り、大伴弟麻呂を征東大使とし、百濟王俊哲、坂上田村麻呂、多治比濱成、巨勢野足を副使として、再び征夷の師を起す。之より交戦已むとなく、民は轉運に勞れ、

て朝廷を守らしめたる兵もまた坂東兵なりき。曰く『藤東人に刀を授けて侍らしむる事は、汝の近き讒として讒近よと念ひてなん在り、此の東人は常に云く、額には矢は立つとも、背には箭は立たずと云つて、君を一つ心を以て護るものぞ』と。唐の李勣の属將の後に高麗の福信が歴代の朝廷に重用せられたるも其の東人の心を得たるがためなりし也。此の如き雄武なる北人も従來唯だ一の爪牙として使役せられしに過ぎざること、恰かも日耳曼の兵が羅馬の貴族に招かれしが如くにして、政治上の勢力となりしものにあらず。朝廷の上に勢力を有したるものは、五畿内に住居する貴族及び山陽南海の民にして、法令、學問、宗教、美術、會計、詩文等、多くは此等南人の専有する所となりしが、今や坂東永く戰場となり、其武幹發達し、其人物輩出し、其野心大に、其政局を見ること明かに、天下に力征を以て經營すべきものなるを知らしぬ。加之、其土壤肥沃、平原縱横なるを見しかば、公子、王孫、大官、貴族競ふて采邑を此地に求め、土豪と婚を通じ、風を習ひ、其心を收攬するに至りしが、其内源平の二氏最も大也。其大なるは皆東人の心を攪りて之を後楯とせるがため也。之より政局一變、南人の隠謀時代去つて、北人の腕力時代來るの端を開く。

百三十二節 坂上氏起つて藤原氏を執す 自家の宰相たりし桓武は崩して、子、平城天皇は藤原氏と坂上氏との権力の間に遺されたり。坂上田村麻呂は日本に歸化したる最大族の後胤にして、其遺

行武の子葛井親
大王友家持許され
使領守府將軍と
なる。六月疫癘の故
以て大赦す。陰陽天
際七月初天子御あり
に云ふ是神祇官并
に神宮及び諸神
社社官を爲すとす
社祭二外命
延暦二年正月
詔して内外命
婦の服色限ある
に比來有司禁制
せざるがため若
民恣に禁むるを
因つて廢之す
禁せしむ。右大臣藤原
三月藤原百川を
右大臣として坂東
四月詔して坂東
八國に將吏稻
送るに他稻
物代ゆりて京
鎮撫に送りて
鎮撫使として
あり嚴に禁
す。六月坂東諸國兵
以て其兵士を

先は後漢の靈帝に出づ、代々武幹あり、常に時の執權者の爪牙たり。蘇我氏のために崇峻天皇を弑したるも其族也。天武を助けて弘文天皇を攻めたるも其族也。藤原仲麻呂の叛したるとき之を攻めたるも其族也。道鏡の權地に落ちんとするや、其奸謀を發きたるも其族也。此の如くして外國歸化の一族種は、桓武の朝には絶大なる勢力を得て、坂上田村麻呂は藤原氏と相抵抗せんとし、大伴家持等と相計つて桓武を廢し、氷上河繼を立て、帝と爲さんとして貶謫せらる。坂上田村麻呂は菟田麻呂の第二子也。光仁より桓武に至る間、北夷、靺鞨と相應して騷擾するもの年あり。幾多の將軍は征討の命を蒙り、幾たびか功なくして歸り、撰擇は遂に百濟王俊者と坂上田村麻呂の上に落ちぬ。而して田村麻呂最も功あり、北虜、全く夷らきたるは其の力による。此に於てか其京に歸るや聲名隆々朝廷を歴し、外國歸化の大族を以て中納言に至り、婚を桓武に通ず、平城は實に田村麻呂の女の生む所たり。此時に方つて藤原氏は已に皇室の外戚たりと雖も、天皇自ら宰相たる桓武の下に於ては、其勢威を逞する能はず。加ふるに同族權を争ひ、人材また多からず。平城の朝となりては僅かに四五の人物あるのみ。平城即位の歲、初めて六道觀察使を設く、而して藤原氏の一門其四道を占むると雖も、同族互に權を争ふこと甚しく、藤原の冬嗣をして山科に南圓堂を建て、藤原氏の再び榮へんことを祈るの已むを得ざるを感せしめたり。已にして大同二年、近衛府を改めて左近衛とし、中衛を改めて右近衛

新修本草を用
七月、大伴、佐伯の諸氏は漸々地方の外官に轉し去りて藤原氏、平氏、源氏、橘氏、在原
氏、清原氏、阿部氏、坂上氏漸々之に代りしも、天下遂に源平藤橘四氏のを數へて、他の豪族
はまたく車輪の外に逸し去りぬ。

百三十七節 平安時代の宗教思想

社會は此の如く貧しかりしと雖も、宗教思想には極めて富みたり

き。桓武の前後、朝廷の佛教を尊崇すること衰へすと雖も道鏡の一挫折は、佛教の政權に取り
ては一大打撃にして、佛法の後へに潜伏せる醜惡偽詐は暴かれて、其腐敗は人の耳目に上りぬ。
去れば神靈にして、物の怪、鬼神の崇を信する桓武すら、佛教のみに依頼する能はず、延暦
六年親しく上帝を祭つて、自ら上帝の前に臣と稱するに至れり。然れども桓武をして、佛教を
離れて天地の造物主を信せしめんには、四圍の空氣は餘りに佛教的となりき。何となれば佛教
已に玄昉、道鏡によりて政治上に失敗すと雖も、凄々たる讀經の聲、哀々たる梵鐘の響の達す
る所、天下の人心靡然として、無常を感じ、佛教は已に國民的氣習たり。況んや玄昉、道鏡已
に過つも。明全は俱舍宗を立て、慈訓は唐に學びて華嚴宗を傳ひ、勝道は日光山を開き、正に
是れ佛教社會は英雄輩出の時なりしが故也。然れども最も佛教に火力を與へたるは最澄空海の
二人也。最澄は近江滋賀郡の民、三澤百枝の子也。十二歳にして大安寺に入り、行表の弟子と
なり、學識深遠の名あり。初め唯識を學び法相宗に屬せしか傍ら博く經論を探りて遂に法相に

新修本草を用
七月、大伴、佐伯の諸氏は漸々地方の外官に轉し去りて藤原氏、平氏、源氏、橘氏、在原
氏、清原氏、阿部氏、坂上氏漸々之に代りしも、天下遂に源平藤橘四氏のを數へて、他の豪族
はまたく車輪の外に逸し去りぬ。
公卿は國司は此の
如きは郡司は此の
任を奪ひ郡司は此の
今十年の令也。
行せよ。
七年三月平維茂
五千人を率ゐて
賀茂に集りて
攻めんとす。
也。また東海東
山坂東諸國の歩
騎五萬二千八百
人を發して、八
年三月を限りて
多賀城に會せし
む。
五月唐人馬清朝
を給ふ。
八月、三月諸國
の軍多賀城に會
して、敵地に入
る。
天下の子弟色を
食り、奴婢良民
相通するの益

疑あり、中ごろ鑑眞の齋せざる四教儀、維摩經疏等を見く覺悟する所あり、比叡山を開き、延
曆寺を建て、天台宗を説く。此時に方つて、已に華嚴、法相、律宗、三論、俱舍、成實の六宗
あり此に至つて七宗となる。已にして延暦二十一年、勅を奉じて入唐し、天台宗の奥義を探り、
二十三年再び入唐して天台山國法寺に入り、諸高僧を歴問し、二十四年歸つて獲る所の經論疏
記二百三十餘部、五百卷、法華經等を献す。桓武之を嘉みして十大寺中の七寺、東大、法隆、
天興、西大、藥師、真禪、大安の七寺をして其經論を寫さしめ、最澄を宮中に引きて灌頂を行
ふ。之より天台宗勃然として盛也。最澄と同年に空海もまた入唐し最澄に後る、一年にして歸
る。空海は讃岐多度津の人、姓は佐伯、少にして大學に入り儒學を以て淺狹となして佛門に入
り、早く才名あり。中ごろ諸經を疑つて迷ふ所あり、遂に入唐して長安青龍寺の慧果に遇ふて
歸り、眞言宗を立て、即身成佛の新義を説く。此に於てか諸宗の僧侶、嗷々として之を論難し、
中にも三論、法相の僧侶力を極めて空海を罵り、動もすれば相争はんとす。空海機智巧辯、ま
た能く之を折服す。之より天台は最澄の宏才、清徳を以て、直言は空海の奇鋒、新議を以て斬
然として他の六宗を凌ぎ、嵯峨の即位するや最澄より即位の印明を受け、藤原冬嗣、天下の執
權を以て、空海を導師として南圓堂を建て、一族の冥福を祈る。最澄、叡山に戒壇を立て、國
家鎮護の權を取れば、空海高野山に大寺を開らき、之より佛教また復興せり。空海は後の弘法

第十四章 藤原氏專制時代(上)

神武紀四百八十年より千五百九十年に至る

- 第三百三十九節 政制漸やく變じて藏人、檢非違使を生ず 第四百四十一節 男女命名の風一變す 第四百四十一節 生活風俗の變 第四百四十二節 社會亂離の勢疊々として成る 第四百四十三節 小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る 第四百四十四節 偽善虛禮の風、朝廷に盛也
- 第四百四十五節 盜賊蜂起して外敵來らんとす 第四百四十六節 藤原基經陽成帝を廢す 第四百四十七節 陸奥の蝦夷また動亂す 第四百四十八節 宇多天皇、自ら基經に謝す 第四百四十九節 宇多の賢明
- 第五百十節 菅原の道真 第五百五十一節 道真斥けらる 第五百五十二節 藤原の時平制度の紊亂を匡さんとす 第五百五十三節 時平の人物及び政策

百三十九節 政制漸やく變じて藏人、檢非違使を生ず

桓武より平城、嵯峨を経て淳和に至る五十年間、

社會の大變革は此の如くなりき。此時に當つて、朝廷の制度また漸やく變更せんとし、嵯峨の元年初めて藏人所を設け、藏人頭等をして殿上に侍して樞機の文書を司らしめ、少納言侍從

の官悉く之に隸せしめしが、後年に至り藏人が公卿に代つて其議論を上奏するに至りて、其權非常に増加し、之と共に詔勅の外に、繪旨なるものを生じ、宮中府中また漸やく相混亂せんとするの端を開らく。而して最初に藏人の頭たりしものは藤原の冬嗣と巨勢のあしなりき。此時に方つて藤原氏は猶ほ權臣にして狡童にはあらず。往々にして帝者と争ふたりき。嵯峨の弘仁十四年、大嘗會を行はんとするや冬嗣、緒嗣連署して之を争ふて曰く、聖々相續き、大嘗頻り也、天下騒動して人民多く弊ると。天皇、神事なるか故に已むべからずと云ふや、其費を節せんかため、緒嗣自から請ふて其事を檢核するに至る、藤原氏は決して狡童のみにあらずし也。已にして藤原園人、嵯峨の朝に死し、淳和、嵯峨に代るに至つて藤原冬嗣また左大臣を以て死し、藤原氏の才人、漸やく零落せしかば、皇族にして藤原氏の出たる良峯の安世、漸やく力を得て宣旨を奉するに至りしが、安世死して後、また小倉王の子にして臣姓を得たる清原夏野宣旨を奉するに至り。之より淳和の晩年に及ひては、豪族諸臣、往々法を守らず、京師諸國また不逞の徒を生ずるに至りしかば、初めて檢非違使を設け、六十三人の看督を附して非違を檢正するに至れり。此く社會亂離の兆已に歴々として見へしが、檢非違使の驅使に應ずるものは多くは隼人なりき。以て朝臣の武事を卑しむの風を見るべき也。已にして淳和の姪にして嵯峨の子たる仁明に至りて、奢侈、驕靡、後宮の費の爲めに人民を收斂せしかば、亂離の機ますます

*仁明天皇名は正良、嵯峨の第二子にして、母は橘の清友の女

熟す。

百三十九節 男女命名の風一變す

仁明は國初以來一千九百年、初めて道義的の意義ある名を有せる君主なりき。之より先き、人名は多くは物に縁み、時に因み、所に因むこと多かりき。仁徳の大鷲鶴と名られしは鳥に因みしもの也。安康の穴穂と名けれしは穴穂の地に因みし也。仁賢の犬脚と名けれしはまた人身に因む所ありしなるべし。其他、人臣の名もまた此の如くなりき。蘇我の蝦夷の如き平群の鯿の如き、蘇我のあかを(赤魚)の如き押坂の毛尿の如き、巨勢の尿子の如き、阿曇のほうたる(炭虫)の如き佐伯の伊太智(鮎鼠)の如き、大伴の鯨の如き、河原の鯉魚の如き、凡の黒鯛の如き人名、多くは物名に因むの風なりき。然るに漢文の廣布せらるるに及びて、我國民の思想に一大刺激を與へて、實物以上の道義的生活を求めしむると共に、男女名を命するの風を一變し、元明元正の朝にありては貴族社會は已に人名に一大變革を生じぬ、藤原の冬嗣の名は其祖鎌足の名に比して如何に意義あるものぞ。我閉の阿彌陀(元正の時)衣縫の孔子、(文武の朝)文の釋迦(文武の朝)大宅の朝臣君子(聖武の朝)縣の犬養の老子(光仁の朝)長谷部の文選(孝謙の朝)と云ふか如き、如何に笑ふべく、併かも尿と云ひ、鯉と云ひ、鱒魚と云ふに比して如何に道義的なるぞ。國民の間に此かる思想の變革ある間にも、皇室のみは依然として其舊様を維持したりしに、變革の勢は、仁明をして正眞の名を得せしめし

嘉祥子也、天長
十一年、天長
流あり。皇位に
を承りて、天長
くあり。皇位に
さるや。皇位に
な辭し。皇位に
皇の子、皇位に
王を立す。皇位に
天子を立す。皇位に
皇位に。皇位に
酒を賜ふ。皇位に
の歴史に。皇位に
す。の之を。皇位に

相撲は武力を勤
むるの功ありと
して。越前、武藏、
能登、佐渡、上野、
武藏、下野、甲斐、
安房をして、下野
方ある者か。七
て食せしむ。七
七月傳燈大法師

かば、之より天皇の名もまた等しく道義的のものとなり所謂る名乗なるものを生しぬ。此等名字の變革の如き、小事なるか如しと雖も、其實、貴族社會の文藻風流か、如何に進歩したるかを示めすに足る一大徴候也。

百四十節 生活風俗の變

去れば最初の名乘的名字を稱せる仁明帝は最も文藻風流に富みたる天皇

なりき。期節に會して文臣を集め、題を設けて詩文を募るの風は念よ昌へ。舞樂を見、妓女を聘するの風益す長し、宮中の園基の如きも此頃より見へ、天皇の大上皇と太上皇后に朝するや、雅樂寮、樂を奏して之を饗せしに、公卿、辭典、感に堪へず起つて宮中に舞ふに至りぬ。宮中の行樂此の如くなれば、其器甌もまた精巧を極め、嵯峨上皇より天皇に贈りたる机には、沈香を以つて机上に山を作り、純金を以て鶴を作りて其上に立たしめ、鶴の啄に花を含ましめたるなりき。また淳和上皇の崩するや之を葬るに五百匹の絹、百端の紬布、千端の調布、二千端の商布、五百貫の錢、八十挺の鏡、百石の白米、百石の黒米を用ひ人夫を用ゆる一千五百人に及べり。其の生活の進歩此の如くなるに共に、後宮の寵を争ふもの多く、奢侈の風は益之か爲めに刺激せられ、天下の貴族、豪族また此風を習ひしかば、令を下して器甌、車輪に金裝箔泥を用ゆるを禁じ、士民の緋色の服を用ゆるを禁じ、女子の夏に表紗を着け、冬に中裙を着くるを禁じ、一袋の外重ぬるを得さらしめんとしたりしも、遂に其効なかりき。仁明の承和五年八十

委香初めて文珠
合を起し文珠の
影像を作る。姓
天下の人名、姓
名、郡、山川の
陳正眞に屬する
るもの改む。元
天長十一年一月
改元して承和元
年とす。上野、下
相摸、上野、下
常陸、上野、下
力か。野、下野
經行上野國、野
寺にあり。野、
唯、上野國、野
唯、上野國、野
今、十室を莊嚴に
今、十室を莊嚴に
陳、十室を莊嚴に
陳、十室を莊嚴に
陳、十室を莊嚴に

強くして得る所の兵を以て之を兵器に似す。

十二月、新羅、高麗、百濟、大宰府、大宰府を以て之を兵器に似す。大宰府を以て之を兵器に似す。大宰府を以て之を兵器に似す。

達しぬ。それ京師は民の庸役輕きか故に、地方士民の悦んで集まらんとする所なるに、其戸口の減少此の如し。是れ、戸口の輕少にあらずして、其實、公民の減少せるものにして、課役を逃るゝ民を多くしたる也。故に一方に於ては天下の國司、競ふて其の戸口の増加を云ふも、就て之を檢すれば、多くは不課戸にして公民にあらず。徒らに奴隸を増加するのみ。以て士民誅求に苦しみ、課税を免れんとして、千百疇を爲し、東西に遑々として寧日なかりし光景を想像するに足る。之に加ふるに水旱を以てし、之に加ふるに飢饉を以てす。貞觀八年には一石二十六文の白米、騰りて四十文となり(官價)十文の黒米三十文となりしが、九年に至りては暴騰して一石の價新錢一千四百文に至る。此に於てか京師の常平倉を閉らき一石八十文を以て賣る。然かも京師錢なくして地方に在り、此に於てか、令を下して天下の現錢悉く之を官に納めしめ、米穀物品を以て之に償ひ、以て天下の錢を中央に集めんとし、酷罰を以て之を促かせし其効なかりき。

百四十四節 盜賊起して外敵來らん

此の如くに痛苦せる人民を見、幼主を擔たる政治家は何事を爲したる乎。唯一の政策は増税にして、一段一束一把を出せる口分田より三束の租を取り其報酬として京師は徭役を免じ、士民は二十日の徭を減じたるのみ。(此法遂に行はれず)是れ救治にあらず痛苦を一層深くせらるのみ、天下固より安寧なるべきの理あらず。南海の賊、益す

五月諸部二金銀を以て之を兵器に似す。五月諸部二金銀を以て之を兵器に似す。

十年三月、陸奥國に、新羅、高麗、百濟、大宰府、大宰府を以て之を兵器に似す。大宰府を以て之を兵器に似す。

疎屢して京師の賊愈よ強梁し、遂には傲然宮中に入るものあるに至る。而して所在國司の力、之を壓鎮する能はざるに至りしかば、每郷結保、護郷兵を作つて之に當らしめぬ。而して陸奥の蝦夷も反し、下總の浮囚も反し、佐渡の荒狄も反し、大宰少貳藤原の元利磨、新羅と通じて反せんとし、新羅の賊船博多に來たり縱横豊前の貢物を奪つて去り、新羅、兵を調へて日本を攻めんとするの風説は傳られぬ。此時に方つて朝廷は安然として爲す所なく、全國二百六十七社の神に位を與へ、或は之を進めて、以て治平を計らんとせり。此時人民は迷信すらく、年々の水旱疾疫、兵亂、盜賊、痛苦は、崇道天皇、藤原夫人、橘の逸勢、文室の宮田磨等の怨魂、崇を爲すなりと。此に於てか秋夏、田野に謳歌して宴飲し、生靈會なるものを初むるや、藤原の良房、また朝廷にも御靈會を起して、人民の迷信に同化し、自家また二六時中珠數を弄して、佛に倣す。良房は藤原氏中、無學無術、最も拙劣なる政治家の一人なりき。

百四十五節 基經國威帝を廢す

然れども藤原氏の盛なるは必しも其人物のみにあらず、内外の百官、朝廷の老吏、皆な其一門なるによる。故に無耻、無識、良房の如きを以てすらも、他の氏族は敢て抗抵せんとするものなく、不平鬱々たる大伴氏、紀氏も藤原氏は已に抗すへからざるものとなし、却つて新出の源氏と、其の權勢を争はんとしぬ。貞觀八年、應天門燒く。應天門は京師の最大、最美、且つ最も崇重せられたる門の一にして之を燒くものは、即ち朝廷を燒けると

博士大行の
説頗りに傳らる。基經が狂疾ならぬ天皇を得んと欲したるもの、偶然ならざるを見るべし。
百四十七節 宇多天皇自ら基經に謝す 陽成已に廢せらる。近親大臣、相會して、皇親に就きて天皇の
候補を定めんとす。源の融、自ら薦めて曰く、若し、皇親より求むと云はば融の如きもまた其
一人也と。基經曰く足下皇親と云ふと雖も、一旦姓を得て人臣たるものより天皇を出せし例あ
りやと。遂に融を排して、仁明の第三子、時康親王を立つ、之を光孝天皇とす。光孝已に基經
の力によりて立つ、勢、基經の喜嫌を以て心とせざるへからず。此に於てか詔を發して奏すべ
き事、下すべき事、必らず先づ大臣に諮稟すべく、朕將に垂拱して成を仰かんと云ふ。天皇は
明に自ら辨毫となりし也。是より舉朝滔々の名族、皇親、燕雀の蒼鷹に靡くが如し。源の融、皇
族を以て一代の大官たりしと雖も、優遊、和歌を樂しみて、河原の左大臣の雅名あるのみ。本
康親王、兵部卿として兵權を掌ると雖も、虚名あるのみ。共に迂濶にして基經の膽大心小なる
に抗する能はず。基經は、朝野に蟠る大族の長たるが故に、專權なるのみならず、滿朝の大臣、
其人物に於ても、碌々として基經に匹敵するに足るものなかりし也。已にして光孝病を以て崩
せんとするや、基經また一旦源姓を得て臣下となりし定省親王を擁立せんと云ふ。親王は光孝

見たりと雖も、兵を動かす三千にして、猶ほ同族夷狄の力を藉らざんば夷らざる能はざりしを
見て、如何に朝廷武力の微弱なりしかを見るべき也。况んや南海の賊未だ夷かず、新羅倭畔の

唐李延季等四
十三人、九州に
至る。九月、山
城葛野
久壽の少時、
但馬守、原宿
諸長を以て、
始皇の御也。
貞觀六年、一
延壽寺の座主
仁人、下野都
郡の足跡、最
つては、凡僧
二、三、凡僧
僧綱を以て、
は、以て、更
を、以て、更
教、法、上、
眼、和、上、
和、法、上、
都、法、上、
法、大、上、
正、法、大、上、

の子也。光孝感泣して其恩を謝す。定省親王は即ち宇多天皇也。此に至て基經が源の融の要求を
排したる議論は、自ら打ち消されぬ。故に宇多の立つや、基經に勅して曰く、今日の事平安欣
歡涯りなし、先に遺託の命あり、况んや朕已に孤子たるをや、教誨に従はんことを思ふのみ。
卿若し辭する所あらば、小子世に住まず、政を聽かずして山に逃れんと。基經陳謝するや更ら
に詔して曰く、卿は社稷の臣にして、朕のみの臣にあらず。宜く卿に委するに阿衡の任を以て
すへしと。給ふに年官年爵を以てして三后に准すること、良房の故事の如くならしむ。其詔詞
は橋の廣相の撰する所也。博士藤原の佐世、基經に説きて曰く、卿關白を已められしを知らざ
る乎。阿衡は空名にして、實職あるにあらず。天皇卿に求むるに阿衡を以てするは、是れ卿を
して空位に止まらしめんとするもの也と。基經勃然として怒り、直ちに上書して曰く、阿衡の
任、關白に比して如何なるを知らざるか故に、仍ほ持疑せること久し。伏して聞くに、左大臣
明經博士をして勘申せしめて云ふ、阿衡の任、典職なかるべきもの、其典職なかるべきを以て、
阿衡の貴きたるを知ると。臣を以て比擬せんは、克く堪ゆる所にあらず。分職なきに至ては、
臣の願也と。即ち參劾の要なしと麻馬を放つて市に出でしむ。天皇愕然、舉朝變驚、即ち宣命
を發して其怒を解かんとして曰く、朕の本意は萬政を關白して、其輔導に頼らんと欲して、前
詔を下せし也。太政大臣は、今より以後衆務を輔け行ひ、百官を總へ賜へ、上奏の事附下の事、

七年六月、民惡
錢を挾奪するを
禁ず。宇全のち
すして取らざ
るし、十に二
三、輪廓欠くる
ありき。なして
つるもの百に八
九、不其金なる
の不完也。六月
八年、民被除す
知、民被除す
の風あり。六月
主人、節府の風
りして、節府の
す。酒を待たず
るに、酒を待た
得んことして、
するあり。節府
たると小民、節
たると小民、節
得んことして、
す。酒を待たず
るに、酒を待た
得んことして、

合は十人以上に
上る能はざらし
む。
全九年三月、左
少史村主八約、
前、村主貞成に
目、村主貞成に
ふ、魏の曹植の後
七月、肥前基肆
郡、大領山脊永
新、入珍、長、
共、新羅の衛を
兵、新羅の衛を
馬を取らん、
十年、左大臣源
信死す。源氏の
最也。

四月、大納言藤
原氏宗、参、南
瀬、年、名、参、大、江

必らず先づ諮察せよ、朕將さに垂拱して成を仰がんと。罪を廣相に歸す。基經初めて釋然たり。之より天皇に説くに、其家に傳れる寶劍壹切の靈驗を以てし、暗に皇家傳來の草薙の劍に比せんとし、自今以後、皇太子たるもの藤原氏の出ならざるへからず。藤原氏のために立てらるゝ太子は、必らず壹切の寶劍を有せざるべからざるに至たりぬ。孝徳の時より君臣の分畫然として定まりしこそ幸なれ。若し前代の如く皇室の尊は、猶ほ一大種族の長たるに止まらしめば、藤原氏が天下の最大、最強、而して最も智慧ある大種族たる此の時に於ては、如何に危険なりしぞ。

百四十八節 宇多の賢明

天皇已に明かに自から藤原氏の辨毫となる。此に於てか藤原氏の子弟驕慢、上命を尊ばず、基經の次男時平、初めて位記を賜るや、其宣旨の橘廣相の手に爲るの故を以て、時平の母、書を尙侍に送つて手つから、其の宣旨を破るに至り、舉朝、戦々、基經の怒りに觸れんことを恐れ、基經の長男仲平の位記を賜はるや、天皇自ら筆を取つて位記を書し、僅かに怒を避くるに至る。幸にして宇多は雄才大略の君にあらざるも、また暗君にあらざ、古今賢良なる君主の一人にして、學を好みしかば、多く過なきを得たりき。寛平二年、石清水八幡の寶藏震動す。陰陽の頭奏して曰く祟、聖躬にありと。天皇曰く朕、愚冲と雖も、法に非んば行わす、道に非んは縦にせず、天地之を知らんと。太宰府に瑞雲ありと奏するや、之を退け

て曰く、即位の後九歳、水旱疫疾已まず。何ぞ瑞雲と云はん。天を怨みず、人を尤めず、鬼を嫌はず、神を責めず、朕の無道、朕獨り自ら之を知ると。其の迷はざるや此の如きものありき。已にして策立の功ある基經、寛平三年を以て死するや、天皇少しく自由を得たり。而して新たに進みたるものは、菅原氏の黨與なりき。

百四十九節 菅原道真

菅原道真是其先は出雲より出で野見宿禰の後裔也。家世々文學を業とす。道真の兄、婚を大伴氏に通じ道真に至り内外に歴仕し、大に家門を顯はし、朝廷の文學、制作、大低、其の與る所にして、類聚國史、新撰萬葉集等は、其の勅を奉じて撰する所也。宇多の六年、撰はれて遣唐使たるや、在唐の僧中瀧の書を引き、遣唐使の道路の苦多くして、京師に至るもの少きを述べて、遣唐使を廢せんことを主張す。是より遣唐使長く絶ふ。其女は六朝の餘風を承け、詩は白居易を學び、一代の儒宗として聲名朝野に響き、朝廷の官吏其門生たるもの極めて多く、源、平、藤、橘、諸族の外、文學を以て隱然一派を立てたりき。其文采風流、最も宇多の性情に適し、殊寵を得て侍讀となり、また能く文學を以て、宇多の内廷に結托して、其の歡心を得たりき。此を以て、皇親、名族、群を爲す間に立ちて、橘氏所出の皇子齊世を以て、己の女に娶はし、また其女を入れて宇多の女御となすに至り、寵幸一代に冠たり。已にして藤原基經の死して、政柄少しく宇多の手に歸するや、藏人頭に進み、累進して權大納言とな

第十五章 藤原氏專制時代(下)

- 第五百三十三節 貴族の軟弱迷信 第五百三十四節 藤原の純友叛す
 第五百五十五節 平將門叛す 第五百五十六節 和文の發達 第五百五十七節 平安時代の和歌 第五百五十八節 社交の發達、修養風流の進歩 第五百五十九節 亂離の兆、村上の時に現はる 第五百六十節 源高明滿仲廢立を謀る 第五百六十一節 兼通圓融に迫つて關白を得、兼家圓融に迫つて讓位せしむ 第五百六十二節 兼家華山を欺きて帝位を捨てしむ 第五百六十三節 道長出で、藤原氏の權空前絶後也 第五百六十四節 貴族の風流、淫蕩の習俗 第五百六十五節 道長三條及び太子に迫つて讓位せしむ 第五百六十六節 契丹、九州に來襲す

百五十三節 貴族の軟弱迷信 忠平は時平、仲平と共に基經の子にして、世に三平と稱せらる、と雖も氣象全く時平に似ず。彼の時に至りて藤原氏は政治家の資格を失して、全く宮中の狡兒となり、劍を案して位を争ひし百川等の氣概は失せぬ。忠平優柔にして固息、唯だ能くする所は畫のみ。

其中將たる時、杜鵑を扇に畫きたるに、扇を開くことに杜鵑聲を發すと云ふ。以て其の豪健の氣象を失して、宮人的修練の熟達したるを見るべし。朝廷に落雷するや、忠平曰く我は佛を信して頼みしが故に、死靈を恐れずと。忠平其兄仲平に先つて左大臣となるや仲平漸憤に堪へざりしが、已にして忠平太政大臣となりて、仲平、左大臣となるや、狂喜して歌ふて曰く『晚くともつひにささぬる梅の花、誰がうへをきしたぬにかあらん』と梅花をかざして忠平を訪ふ。以て其の獵職の外に念慮なかりしを見るべし。また同族保忠は外出することを餅を焼き之を懷にして暖を取り、暖盡くれば之を捨て、省みず以て榮華となす。其弟敦忠、また管絃の妙手にして、風流一代に冠たり。此の如く藤原氏は時平を最後として餘は悉く一個風流の宮人と化しぬ。而して當時の陰陽談、佛説に迷ふて物の祟、死靈、生靈の談を信せしかば、悉く神經質にして、多少の狂疾を有するに至りしが、之に加ふるに驕者淫蕩は、其の生命を短からしめ、多くは三十より四十歳にして死せしかば、物の怪を信する時人は、以て道眞の靈の爲す所となす。此に於てか醍醐も遂にまた此神經病を受けて、不豫となりぬ。之より宮中、道眞の靈を恐れ、皇太子寛明親王の如きは、生れてより三年の間、一日も日光を見せしめず。日夜、帳内に火を點じて、衛士をして徹宵守護せしむるに至る。是れ獨り宮廷貴族のみの迷信にあらず。當時の佛教は已に神道を呑み盡くし、更らに陰陽道を呑み、道家を呑み、日本古來の傳説を呑み、あ

*名は寛明母は基經の女種子。

十年四月改元し、天曆と云ふ。天皇御者我國に天行を遣はして書な求む。二年強盜京師に横行し殿上に出入す。三年六月、諸衛舎人、數百人散りて、御座の預に中務丞佐思の宅に亂入す。

此處空也、六波羅密寺を作る。九年三月、菅原道真を祭つて天蔭大射す。天曆十年十月改元して天徳と云ふ。

四年九月、内裏炎上、寶器文書多く焼失す。平安遷都以來あらざる所、劍鏡共に焼く。然れども形實變ぜず、内侍を以て之より鏡を内侍所と云ふ。五年二月改元して應和とす。康保元年十月左近陣にて一種物あり、一種物と公卿各々一種の食物を携て

らゆる信仰、あらゆる神學を呑み盡くして、以て其大を爲し、佛道渡來以前より偏僻の民間に行はれ當然佛教のために破滅せらるべき淫祀或信も、名を佛教に托して復活し、人の運命を司るの星ありとなされ、天子山陵を拜するの禮は一陽一變して四方を拜するの風となり、害氣人界にありて萬惡の本を爲すと信ぜられ、旅行婚嫁に吉凶の日ありと爲され、居住轉移に吉凶の方ありとなされ、竈に神あり、火に神あり、一切萬事皆迷信の侵容を受けざるはなく、斷見卓絶の徒にあらざれば此迷信の外に立つ能はざりがし故也。

百五十四節 藤原純友叛

已にして醍醐天皇、三十四年にして崩ずるや、八歳の皇太子立つ之を

朱雀天皇とす。忠平攝政たり。歴代の驕者、非政、紀綱の廢弛とは、優柔なる忠平攝政の下に於て愈よ其の結果を生じ、承平三年、京師に盜賊起るあり、四年、宇多以來の南海の盜賊、益す猖獗す。此時に方つて創世以來の大族多く衰滅して存せず。其存するものは、僅かに一藝一能を以て、朝廷に仕ふるのみ。滿朝悉く是れ藤原氏にして、皇室より新たに分派せられたる平氏源氏の如きも、また地方に出て、采邑を求むるの已むを得ざるを感ずるに至れり。之と共に藤原氏また其の同族間の軋轢を生ずるに至りしかば、其志を得ざるものは、また地方に出て、豪族と結托して、以て爲すあらんとするの志を生じ、地方の豪族もまた漸く力を得、京官大姓と結托して、爲すあらんとするの時なりしかば、正に是れ天下大亂の兆、歴々として見る

べきものありき。時に平の將門なるものあり。上總介平の高望の子にして、桓武五世の孫なりと雖も、一家世々坂東にありて、北方土人の血液を傳へ、北人の剛健質朴の風に習ふを以て、大和朝廷優柔の風なく、純乎たる坂東武士の如くなりき。彼れ長安の少年が執金吾を希ふが如く、少年武士の習として檢非違使となりて、平安城に揚々たらんと欲して、藤原忠平に乞ふ。忠平之を許さず。此に於てか不平鬱勃、藤原の純友と共に、革命を謀る。純友は長良の曾孫にして其祖父遠經は基經と兄弟也。而も政權獨り基經の子孫に歸して、朝廷の寵幸遂に其家に來らざるを憤り、浪遊、高歌、同志を得て其憤懣を洩さんとして、遂に將門と相得たり。將門一日純友と比叡山に登りて皇居を俯瞰して曰く、盛なる哉皇居、我は平氏たり、以て天子たるべし、子は藤原たり以て關白たるべしと。遂に相約して東西に兵を擧げんとす。承平年中、南海、海賊あり朝廷、紀の淑人を伊豫守とし、純友をして椽となして之に従はしむ。已にして任滿つるも純友歸らずして、南海の人心を得んことを勉む。南海は日本最古の文明に與つて力ある土地の一也。其地、燈灘と硫黃灘を隔て、中國と相對し、中間、數百の嶋嶼を挟み、また豊後海峡を隔て、九州と相對するがため、海潮によりて來りし日本建國の新人種は、九州中國に上りしが如くに、また此地にも上りき。而して四面皆海にあるがため其航海の術、最も發達しぬ。故に古來九州と相通するを以て國安に害ありとして交通を禁むることありき。其民已に航海に

共進する也。
男子の踏蹴漸く
盛也。

達す。故に海賊もまた多く此地に出づ。而して大和朝廷、水軍なきの故を以て、一時、中國の水軍を發するも、賊軍の跡、出沒して定まらざるかため、容易に之を服する能はず。唯だ一時他に轉すれば、即ち征服として凱旋するの外なかりき。純友最も大和朝廷の此の弱點を知りしが故に、深く海賊に結托し、承平六年遂に根據を日振島に定め、千有餘艘の舟を集めて、往來の船を掠めて、官物を奪ひ、遙かに周防の海を制して、太宰府に迫りしかば、志を得ざる海人多く之につきて、海路之ために斷絶す。純友、また間諜を遣はし、火を京師に放ち、人心を惶惑せしむ。是れ實に古今未だ嘗てあらざるの大變なりき。朝廷純友に従五位下を授けて安撫せんとす、純友聽かず。即ち平人と雖も賊將を殺さば、五位以上を授け功田を與へんと命す。

百五十五節 平の將門叛す

此報を聞くや將門また、兵を北方に擧げて叛す。之より先き將門、婦女を争ふて數ば其同族と戦ふ、近隣皆な其聲威に服し、敢て抵抗するものなし。已にして朝廷の征伐を受けんとするや、自ら馳て京に上りて辨疏し許されて歸る。此に至つて武藏權守與世王、將門に説きて曰く、一州を取るも誅せらるべし、八州を取るもまた誅せらるへし。誅は一のみ何ぞ天下を取らざると。將門之に同じ遂に武藏、常陸、上總、下總、相摸を侵略して、都を下總猿島に建て、自ら平親王と號し、百官を設く、欠く所は一の曆博士のみ。上野介藤原の尙範、下野守藤原の弘雅を追つて信濃に入らんとす。警報、日夜、京都に達すること櫛の齒を

忠文等怒々陣中
詩歌を弄す、其
清見岡を通るや
軍監清原の滋康
杜荀鶴の詩を吟
燒て曰く火影寒
山と一、座噴符
す。

引くが如し。舉朝震驚、天慶三年正月、意を決して追討を初む。參議藤原の忠文、征夷大將軍たり、藤原忠叡東海道追捕使たり。小野の維幹東山道追捕使たり、小野の好古山陽道追捕使たり官符を發して兵を募る。已にして駿河また群賊あり、官符を奪ひ關を破る。幸にして將門は關東に多く家の子郎黨を有する六孫王經基と隙あり。また關東に於ける同族と相戦ふたるがため同族皆之を亡ぼして報ひんとす。中に最も憤恨せるは、將門の從兄平貞盛にして、其父國香が將門の爲めに殺されたるの故を以て、將門と並び立たざらんとし、數は戦つて數は敗れ、猶ほ日夜に其隙を伺ふ。時に下野の押領使、藤原の秀郷、將門に應じて、其營に至り、其舉動の輕卒なるを見て、歸て之に叛き、貞盛と力を併せ、隙を伺つて之を攻む。將門遂に流矢に方つて死し、全軍壞奔し、忠文等手を空して歸る。朝廷猶ほ其勞を慰めんとするや、藤原の實賴之を遷りしかば忠文之を怨み遂に病を得て死す。將門已に亡びて純友孤立す。此に於てか小野好古等進んで之を攻む。先鋒阿波介國風、最も能く戦ふ。純友利あらずして退き、行く／＼安藝周防を掠めて、太宰府に至る。好古之を追つて博多に戦ふて、之を破る。純友また狼狽して伊豫に歸るや、伊豫の警固、橘遠保迎ひ撃つて之を捕斬す。此の如くして古今の大亂は一時平定するを得たりき。然れども、此の大亂の結果は、朝廷を弱むること、絶大にして歴代の驕奢によりて已に乏しかりし府庫は、更に空しく、國民に向つて一層の誅求を爲し、租税のみにても一

躍して七公三民となり、租税以外の徴發之に適ふ。之がため民心朝廷に離れ、而して征戰の爲め武士の實力愈よ發達したるに引代へて、朝廷、最早や憂ふべきものなきがため、愈よ文弱宴安の淵に沈み、佛に倣するの外なく、朱雀帝、十六年の治世の後、位を同母弟村上に傳ふるに至つて、文弱浮華の弊其の頂上に達しぬ。村上の世は天曆、天德、應和、康保を通じて二十一年にして、後世、醍醐の延喜年間と、村上天曆とを併せて、延喜天曆の聖世と稱し、古今の理想的治世と爲す。然れども其の實は治世にあらずして、混亂に趨きつゝありしのみ。唯だ其の貴族社會の社交の隆、文學の盛なるがために眩惑して之を言ふのみ。而かも延喜天曆の二世は社交の快樂文字の氣運、最も發達したる時にして平安時代の光榮の絶頂に達したる時なりき。

百五十六節 和文の發達

萬葉集以後魏晉の文字、波瀾の如く、貴族社會を襲ふたるかため、朝廷の詔勅、公文、皆な四六の漢文を用ひ、學者靡然として漢文に傾き、歌咏、嗟嘆また皆な漢詩を用ひ、六朝の風ありき。之がため、和歌一旦、衰ひたりと雖も、漢文は猶ほ我が國語にあらざるがため、學者苦心經營を極るも、猶ほ其の思ふが如く、自由自在に漢文もて發表する能はざるを苦しむを免れず。清和陽成の頃より韓愈によりて唱られたる古文、平易自由なる白居易の詩、漸やく學者の知る所となりしも、猶ほ黃口之を學び、白首猶ほ苦しむを免れず。加ふる

に天寶の亂唐朝其の政綱を失して、旅行の安全なく、海上風波の難、また大和の安逸に慣れたる貴族の子弟を恐れしめしより、年々李唐との交通を減じ、唯だ吳越沿岸の商人、僧侶の交通のみ多かりしかば、自然に李唐文學の影響を減じたり。此の如き内外の形勢よりして、漢字に假名を交ゆる所の和文なるもの起りぬ。是れ吉備眞備が假名文字を撰定組織したるより、略ぼ八十年也。空海が平假名を撰定したるもの與つて大に力ありし乎。此に於てか建國以來一千五百年、國民文學の基礎初めて起る。是れ實に日本文明の性質を説明するに足る一大顯象にして、南人の齎らしたる聲音文字なる假名と、大陸人種の齎らしたる象形、文字との調和は、即ち南人の文明と、支那文明の調和を示めすものにして日本文明の性質は實に此くも錯綜したるものある也。

百五十七節 平安時代の和文

而して此國民文學は思想發表の自由を學者に與へたるがため、最も先づ此の恩澤を受けしものは、當時の學者なる歌人にして、醍醐前後の作者は、在原の業平、凡河内の躬恒、紀の貫之、紀の友則、壬生の忠岑、藤原の敏行、坂上の是則、小野の小町、僧遍照、文室の康秀、婦人伊勢、僧喜撰、大友黒主、等にして醍醐の時、學者最も多く、紀貫之の如きは假名漢字、混交の和文を以て、土佐往返の日記を作り、更らに勅を奉じて古今和歌集なるものを撰定し。其序文また和文に成る。是れ平安城に都を定められし以來、醍醐に至る作

家を網羅せるものにして、之れがため一代の文運鬱然として盛なり。古今和歌集の風調、清麗にして優悠、萬葉の雄渾自然を欠くと雖も、猶ほ輕浮、巧緻の弊に陥らす、其格調、思想、萬葉の終末に優るあるも、劣らざるものあり。故に概して之を云へば、萬葉は支那漢魏の古詩の如くして、古今はそれ六朝の終り初唐の詩の如くなる乎。村上に至りては、君主更らに醍醐よりも文學を好み、宴遊、詩會を事として、朝廷の上に詩文を論するに至り、文人の寵幸古今比なし。文章博士橘の直幹、が上書して其官職の卑きを嗟きて、偏頗なりとするや、一たびは怒るも、猶ほ其文を愛して民部太輔たらしめ、山城守小野の道風が其名、李唐に聞へて其官、山城守に止るべからざるを主張して、近江守を兼攝せんことを乞ふや、また之を許し、また冷泉院に行幸せるとき、菅原の文時をして序を作らしむ。時過ぎて序成らず、乘輿已に還らんとするとき、序成るや、帝人をして之を讀ましめ、駕を止めて之を聞き、其文を賞して再び筵を開きしか如き特典少からず。また延喜の盛世と名を競はんがため、源の順、大中臣の能宣、清原の元輔、紀の時文、坂上の望城等五人をして、後撰和歌集を撰ばしむ。時人、其五人出仕の地によりて、之を梨壺の五歌仙と云ふ。文人の相標旗するもの靡然として風を爲す。然れども格調、思想已に下つて晚唐の風あるを免れず。

百五十八節 社交の發達、修養風流の進歩

此の如き文學の發達はまた實に社交の發達のため促され

更らに社交の發達を促かせり。而して社交の發達は宇多に至つて漸やく盛んに或は期節の會あり、或は神事の會あり、或は詩文の會あり、詩文の會には天皇自ら發題して、『牛女に代つて曉更を恨む』の題を提出するに至り、宮人と官吏との交通は、社交を名として頻繁として起り、謹慎の名ある菅原道真の如きも、また此行樂を喜ぶの一人にして、宮人宴を賜ふて粧を催ふすの序を作つて、之を辯護す。曰く『我后偏に内寵を専らにすと云ふものあらん、故に聊文章を假つて史記に備ふ』と。光孝の皇后、藤原温子また社交を好み、朝廷の外別に堀河院に男女を會し、男女の席を分つて對座せしめて歌を聞はし、之を名けて歌合と云ふ。宇多また親しく之に臨む。之より靡然として風を爲し修養、風流、駁々として進み、皇子、王孫、宮人、妃妾競ふて歌合を起し、男女曉の早きを恨むるに至り甚しきは宇多萬乘の身を以て妓女玉淵を招きて堂に上らしむるに至る。而して此風醍醐、朱雀、村上に至つて最も盛にして、名族の管絃、繪畫を以て進むあり、堂々たる丈夫、相競ふて笙箏、吹笛踏歌を學ぶあり、變じて後宮の寵爭、宮廷の陰謀、淫蕩の風習となる。村上、藤原師尹の女芳子を寵す、風姿艶麗、長髮地に垂ること數尺、一代の美人たり。皇后安子之を妬嫉し、其居る所の弘徽殿の牖より土器を取つて之に擲ちたり。村上猶ほ之れを愛すること已まず。此世も後の世も、共に比翼の鳥とならんと云ふに至る。皇后の妹登子あり村上の兄重明親王の繼室たり。妹姉の故を以て宮中に出入するや、村

上之を悦び遂に皇后の許諾を得て之に私す。已にして皇后寵衰へて崩ずるや、村上數ば書を登子に與へて之に促り、遂に宮に入れて尙侍とす。歡狎比なく、晝猶ほ出でず。醜聲外に聞へ宮人多く憤る。而して此の如き放縱なる生活も、費なくして維持すべからざるがため、遂に官を賣て財を收むるに至る。右少辨菅原文時、封事を上つて之を難するや、村上奏疏に接して愧色あり。而かも遂に改むる能はず。延喜天曆の世は此の如くなりし也。然かも文士は其文學の盛なるを喜びて泰平を頌し、其の行樂の深きを喜びて、其盛世を歌ひ。延喜天曆は古今の聖世と稱られぬ。而かも光耀、文華、行樂の後には動亂の兆已に存し、醍醐去つて延喜の後には、天慶の亂あり。村上に至つては、天慶の亂を経て、稍々治平なりしが如しと雖も、朝綱の弛緩前代より甚しく、祿を諸衛の舍人に與ふる能はるがため、數百の舍人、散して豪盜となりて、高官大族を襲ふあり、京師騷然たり。之より朝權衰微、武臣權を専らにするの端を開らく、兩朝は必しも聖世にあらざりし也。

六月東大寺興福寺と相争ふて戦ふ争ふにあり。

百五十九節 亂離の兆村上の時に現はる

之より以往、朝權日に衰へ、藤原氏また皇室の後を追ふて榮

華文弱に陥るのみ。而かも此時、藤原氏は已に殆んど人臣にあらざ皇室の外、別に一の『朝』を立てたるが如き姿となり法令の文、王氏藤氏と併稱して、他姓に分ち、また彈正台は太政大臣を彈ずる能はずとなし、天子の神聖を以て之比擬す。彼等名は固より大臣たり、參議たり、

然れども其大臣參議は必しも天皇の承諾を俟つて後に成るものにあらざ。殆んど其族長は必らず太政大臣たり、攝政たり、關白たるが如く、其の宗室は必らず右大臣たり、參議たり、大納言たるが如く、其子女は必らず皇后女御たるが如く、其子女の所出は必らず皇帝たるが如く、彼等自ら天皇と稱せざるも、天皇を左右し、廢立し、製作するの權あり。村上以前にありては藤原氏の專權と雖も、猶ほ三公を一門に私せず。然るに村上の朝に至りては、忠平太政大臣にして、二子實賴、師輔左右大臣たり。一門一時に三公を出し、陽成上皇の疾を禱らんがために、三十人の僧を度せしめたる村上は、忠平の疾を禱らんがため、五十人の僧を度せんとするに至る。蓋し村上は庸主にあらざ、其文學と讀書と、其の善其温厚の資質は、村上をして賢君たらしめんと欲せしめぬ。故に其の言ふ所皆な温乎として賢君の風あり。曾て侍臣に問ふて曰く、外間、朕を以て如何なる主と爲す乎と、侍臣、寬を以て對ふるや、即ち喜んで曰く、是れ朕の志す所也。朕若し嚴酷ならば、民、命に堪へざるべしと。また紫宸殿にあり、老吏を召して問ふて曰く、當今の政、延喜に比して如何と。老吏曰く、方今太平、臣何をか云はん。唯だ主殿寮多く松明を進め、率分堂に草生することあるのみと。意蓋し繁梅の政、歳貢少なきを云ふ也。村上之を聞き愧色あり。蓋し村上は其志望に於ては、賢君たらんと欲したりし也。併かも寬和は凡べての時に於て、賢君を作るものにあらざるに、最も秋雲烈日の志を以て、一世を振肅す

る君主を要する時に於て、村上は寛和を主としたり。好語良辭は必ずしも良君主を作るものに
あらざるに、最も浮辭に富み、最も實行を欠ける時に於て、村上は言語の主君にして、百難を
排して實行するの意志を欠きたりき。故に其の言語を取つて之を見れば、古今の理想的聖代た
るの觀あり。其實に就きて之を見れば、最も腐敗に傾ける時代なりき。

百六十節 源の高明、滿仲等廢立を謀る

然れども村上は猶ほ自家の意志を有し、之を行ふ能はざる

も、猶ほ善を善とするの君主なりき。然るに其の風流靡浮の生活のため、四十二年にして崩じ、
第二子、冷泉の位に即くや、早く已に狂疾を有し、皇后姫妃取て近かず、神璽の函を開らきて
之を見、藏人兼家のために奪はるゝに至る。故に政治を覽る能はず、藤原實賴をして太政大臣
として機務を關白せしむるや、政弊更に甚し。實賴は父忠平に代つて太政大臣たるもの也。其
弟師尹、右大臣たり。一門已に二大臣を出すも、猶ほ一の源氏、高明が左大臣たるを傍觀する
能はずして、陰謀を行ふ。爲平親王なるものあり、冷泉の弟にして、早く政局に當る。中外皆
な思らく、冷泉の狂疾長く位に在らざるべし。早晚位を爲平親王に譲らんと。權勢多く其門に
集まらんとす。然れども親王婚を源高明の女に通ずるの故を以て、實賴之を忌み、村上の遺詔
を矯め、守平親王を立て冷泉の太子となす。是れ明かに源の高明を侮蔑したるもの也。此に於
てか高明憤怨、時を俟て報復せんとす。左馬頭源の滿仲、武幹勇膽あり。其父六孫王經基が鎮

天延元年四月強
盛前守源滿仲
仲の家を圍みて
火を放つて宮を
あけ武藝の守
を棄めて宮を
らしむる。大臣
兼通を太政大臣
とし萬機を關白
せしむる。内舍人
近衛光房を給ふ
以下舍人衛府上
下を著ける。新米
直らざる。其の
陽明門に立張り
箭を射て平張を
命ずる。在京張
事召して京米の
天延四年改めて
貞元元年とす

永觀元年京中
内に弓箭兵仗を
帶す。其の多
へしむ。火災多
なく。此の爲す
密傳の故也。所
を醫心方三十六
巻を撰す。

守府將軍陸奥守として北方に屯在せるより、久しく北人の心を得たり。高明の藤原氏と好から
ざるを見て、相共に結托し、中務少輔橘の繁延、前相模權介藤原の千晴、僧蓮茂等と共に爲平
親王を奉じて、坂東に奔つて亂を起さんと謀る。已にして滿仲、高明の第に於て相撲して、其面
を傷けしより、憤怒の情に堪へずして大謀を忘れ、右大臣師尹に至つて、高明以下の密謀を暴
露す。朝廷諸門を鎖し、出入を禁じ、滿仲の弟檢非違使源の滿季をして、高明を執へしめ、貶し
て太宰帥となし、悉く其黨與を流竄す。此に於てか師尹左大臣となり、藤原在衡右大臣となり、
三公また藤原氏の手に歸す。而して滿仲、功を以て賞を受く。滿仲は即ち多田の滿仲にして坂
東諸源の祖也。彼の父經基、初めは將門等と往來して、後、其の叛を告げ、滿仲また其の黨與
を賣つて、藤原に媚附す。北方武人の首領たるものにして已に此の如し。以て信ずべからず、
恃むべからず、陰險、譎詐、唯だ利害によりて動き、道義的經典を有せざりし、當時の武士氣
質を見るべき也。

百六十一節 兼通圓融に迫り關白を得、兼家圓融に迫つて親位せしむ

冷泉位に在る二年にして、其太子守平

のため位を去る、之を圓融天皇とす。圓融の立つや年僅かに十一歳、百事後宮の裁斷に成る。
之より浮華淫蕩の風愈よ深く宮廷を賊し、藤原氏の專横益す甚しく、橘正通の如きは、才學一
代に卓出するも僅かに宮内少丞に止り、同學の友、藤原の在衡、凡庸爲すなくして、藤原氏に

寛和元年國體上
皇病によりて落
髮す。金剛法と
二年二月興福寺
僧前關前守藤原
理朝を誅ふ。應
田御莊を損亡す
るを稱して也。
親王私に薨去
豈勿勞乎秋風吹
雨甚し人あり
親王を爲山に隱
居に訪ふて醫を
信らんと欲す
親王一枝の山吹
七重八重花はさ
けごと山吹のみ
ぞのつだになき
皇族の追の情を
見るべし。
寛和二年支那と
の交通久しく絶
ゆる。七月宋商
仁徳、太宰府に
宋の府治を奏す
宋の僧然此入
の留學に於て
經五十六年大藏
を獻す。

永延元年、檢非
違使をして錢貨
の通用を拒むも
のを制止せしむ
し以て錢貨の下り
を見るべし。

出るの故を以て左大臣に昇進するを見て、朝廷の腐敗已に救ふべからずと爲し、慨然として妻
子を載せて海に浮び、高麗に入りて其の重臣となるに至る。之より先き攝政實頼死し、伊尹
之に代つて太政大臣となる。伊尹は村上の後安子の父、師輔の長子也。伊尹死して、兼通之に
代る。初め兼通の權中納言たるや、其の弟兼家、起つて大納言となり、右近衛大將を兼ぬ。兼
通快々として樂まず。他日兼家が昇達して攝政關白を私せんことを愛ひ、其妹にして村上の後
たる安子に請ふて手書を得たり。曰く後來攝政及關白にして職職あらば、兄弟代るゝ之に任
ずべし。等を踰ゆべからずと。兼通之を懷にして、一日も身を離さず。已にして圓融位に即き
伊尹病を得るや。一日帝に迫りて其書を見せしめ、母后の遺命と稱し、強ひて内大臣となり、
内覽を掌り、伊尹死するや、自ら太政大臣關白となり、而して幼帝之を制する能はず。驕奢、
僭上、其爲すがまゝ、に一任す。其の堀河の第、規模宮闕に擬し、壯麗を極はむ。之を誇るもの
あれば大官高家も、また中傷を免れず。時人、相語つて曰く、寧ろ乳虎の威を犯すも、兼通の
意に狂ふ勿れど。兼通更らに其の女皇子を納れて后となす。圓融また之を拒む能はず、左大臣
源兼明は醍醐の第二子にして、文才あり聲名天下に高し皇族の故を以て衆望を有す。生平、兼
通と好からず、兼通兼明を以て二品親王となし、左大臣より遷して、中務卿となす。是れ之を
尊んで實は之を左遷せる也。兼明其憤を洩らすの道なく僅に菟裘の賦を作り、兼通を趙高に比

し、遂に龜山の別莊に退隱す。之より滿朝、兼通の奴となる。獨り悍然として之に抗衡するも
のは、其弟兼家あるのみ。故に兼家の門に出入するものあれば、兼通之を合む。之より朝臣の
兼家を訪ふや、夜を俟つに至る。已にして兼通病あり將に死せんとす。兼家之を聞き驟然とし
て起つて曰く、余が關白となるの時至れりと、駕を命じて急に參朝す。兼通病床にありて、車
聲を聞き、人をして之を視せしめ、兼家なるを知り思らく、我病を問はんとするかと。之を待
つこと久して至らず。直ちに參朝せるを聞き、沸然として怒り、疾を力めて參朝し、兼通を睥
睨しつゝ奏して曰く、臣今日、最後の除目を行はんと。左大臣頼忠を關白とし、兼家に謀叛の
名を附し、貶して治部卿とし、藤原濟時を以て之に代ゆ。此の如くして兼通死しぬ。兼通は獨
り政治上に於て他を排するのみならず、其の女皇子も、また宮中にありて權を専らにするがた
め、他の婦人を納るゝ能はざりき。然れども兼通已に死して皇子の權また衰ふるを以て、兼家
の女詮子を納れて女御とす。此時兼家は右大臣にして、頼忠、太政大臣たり。頼忠また其女を
宮に入る。圓融詮子を愛すと雖も、頼忠に憚つて之を后とする能はず。兼家快々として樂まず。
天皇數しば之を召すと雖も參朝せず。また詮子をして宮を退かしめ、以て怨憤の情を示めず。
天皇遂に堪ゆる能はず、詮子の所生懷仁親王をして、袴を宮中に着けしめ、以て他日、大統を
繼がしめんとするの微意を示めず。此に於てか詮子宮に入るもまた三日にして出づ。天皇遂に

兼家の心を解く術なきを見て、強て兼家を招き、云つて曰く、朕在位十五年、已に萬機の煩を厭ふ故に將に位を皇太弟師貞に譲り、卿の孫懷仁を以て師貞の太子たらしめんと欲するや久し。卿何ぞ察せずして不平なる耶と。兼家遂に釋然たり。此の如くして一個の右大臣兼家は、其女詮子の妖美と、慧心を餌として、天皇を強迫し、位を師貞親王に譲らしむ。之を華山天皇とす。

百六十二節 兼家華山を傲きて帝位を捨てしむ

兼家が圓融に迫りて位を譲らしめしは、其の速に己の孫

懷仁の世となして政權を専らにせんがため也。故に兼家一日も早く華山をして位を避けしめんとして得ず。華山、心情、輕浮にして定まらず。女御を納るゝこと多しと雖も、容易く之を寵して容易く之を厭ふ。獨り大納言藤原の爲光の女祇子のみ寵幸長く變らず。世に弘徽殿の麗女御と稱せられ、一菓の微と雖も、必らず之を分ち、其の身みて家に歸るや、轉頓忘るゝ能はず、強ひて之を宮中に召す、祇子之が爲めに病を得て死す。之より華山、悄然として志を失し、厭世の志あり。兼家則ち、其子道兼、僧嚴久と計り、華山を佛道に導びき、世を捨て位を退かしめんとす。一日道兼、華山に侍して扇を携ふ。扇上、字あり曰く妻子珍寶及王位、臨命終時、不相隨と、華山之を見て祇子を追想し、鬚々として世を厭ふの念愈よ切也。此に於て道兼之を説きて曰く、陛下速に位を捨て、世塵を脱し給へ、臣もまゝ陛下の跡を追はんと。先づ左小

永祚二年十月梅
皇太后皇子
院と云ふ女院此
に初る。
四年一月、東三
條院に幸し、天
皇自ら横笛を吹
き、左大臣重信
言濟時等、大納
言時等、吹納信
中侍等、參議時
資理等を彈す、
一時の風流此の
如し。
五年三月、諸國
盜賊起る、源朝
平維時、源賴朝
之を征伐せし
む、皆な一代武
人の首領也。

將藤原道綱をして、劍聖を皇太子懷仁に奉せしめ、自ら僧嚴久と華山を奉じて、私かに宮を出で、華山を指して進む。時に孟夏にして月色皎々、天地凄然たり。華山、悲しむの色ありて曰く、朕且らく之を思はん。道兼曰く劍聖已に太子に奉れり、事已むべからずと。華山を促して進む。已にして華山其平生、身を離さざる祇子の遺書を忘失せるを以て返て、之を取らんと云ふや、道兼また泣て之を諫め、佛道に入るに外障來らんことを恐ると云ふ。此の如くして華山天慶寺に至り、遂に落髮して法名入覺と云ふ。已にして道兼剃髮せんとして曰く、臣、未だ此事を父母に告げず、父母に告げずして形を毀つは不孝也。誘ふ歸つて父母に告げんと、慘然として華山に別れ、之を久してまた來らず。華山初めて賣られたるを覺り、悔悟するも及ぶなし。此の如くして。皇位は兼家の孫、懷仁の上に落ち來りぬ。之を一條天皇とす。而して兼家右大臣を以て關白し、尋で之を辭して三后に准じ、更らに太政大臣關白となり、初心此に至りて全く酬ゆ。凡そ此等の陰謀多く其の信實する所の女巫の言に従ふたるものにして、其信實の甚しき、己が膝を枕とせしむるに至る。以て陰陽説が、如何に深く當時に行はれたりしかを見るべき也。

百六十三節 藤原道長出で藤氏の權空前絶後也

浮華驕奢文弱なる村上の治世は、冷泉の世に於て、已に

其餘毒を來たし、源の高明、滿仲等廢立を謀るの外東大寺、興福寺の僧侶名を領田を争ふに托して干戈を動かし、朝憲を憚からざるに至り、圓融の末年に至ては、朝綱愈よ弛み、強盜隊を

長徳元年九月、
宋人七十餘人若
狹に若す。

作り、滿仲の武力と壯士の多きを恐れず、其の家を圍み、衛府の舍人、また隊を組み、朝廷に迫り、糧米を求むるに至り、此より諸國、京師、豪盜多く、弓箭を帯びたる武士、京中を縦横して制すべからず。袴垂保輔、鬼童丸等の大盜京師に出入し、酒頓童子、茨城童子等の山賊、山に據り一條の世には朝廷、僧餘慶を天台の座主として宣命使を發するや、山僧之に服せず宣命使を執へて之を凌辱し、宣命を寸裂して恐れざるに至る。已にして兼家病あり、其子道隆を以て關白とし、次て攝政とし、其女を納れて一條の后とす。時に天皇十一歳にして、后は十五歳也。皇太后詮子落髮して東三條院と稱す。女院の號此に初まる。是より后は内より、皇太后は外より、天皇を制御し、天皇違ふ能はず。已にして道隆死し、弟道兼、道長相繼ひて攝政關白となる、世に之を三道と稱して、基經の三平に比す。中に就きて道長最も傑出也。初め兼家常に従、藤原公任の人となりを尙ひ、子弟を勵まして曰く、汝等公任の影を踏ば、余に於て憾むる所なしと。公任法律に通じ、詩文に巧みに、管弦に長じ、舉止簡雅、平安時代の理想的紳婦なりき。道長、長兄に先じて答て曰く、某固より其影を踏む能はず、然れども其面を踏むは能くせんと。平安朝の初めより陰陽説と佛説と相合して一種の迷信を作り、貴族多く死靈生靈の祟を信じたりしかば、宇多醍醐の頃より宮中、及び藤原氏の家、怪多く、壯年氣鋭の徒猶ほ暗室に出入る能はざるものあるに至る。花山の時、公卿を集めて妖怪談を爲し、深夜暗室に入る

三年十月南蠻人
九州に亂入す大
宰府に其四
十人を得たり
九月、内裏火あり
神鏡、煇す左大
臣道長、改竄す
へき乎、煇す
るものを保存す
べき、多し、改竄
す。問ふ、多し、改竄
す。

ものあるや否やを問ふ、公卿皆首を垂れて答へず。道長獨り悍然として曰く、陛下の命せらるる所、臣、必らず行くべしと、此に於て道隆をして豊樂殿に、道兼をして仁壽殿に、道長をして大極殿に至らしむ。道隆、道兼、中道にして恐れて歸る。獨り道長のみ、大極殿の南面の柱を削りて歸り、衆人を懾服せしむ。長じて公卿の文弱を嘲り、剛健自ら快とせしかば、武臣また悦んで其用を爲す、源賴光の如きは、心服して將帥の風ありと爲す。之を上にして其姉は圓融太后たり。之を中にしては長髮地に垂ること二尺に餘る絶代の美人彰子は一條の中宮たり。之を下にしては、武臣賴光等、道長を奉じ。之を外にしては僧侶より、非常の尊敬を受く。蓋し其建立せる所の無量壽院(法勝寺)は、歴代藤原氏の建立したるものよりも、壯麗を極め、其僧侶に奉することまた深ければ也。凡そ藤原氏は鎌足が多武の峰に寺を開かしめたる以來、不比等の山階寺(興福寺)、基經の極樂寺、忠平の法性寺、師輔の楞嚴院、爲光の法住寺等、歴代藤原氏の長者、皆な寺院を建て、冥福を専有せんとす。而かも此無量壽院の壯麗に及ばざる也。故に僧侶は之を以て極樂を寫したるものとなし、道長を以て聖德太子、佛法を流通せしめんがために生を更へて藤原氏の家を權化したるものと爲すに至る。此の如く道長は天下の凡へて勢力より補助せらる。故に藤原氏の權、道長に至つて、空前にしてまた絶後也。

百六十四節 貴族の文藝が浮遊の習俗

此時才人輩出して、一代の文華を飾る。大江の匡衡、大江の時

棟、紀の齊名等は詩文を以て著はれ、藤原の佐理は行成、及び源兼明と共に能筆を以て一代の三筆と稱せられ、皇后定子（道長女）の侍女清少納言は中宮彰子の師紫式部と共に、和歌、文章を以て著はる、清少納言は肥後守元輔の女也。式部は越前守藤原爲時の女にして右衛門佐藤原宣孝に嫁す。納言の枕の草紙と、式部の源氏物語は日本文學の美觀にして正史の外平安時代の貴族の生活思想を想見せしむるもの多く此二書による。式部の子賢子、また和歌を好くし、太宰大貳高階成章の妻となり後、後冷泉帝の乳母となり、大貳三位の名を以て文壇に馳聘す。上東門院の侍女和泉式部は、越前守大江の雅致の女にして、和泉守橘道長に配しまた文名あり、道長死して後藤原の保昌に行く。其子小式部、また和歌を以て上東門院に仕ふ、右大將道綱の母、また和歌を以て著はれ、かげろう日記を作る。文章博士大江以言は、詩を以て著はれ、阿部晴明は卜筮を以て著はれ、文彩彬々として百代に誇るに足る。併かも文彩の後には淫蕩の病あり、宮廷の内外、男女、互に相交通して、醜聲聞くに堪へず、奸淫は耻として思はれざりき、參河守大江の定基の如きは、娼女、力壽を得て其妻を追ひ、花山法皇は世を捨てながら、藤原爲光の四女に通じて、毎夜微行す。内大臣藤原伊周、また其三女に通じ、法皇が己の情人を奪はんことを疑ひ、其弟中納言隆家と、夜法皇の微行を伺ふて、射て其袖に中て、流され。爲尊親王の如きは花山に誘はれ、伊平の女に通じ、また和泉式部と好し、漁色、度なく、毎夜微行す。和泉式部は已

に爲尊親王と姦し、また教道親王と姦す。甚しきは一條の時、宮中宴あり、大納言藤原道綱の舞ふて、誤て冠を落し、右大臣顯光の之を嘲るや、道隆佛然として顯光を罵つて『汝の妻を盗まれしを知らず耶』と云ふにいたる。一世を擧つて戀愛の外、主とする所なきに至る。一條賢君の資あり、寒夜衣を脱して國人の苦を知らんと欲したりしと雖も、此の如き積勢一朝にして制すべからず腐敗せる宮廷を後とに見て、三十三歳を以て崩じぬ。冷泉第二子居貞親王立つ之を三條とす。

百六十五節 道長、三條及び其太子に迫つて讓位せしむ 三條の位に即くや道長之に進むるに其二女妍子を以てす。妍子は先帝一條の中宮たる上東門院彰子の妹にして道長、初より入内せしむるの意あるかため器玩服飾を備ふること十餘年、其の華美風流、遂に上東門院に過ぐ。然れども三條深く中宮藤原の娥子を受するを以て立て、后とせんとす。而かも道長を憚りて決せず、道長之を察し、陽に之を贊して實は之を沮む。此に於てか皇后冊立の日に至り、朝臣皆女皇宮職に補せられて、道長の意を傷けんことを恐れ、逃れて中宮の殿に集り、三條之を招くも一人應ずるものなくして、其使を嘲罵し、參議藤原正元の如きは、瓦礫を以て之に投ずるに至る獨り中納言藤原實資等、數人道長に抗する者の冊立の會に參するのみ。三條初め思らく、一旦帝位に昇る、何事か意の如くならざらんと。而して立后の一事すら此の如く、之より朝臣多く帝の意

道長早く、位を
外男に譲らしめ
位を譲るに用ひ
人さす。數ば用ひ
位を譲るに用ひ
断官の除目をして
近侍に云つて
曰く、道長の爲
乎、天正の如き
るべし、朕は之
を知らず。

を奉ぜざるにより、氣焦ひ、心熱し、遂に其明を失す。道長また、其女の皇后たる能はざるを見て、寧ろ帝をして位を皇太子敦成親王に譲らしめ、外祖の權を専らにせんと欲し、數ば帝を諷す。此に於てか圓融に對して強迫讓位を行ふたる兼家の女によりて生れし三條は、更らに道長のために強迫讓位を行はれて、遂に位を敦成親王に譲る、之を後一條とす。而かも猶ほ一點其位を惜しむの情を免れず。皇后城子の生む所の敦明親王を立て、新帝一條の太子たらしむ。太子は二十三歳にして、新帝より長ずること十四歳。時人、其の必らず終を全くせざるを信ず。果して東宮太夫藤原通任以下、馬丁に至るまで太子を輕侮して、其命を奉ぜず。東宮に起居するものなく、太子の門前雀羅を張る。之を擁護するものは、獨り其妃の父、左大臣藤原の顯光あるのみ、已にして參議藤原の兼隆、道長の命を含みて太子を威嚇して、皇太后攝政と謀り、殿下を廢せんとすと云ふ。太子恐懼、遂に位を辭せんとして、道長の子能信を召れて、語るに其志を以てす。能信曰く殿下何ぞ表を具して天皇に告げざる。太子曰く表文を草すべき人なし、且つ恐る、位を去らば給仕に乏しからんと。能信曰く宜しく院號を請ふて采邑を請ふべしと、太子僅かに悦ぶ。道長之を聞き、遂に太子を廢して後一條の同母弟、敦良を立て、太子とす。顯光變を聞き一夜哭泣、髮髮悉く白し。此に於てか道長太政大臣となる。是れ權力のためにあらず、權力已に太政大臣の上にあり、唯だ經歷を作るがためのみ。故に三ヶ月にし

寛仁元年十月、前攝政道長石清水に參詣す、歸路、遊女五十餘艘の舟によりて、纒頭あり。

て之を辭し、また其の第三女成子を勸めて新帝後一條の中宮とす。此時天皇十一歳にして、中宮より長ずること九歳。天皇唯だ中宮の匣奩の具を以て戯るゝのみ。夫れ後一條は道長の第二女の子にして、其の女の妹を納れて妃とす。是れ叔母を娶るもの也。藤原氏は政權の賊のみならず、實に宮廷の倫常を敗壞せしむるの罪責を免れざる也。

百六十六節 契丹九州に來襲す

道長已に一家三后を出し、外孫を以て天皇とし、太子とし、思ふて

爲さざるなく、爲して成らざるなし。此に於てか其意滿ち、氣伸び、歌ふて曰く『此世をば我が世ぞと思ふ、望月のかけたることもなしと思へば』と寛仁三年、四月十七日、公卿百官を集めて黜陟を行ふや、太宰府の飛使、馬を馳て左衛門の陣に入り奏して曰く、刀夷の戦艦五十餘艘、來襲し、壹岐守藤原の理忠を殺るして、人民を掠奪し、遂に筑前國怡土郡に來ると。公卿色を失つて佛神に祈禱し、勅を太宰府に下して防禦を嚴にせしむ。刀夷は契丹の部屬東丹國也。天智の時、唐、新羅と合從して百濟、高麗を亡ぼす。已にして新羅、二國の故地を并吞して朝鮮を一統す。此時鞮鞞の族種、北方盛京省の地に一國を立て渤海と號し、肅慎、獫狁、沃沮、高句麗。扶餘、挹婁、越喜、鉄利等の地を併せ、數ば我に來聘す。已にして我醍醐の時、契丹の太祖阿保機、新に漠北に起り四方を侵略し、渤海を下し、國號を改めて東丹國となし、其子突欲をして之を鎮せしむ。此時高麗の太祖起りて都を松嶽(開城府)に定めて、遂に新羅を併せ

七月、鎮守府將軍源賴光死す

御堂殿と稱し、法成寺入道と呼び、一門、朝廷に蔓延して、榮華至らざるなく、實に藤原氏あつて以來其比を見ず、然れども最高に上りたるは即ち最下に降らんがためにして、道長の死は即ち藤原氏權勢の衰亡を報するの晩鐘となりぬ。

第十六章

貴族、武門、寺院の三角争闘

神武紀元千六百八十年より千七百三十四年に至る

第百六十七節 國民の性情一變す 第百六十八節 利害の佛教、厭世教となる 第百六十九節 寺院民力を養ふて朝廷に抗す 第百七十節 地方の地主、發達して武門となる 第百七十一節 僧侶跋扈して武門を苦しむ 第百七十二節 北狄阿部の貞任叛す 第百七十三節 後三條藤原氏の權を殺ぐ 第百七十四節 白河の親政 第百七十五節 白河の佞佛政治、寺院を猖獗せしむ 第百七十六節 出羽の夷俘清原の武則叛す 第百七十七節 寺院朝廷に迫る

百六十七節 國民の性情一變す

百年の歲月によりて、著しく其の性情を變化せられたり。豪猛雄悍なる彼等は、其の血族の尊貴に誇りて、舊人種を奴隸したりき。然れども彼等は人情の爲めには、其血族誇榮の念をすて、長髪地に垂る、舊日本の美人と相嫁娶せざる能はざるに至りぬ。彼等は山岳の如き波濤を踏破して、激變、急化の母たる海濤の子なりしが、故に、其の氣象は剛猛にして勇敢に、疎食を貪り、烈性の酒を飲み、戦を好みたりき。然れども彼等は日本に入りたる以來、其の山岳は

長元元年十月、金峯山の僧百餘人、陽明門に至り大和守藤原保平の奇法を訴ふ。

術なき也。而して貴族公卿は驕奢と戀愛とに一生を委ねるも、驕奢の上に驕奢なく、戀を遂ぐれば更らに戀なく、歡樂極て哀情多き有様となり、媚ぶるが如く、笑ふが如き輕柔なる山川は、また彼等に物の哀を教へたり。此の如くして平人は失望より、貴族は満足より、浮世の頼むに足らざるを感ずるの時、彼等は此哀々凄々たる誦經梵唄の音に打たれ、恰かも杜鵑を聞きて家郷を思ふ遊子の如く、凄猿を聞きて遠人を思ふ愁婦の如く、滔々として相率へて厭世の福音に赴き、利害的の佞佛宗教は、此に於てか一變して厭世教となり、榮華を春夜の夢に比し、人生を電光火石に擲するや、勇將勇士、また髪を去つて雲水を追ひ。多田滿仲の傑骨を以てすら、其北狄の心骨をすて、剃髮するに至る。而して此傾向は清和陽成の頃より、甚しくして、花山に至りて其の絶頂に上る。之より先き出家したる君主、武將は、後世安樂のため也。今や然らず、厭世厭人の念に驅られて然る也。之より佛法の人心に入る更らに深く、名山の麓、大江の邊、林園の中、都邑の外、到る所に、僧庵、佛寺を見ざるなきに至り、夕陽暮雲の中に晚鐘を聞くものをして、世を捨てんとし、孤山樹林の間に明月を見みるものをして、山の端にかくれんとするの心に堪へざらしむ。抑も佛教は桓武平城の朝、最澄空海のため一大活力を得たるより義真は最澄の後を襲きて、天台の座主となり、空海の後には東寺は實惠之を嗣ぎ、高野山は眞濟之を嗣ぐ。已にして義真また空海の姪、圓珍を養ひ、遂に天台の座主とす。所謂る智證大師に

して圓城寺の開山也。其他空海の門、雄傑の僧を出せしより、空海の法統天下に普ねし。之より先き。檀林皇后、空海に問ふに佛心宗を以てするや、空海其徒專尊をして支那杭州の靈地寺に至り、義空を請ふて歸り、東寺に寓せしむ。已にして檀林寺を立つや、義空開祖となりて禪宗を弘め、光孝の仁和四年、仁和寺を建つ。宇多帝位を讓るの後、思らく、在位の日、百姓の作惡、皆一身に歸す、出家して罪を滅さんと、遂に法皇の號を初め、自ら御室の仁和寺に住し、門跡の號を初む。朱雀の時、天慶五年には武藏守平の公雅淺草寺を作り、村上の天曆五年には、空也、洛東に六波羅密寺を作り、時宗を初む。天下事なければ、王朝人民共に佛に佞し、事あれば即ち之を厭りて、安樂を求め、事平けばまた之に感謝す、治平にも、不祥にも、佛寺僧侶は唯だ増加するの一事あるのみ。故に必しも未來の冥福を祈らざるも、必しも過去の罪障を滅さんとするにあらざるも、唯だ無意識的に入道するものもあり、心中の傷痕を癒さんがために入道するものあり、藤原の道長の子中納言長家の出家するや、『余れは佛にならんもうれしからず、我が身、後に助け奉らんと覺はず、唯今のかなしよりほかのことなし』と云ふに至る。而して長家の未だ入道せざるや、道長の一家、一人の出家して、一は家門の政治的社會的權勢を宗教社會に築き、一は一家の冥福を祈らんことを求めしかば長家の出家するや、悲愁の中にも歡喜を以て賀しぬ。以て當時の佛教思想を見るべき也。已にして道長歡樂を極めて哀情多く、寛仁三年に入道するや、其住居より南方を拜

讀みて其の勤むは
實んて其の勤むは
たる已に正し
を何ぞ佛僧の
煩さ何ぞ佛僧の
城の寺の明尊
之の牛の自
夢佛の稱せら
すみて之を
を信して其
を論ず其
屈せず其
當其の時
死する時
其著る所
右記の史
を補ふ
後世大名の
名は地主の
より來る
名田なる
り。荒蕪地
して新墾
之に付し
を之に云
頭輕るく
收斂する
大有りす
大名と云ふ
後

小族を作りて自立せり。彼等はまた其首長として己よりも稍々大なる家族を有し、此大族は更らにまた、之よりも大なる大族を中心として之に屬するの姿となり、而して不逞の征伐、強盜の捕縛、多く其手を煩はすがため、地主は一種の專業武人となりぬ。此の最大族の中、最も顯著なるものは桓武、平城、嵯峨の朝、皇親より分れて出てたる源平の二氏にして、其の采邑を地方に賜りて出るや、彼等は忽ち、大地主となり、其下に地主あり、地主の下に家の子郎黨ありて株連蔓延するが爲め忽ち一大勢力となりぬ。彼等は地主に推戴せられたるがため黨派の首長たり。彼等は地主と婚を通ずるがため種族の首長たり。彼等は地主の氣風に化せらるゝが爲めに豪建尙武の氣象を得たり。此に於てか族長の世は、一變して、地主の世となり、舞踏の子、宴安の子、和歌の子は地方に出で、は、一大武門の首領となりぬ。彼等の子孫が都に出で藤原氏の門に至りて仕進を求むるや、皇親王臣たる榮名は已に過去の事蹟となりしと雖も、之に代ふるに武幹、膽勇を以てせしかば、却つて藤原氏の用ゆる所となること、其父祖の朝官たりし時よりも重かりき。已にして藤原氏また内に門戸を分ち、黨派を立て、各々威權を争ふや、また競ふて武人を延きて、其爪牙として之に依頼し、以て威權を固ためんとせるがため、地方の地主は益す都會に重用せらる、之より騎馬の地主が、其郎黨を率へて京師を往來するを見ること、益す多くして、遂に制すべからざる一大勢力となりぬ。此くて彼等は、殆んど詩歌的

冷泉時代の
田中兼光
爲業無他
數町主大
大名なる
當は地主
國は兵多
名に自然
土なる平
物語盛の
のものは
に劣るは
云々云々
常時大名
二年源朝
すは源朝
權中納言
て自氏女
みは源朝
不知姓與
作道傍土
春草生に
撫然として
送然として
以て職世
一代を風
るを見る
也。三年大
羅米府新
四年十二月
利一粒を全

敬を呈したる雲上の公卿も、近よりて之を見れば、無識にして懦弱なるを見て、初めて之を輕んずるの心を生じぬ。陽成の朝、藤原の高藤、一少年にして山科の岡に遊獵し、風雨に遇ふて夜、道を失し、僅かに燈火を認めて一民屋に入る。主人は即ち郡の大領宮道彌益也。僅かに少年の姓名を聞き、天上の客の如くに思ひ、之を迎へ、其の女をして採擷に供らしむ。其家は綱代を以て天井とし、筵を立て屏風とし、高麗練の疊を有する僅に三疊、少年の困臥するや大領、自ら少年の濕衣を捧げて退きぬ、而して貴族の枕席に侍したりと云ふの故を以て、少年の再び訪はざるに關らず、其女を他に嫁せしめざること數年に及びぬ。如何に其の生活の質素にして、如何に貴族を敬重するの深かりしぞ。今や然らず。地方の地主は長劍を提げ、名馬に鞭ち、揚々として京都を來往し、また貴族の少年を禮せざるに至る。其實力の如何に發達し、如何に希望の大を加へたるぞ。將門純友の叛謀の如き、また此の實力、野心の發達に外ならず。此の時に際して神官僧侶が其武力によりて朝廷に迫まり、公卿爲す所を知らざるや、急に武門を重用して之に依頼するに至りしかば、久しく潛勢力たりし武門、今や一大勢力となりて現る。是より數百年、朝廷、寺院、武門の三大勢力、天下を三分して、歴史は其集散攻守の事跡によりて畫かるゝの外なきに至りぬ。

百七十一節 僧侶として武人を苦しむ 道長死するの翌年、長元元年八月、上總介平の忠常、其武力を恃み自立せんと欲し、兵を擧げて近傍を略定し、安房守藤原惟忠を燒殺す。此に於てか檢非

州の神社に納め
五年正月より
先、興福寺の僧
大和國守深頼親
を怨み、徒を集め
て之を攻む。頼親
防其の多、頼房と
朝廷に訴ふ。此を
佐に頼親を隠す。

三月、興福寺の
僧靜範等、仁明帝
の陵を發きて、寶
貨を奪ふ。伊豆に
六人、伊豆に流
さる。

違使、平の直方、中原成道等を遣はし、東山、東海、二道の兵を發して之を討たしめ、別に藤原光業をして安房守たらしむ。光業忠常を恐れ、印を捨て、京師に還る。此に於て平の正輔をして安房守たらしむ。直方等數ば戰つて功なく、三年九月に至るも、忠常の勢猶減せず。朝廷即ち甲斐守源の頼信をして、坂東諸國の兵を率ひて、之を討たしむ。頼信時に常陸にあり。左衛門尉平の惟基と共に、急に襲ふて、忠常を捕へ、之を京師に送る。忠常道に死す。頼信の子頼義、武幹、勇あり。平の直方、其勇を稱して、女を以て之に妻はす、此時に方つて未だ源平の別わらざる也。已にして後一條崩じて、御朱雀立つや、長曆二年、三井寺の僧明尊を天台の座主とす、延曆寺の僧徒、其智證の流に出で、慈覺の子孫にあらざるを名として、拒絕して納れず。大衆を擧つて關白頼道の門に迫る。頼道慰諭して曰く、明日を待つて後に議せんと。明日使をして云はしめて曰く、天台の座主は重大の任にして、必らず智德兼ぬ備はりしものならざるべからず。何ぞ必ずしも慈覺の系統たるを否とを問はんと。衆徒大に怒り、直ちに頼道の第に迫り、其門を破つて侵入せんとす、頼道憚怒、平の直方をして擧つて之を破らしめ、其の元惡を捕へて獄に下す。藤原氏あつて以來、數百年未だ曾つて其氏の長者の門に迫るものあらず、之あるは此僧徒を初とす。武門武士が、未だ甘んじて藤原氏の門に屈するの時、此大膽なる行為あり、以て藤原氏の權漸やく衰ふると共に、寺院の勢力の強大を加へたるを見るべき也。之

より延曆寺の僧が高陽に火を放つあり、京師の盜賊、弓箭を帶びて徘徊し、群僧其間に交りて行人を劫掠、殺傷するあり。已にして後朱雀崩じて後冷泉之に代るや、永承五年正月、興福寺の僧徒延曆寺の例に倣ひ、久しく怨恨せる國守源の頼親に向つて報ゆる所あらんとし、兵を起して其の館を攻む。頼親其子頼房と戰つて之を退け、衆僧を殺るすや、僧徒之を朝廷に訴へ、佛法に敵し王法に敵するものとなし、遂に朝廷をして頼親父子を流罪に處せしむ。

百七十二節 北狄安部の責任叛す

此の如く内には寺院已に大膽にも藤原氏を葬るの晚鐘を撞き初むるに方つて、外にはまた恐るべき一大勢力の起るべきあり、即ち北狄の跋扈是也。北狄は桓武の時、全然征服せられたる以來、上國の血液を受け、上國の士人を受け、上國の制度、宗教、風俗を受けたりと雖も、其の族黨の自治と、犇猛の氣とは曾つて變せず。而して上國の材能を買ふの故を以て、適まゝ其の自立の志を固うせしむ。其首長の一人に安倍頼時なるものあり、祖父の頃より世々北狄の酋長にして衆心を得、また武幹ありて四方を侵略し、今や殆んど六郡を奄有し、南は白河の關より北は率土ヶ濱に及び、衣川の嶮によりて柵を設け、自立して貢賦を納れず、公役を奉せず、國守もまた之を制する能はず、陸奥守藤原の登任一たび之を擧つて大敗す。此に於てか永承五年源の頼信の子、頼義を以て鎮守府將軍として之を擧たしむ。頼義曾て父頼信に從つて平の忠常を擧ちて勇名あり、坂東の將士、多く心を屬す。頼義任に赴くや

後三條の時、長
保元元年、藤原
是の例を以て、
竹下、藤原、其
りして、其の
にして、其の
つて、其の
下、其の
此、其の
十二年、其の
七、其の
者、其の
七、其の
ル、其の
ス、其の
ン、其の
つ、其の
七、其の
王、其の
世、其の

の中宮、すす天皇の叔母にして天皇より長する十九歳。

原氏外戚の權に屈するを以て、朕もまた此の如しと爲す乎と。教通怫然、衣を拂て大呼して曰く、藤原氏の諸卿悉く朝廷を退けよ、我祖、國家に大勳あり、而して天皇の云ふ所此の如し、春日の神威も今日に盡きたる乎と。公卿悉く教通に従つて退く、天皇遂に屈して、之を許す。之より天皇獨力藤氏と抗すべからざるを知り、稍之を悦ばしめんとして、前關白賴通の子、師實の養女を納れて太子の中宮たらしむるに至る。天皇在位五年にして崩すと雖も、其藤原氏衰亡の運に乗じて獨斷、勇往したるがため、藤氏の權落潮の如くに落ち、之より多く員に備るのみ。

百七十四節 白河の親政 後三條已に頼波に乗じて藤原氏の權を削ぐや、其子白河天皇に至つては更らに甚しく、藤氏悉く憎服し、桓武以來三百年、初めて天皇の親政を見るに至り、威權赫々、思ふて成ざるなく、其の法勝寺を興して長日の法會を行ふに、數ば雨のため支へらるゝや天下何ものか朕に敵せんとするかと大に怒り、雨を器に盛りて獄に下すに至る。然かも天皇の親政は必らずしも良政にあらず。威福偏頗、造營頻りに造り、人民後宮の奉御に苦しみ、府庫、佞佛の費に盡き、穀萬石を容れて國司の官を得るものあり、父子三四人、同時に同官に任じて、任地なきものあり。十歳の小兒、納財によりて國司たるものあり。而して其中宮賢子を失ふや悲悼して位を第二子善仁親王に譲りて、然も猶ほ院にありて政を聽くもの四十年、刑賞悉く其

永長元年、七月、

田樂朝延に起る上皇臨み見る之より勝然として行はる。應和元年正月仁徳寺の寛行を以て法親王と爲す、此號此に初まる。

の手に出で、然かも公平を失したりき。

百七十五節 白河の佞佛政治寺院を福祿ならしむ 此の如くして朝廷は僅かに藤原氏の虎口を脱し得たりと雖も、同時に之よりも恐るべき豺狼の手に陥らんとす。後朱雀の時已に一大武力となりたる寺院は、白河の佞佛政治によりて、更らに其力を増加し、今や公然兵力を用ゐて憚からざるに至る。永保元年三月興福寺の僧、多武峯の僧と争ふて殺さるゝや、興福寺の大衆之を聞きて怒り、數千人大擧して多武峯を襲ふて焼打し、三百餘戸を焼く。多武峯の僧侶、敗北、僅かに鎌足の像を負ふて逃匿するに至り、天智の創造以來四百年にして堂塔殆んど盡き、之より、多武峯まね振はず。興福寺已に此の如なるや他の寺院も、崛起の時已に到れりとなして此例を追ふ。四月、延暦寺の奴隸、園城寺の奴隸と争ふ。二人共に大津の民にして之を延暦寺の僧に訴ふ。僧徒之を省みず、因つて之を園城寺に訴ふ。園城寺の僧徒曰く自今、延暦寺の役を奉ずる勿れと。大津の民皆之に従ふて延暦寺の日吉祭を沮害す。延暦寺の徒大に怒り、數千の兵を出して園城寺を襲ふ。六月勅使下りて日吉祭を修むるや、園城寺兵を發して之を遮り、行ふを得ざらしむ。此に於てか延暦寺の徒大擧して園城寺に侵入し、火を放つて之を焼き、二千餘戸を燼くす。園城寺之に酬へんとして、檢非違使の妨くる所となりて果さず。八月勅使、日吉に奉幣するや、山僧以て園城寺の徒となして之を追ふ。九月、園城寺の徒三百、夜に乗じて延暦寺を襲ふや、

大衆逆撃之を殲滅し、進で園城寺を焼く。此の如くにして山僧は公然たる兵士となり、山門は一大城廓となり、首座は將軍となり、而して其攻戰の屢次なるにより、技術ある軍隊となりぬ。彼等は歴代藤原氏の恩惠によりて衣食し、藤原氏の長者を攻め、また藤原氏宗廟の地を焼く、彼等は已に勅使を攻めて之を走らし、宣命を寸裂して憚からず、彼等は何の時朝廷を顛滅せざるやを保せず。此に於てか朝廷懼然として武門に依頼するの心を生じ、永保元年十月、白河の石清水に行幸するや、武名一代に高き義家義綱等をして、乘輿を掩護せしめて、山門の襲撃に備ふ。二年十月、熊野僧徒三百餘人、遙かに神輿を奉じて京に出で、尾張人の其徒を殺るすを訴ふ。朝廷公卿の暗弱は、已に明白の事實となりぬ。神官僧侶、機會あれば其力を示めずを覺らず之より朝廷藤原氏を恐れず、藤原氏と共に寺院を恐る。故に白河曾つて嘆して曰く、天下意の如くならざるもの三、鴨河の水、雙陸の采、と山法師のみと。以て其の親政の如何に威權を揮ひしか如何に山僧の爲めに苦しめられしかを見るべき也。

百七十六節 出羽の奥平清原の氏則

天下事なく、武門息をひそむるに方てや、朝廷公卿は僧侶を

養つて専横ならしめ、武士豪族も僧侶に屈服せざるべからざりき。今や天下漸く亂れんとするに際しては朝廷其生平、卑しめたる武門に依頼せざるべからざるに至りて、武門は急に發達しぬ。白河、院に退きて堀河之に代るや、寛治四年、陸奥の北東また事あり。之より先き清原の

武則、鎮守府將軍を以て死し、源義家、代つて將軍となりて北下す。時に武則の子武貞、荒川太郎と稱し、武衡、將軍三郎と稱す。武衡、陸奥國岩手、江刺、伊澤、和賀、稗拔、志波の六郡を領し、勢威東奥に振ふ。已にして武貞死し其子貞衡之に繼ぐ。武貞、故藤原の經清の妻を納れて別に家衡を生む。經清の子、清衡とまた母に従つて武貞に養はる。貞衡子なく、平の安忠の子成衡を養つて嗣となし、多氣權守平致幹の孫女を養つて、成衡の妻とす。致幹の孫女は即ち源賴義が常陸に次れる時、致幹の女に私して生む所也。適ま貞衡の姑夫、吉彦秀武、出羽より來り、酒饌黄金を携へて貞衡を訪ふ。貞衡之れを禮せず、秀武怒つて國に歸り、人をして清衡家衡を煽揚せしめて曰く、公等、碌々貞衡の爲めに臣僕とせらるゝかど。二人怒つて貞衡を攻め、秀武に應ず。義家將軍となりて下るや、其の異母妹の養父の故を以て、貞衡を助けて家衡を圍み、利あらずして歸る。義家の弟義光、宿衛して禁中にあり、義家の苦戰を聞きて之を助けんことを乞ふ、朝議許さず。即ち脱して義家に合し、家衡、秀武等と兵を構ふるもの三年、遂に之を夷らぐ、之を後三年の戦と云ふ。此役、前九年の戦に賴義の恃む所は清原武則にありしが如く、義家の恃む所は一に貞衡の軍にありき。時に義家の從者平景政あり、鎌倉の權五郎と稱す。挺進して其目を射られながら、矢を折り進んで敵を擊殺し、後背を脱して倒る。矢筒は目に存す。三浦爲繼爲めに之を抜かんとして、足もて其面を踏む。景政大に怒り刀を抜て爲

繼を斬らんとす、曰く戦つて死するは武士の甘ずる所也。生て而を踏まるゝは、死よりも忍ぶべからずと。爲繼謝して跪て之を抜く。景政時に僅かに十六歳。以て當時の北方武士が如何に意氣を尊とび、如何に面目を砥礪したるかを想見すべし。而して義家征戰の顛末を奏して、將士の賞を希ふや朝廷、私闘と爲して許さず。義家怒つて武衛家衛等の首を道に捨つ。此の如くして東北再び朝廷に遠りて、源氏の威信を奪ふに至りぬ。

百七十七節 寺院劫掠に迫る

併かも武臣は猶ほ柔順にして、宿衛を榮として朝官を望むのみ。山法

師の凶惡無道なるが如くならざりき。故に朝廷以て意と爲さず、白河上皇の如きは退位の後、近畿を周遊して佛事に耽り、高野に行幸すること四回、熊野に行幸すること八回、其寺院に寄する所の等身佛像三千百五十、三尺以上の佛像二千九百三十八、七寶塔二十一、小塔四十八萬、畫佛五千四百七十、丈六佛、一百二十七に達し、殺生を禁斷し、籠鳥を放ち、漁網を燒棄せしむること五千八百、田樂を起して遊宴に耽り、以て親政の威を振ふ。後三條の克己的親政は一變して騷騷の親政となる。此に於てか神官僧侶の跋扈甚しく、山城賀茂の邑人を憎みて之を燒打にして二百餘戸を亡ぼしたり、興福寺の山徒あり。數千群を爲して座主を追ひ、坂下の民家八十を燒ける延曆寺の僧徒あり。春日の神木を奉じて數千京に入り、近江守高階爲家が神奴を掠めたるを劾奏して、遂に爲家を流罪せしめたる興福寺の衆徒あり。興福寺と難を構へて數ば兵を

出せる金峯山の僧侶あり。日吉の神輿を奉じて關に至たり、源の義綱が其徒を殺ろしたるを劾訴し、遂に關白師通をして、鳳關の前に拒ぎて戦を開くの已むを得ざらしめし延曆寺の山僧あり。藤原氏は陰謀によりて朝權を奪ひ、山僧は武力によりて朝憲を紊亂す。而して白河上皇、猶ほ佛に倣するを已めず、永長元年剃髮して白河法皇と號し、然かも僧侶が兵馬の權を取らんとするが如く、遁世して猶ほ政權を捨てず、別に院を立て、納言參議の才幹ある者を集めて院の別當と稱し、兵曹を設けて材武の士を集め、北面の士と號せしめ、法皇の宣旨を奉行せしめ、名けて院宣と云ふ。院宣の威、勅旨よりも強大に、天下の政令是より二途に出で。事を好むの徒其門に鍾まる。關白師通之を見て憚はず。天下讓位の君にして此の如きものあらんやと云ふに至り、法皇少しく憚ると雖も、師通死して法皇また憚る所なし。堀河仁徳の君と雖もまた其仁徳を施すの地なく位に備はるのみ。在位二十一年にして崩す。

第十七章 源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る

神武紀元千七百三十四年より千八百三十七年に至る

- 第七十八節 白河騷擾、噴火山に踞りす
- 第七十九節 平氏の特性
- 第八十節 源氏の發達及び其特性
- 第八十一節 天下大亂の兆
- 第八十二節 保元の亂
- 第八十三節 保元の亂、平治の亂を生む
- 第八十四節 源氏の平氏に凌がれし所以
- 第八十五節 僧侶盜兵となる
- 第八十六節 平氏に非ざる者は人に非ざる
- 第八十七節 平氏顛覆の陰謀
- 第八十八節 平氏の地位、清盛の政策

百七十八節 白河騷擾、噴火山に踞りす

大風大雨將さに起らんとするや天地曇靜也。白河堀河の治世は、天下の大亂に先てる沈靜なる一霎時のみ。天下皇室の親政を歓迎したるにあらず。藤原氏已に衰へて、山門漸やく驕るも、猶ほ武門が朝廷に屬するの故を以て、甚だ兇暴ならず。武門漸やく力を得るも、公卿の歴史的權威を慕望敬重して、敢て暴發する能はず。恰かも青蛇と野蠶と蝸蝓の互に相制するが如く、舊勢力已に去らずして一縷の命を存し、新勢力代らんとして、未

鳥羽天皇は名は
宗仁、母は藤原
子の女、年十二
即位す、時五月
白河法皇に於て
藤原朝政を廢し
源朝政を立す
天長十三年
藤原朝政を廢す
天長十三年
藤原朝政を廢す

ふ、法王之を許
さん、天皇受命
日、天降甘露
一、法皇別當
明、法皇別當
佛、法皇別當
法皇、法皇別
攝政、法皇別
許、法皇別當
許、法皇別當
許、法皇別當

二年二月、後醍醐天皇は、平氏を討つて、白河に遷都せられたるに、公卿は、其の光華に近く、其の恩澤に浴し、王朝的政治思想——王室を中心とし、公卿を藩屏とする貴族的王朝主義を信奉し、凡そ人、此制度に反する能はずと信じ、また此の外の制度を夢想したることもあざりし也。故に田舎勢力たるに於ては、源氏と異ならずと雖も、猶ほ貴族的習氣あり、王朝的感情を全く備へざるものにはあらず。腕力を尊ぶる和歌的修練なきにあらず、粗暴なりと雖も猶ほ優しき心性あり、朝廷を輕んずと雖も、之を尊敬したり。略

だ機會なきがために暫らく平均を保つのみ。白河法皇之を覺らず、其の藤原氏の制肘なきを幸として、遊宴、驕奢、私曲を極め、左なきだに微弱なる朝廷の外に、院を立て、詔勅の外に院宣を出し、左右近衛の外に北面の士を置き、太政官の外に、院の別當を設け、天皇の任命、法皇之を沮み、法皇の院宣、天皇の詔勅と支吾せしめて、以て政令二途に出で、天下をして之を伺はしむるに至る。當時の親政は、正に是れ噴火山上に飛舞して得意とせるもの也。

百七十九節 平氏の特性

道長時代にありて一様の光景、一様の状態を以て彼處此處に發生したる

地主的武門の一種族は、此頃に至りては、已に分明に二個の區分を生ずるに至りぬ。一は平氏に屬するもの、一は源氏に屬するもの。平氏に屬するものは近畿中國を主とす。其最も著はれたるものは正盛忠盛にして、伊賀伊勢の間に居り、其後、其連枝南海に生じ、備前に生じ、淡路に生じ、安藝に生じ、播磨に生じ、因幡に生ず。此の如く、平氏は其の居る所京畿王朝に近くして、其の光華に近く、其の恩澤に浴し、王朝的政治思想——王室を中心とし、公卿を藩屏とする貴族的王朝主義を信奉し、凡そ人、此制度に反する能はずと信じ、また此の外の制度を夢想したることもあざりし也。故に田舎勢力たるに於ては、源氏と異ならずと雖も、猶ほ貴族的習氣あり、王朝的感情を全く備へざるものにはあらず。腕力を尊ぶる和歌的修練なきにあらず、粗暴なりと雖も猶ほ優しき心性あり、朝廷を輕んずと雖も、之を尊敬したり。略

を殺す。義綱
に據て自立す。
流す。流す。流す。

永元元年三月、
源氏に討て佐渡に
流す。流す。流す。

言すれば平氏の多くは、半野半文の徒にして、半ば貴族的習氣あり、半ば野民的心性を有したり。これ其の王朝文明の中心に近接したるがため也。

源氏に至ては然らず、源の經基鎮守府將軍となりし以來、其の子孫多く關東にあり。其子滿仲、攝津の多田にあり、滿仲の子賴親、興福寺の僧と戦つて九州に流されて、其の族黨九州に生じ、其の弟賴信は甲斐守たりしが、後、平忠常を滅すの功を以て、上野常陸介となりしがため其の族黨三國に蔓延し、其の子賴義、相模を領し、鎮守府將軍となつて、東北を鎮して、其の子義家また其の職を襲ぎ、東北の士心を得て、族黨を其地に生ず。義家の子義親對馬守となり、肥前の豪族、高木文貞と婚を通じ、其勢を用ひて鎮西を侵略す。勅使之を召すや勅使を殺して至らず。即ち兵を發して之を隱岐に流すや、隱岐より出雲に至り、目代を殺ろし官物を奪ふ。因幡守平正盛討つて之を殺らすと雖も、九州之より亂れ、東北また自ら義親と稱して、侵略を試むるものあるに至る。而して義親の子爲義、朝廷に用ひられ、爲義の子、爲朝、九州に下りて薩摩國守吾多の忠景と婚を通じ、薩隅を侵して肥後に入るや、賴親義親の族黨之に應じ、九州また大亂となり、而して爲朝自ら總追捕使と號し、時人之を日本後備將軍と唱ふるに至る。故に九州また源氏の逸族あり。而して源氏にせよ、平氏にせよ、其族黨の諸國に蔓延するや、必しも其族黨を擧つて遷徙するにあらず。其の國司たるの間、或

京畿に據る。平氏は、
源氏に討て佐渡に
流す。流す。流す。

は行軍の間、或は偶然の事情より、地方の地主豪族と婚を通ずるや、即ち彼等は名族を婚とするの光榮によりて、直ちに其族黨となるものにして、一滴の血液は、即ち地主豪族を化して族黨たらしむるの力ある也。常陸に於ける賴義一夜の宿舎は、如何に出羽の清原に源氏黨を作りしか、單身飄然たる爲朝の九州下向が、如何に源氏の勢力を九州に伸ばしたるを見れば、當時地方の地主豪族が、如何に名族を推戴し自ら好みて其の姓を名乗りたるかを想見すべき也。故に平氏の黨にせよ、源氏の黨にせよ。多くは一滴の血、一點の名に過ぎずして、實は固有なる地方氣質、特有なる地方性情を存する豪族が、一片の洗禮を受けたるにすぎざる也。故に彼等は、其地方固有の氣象習俗を具ふ。平氏が王朝に近くして、其貴族的習氣を有するは、是れ王朝の感化を受け、溫柔なる自然を有する中國、近畿の種族なるが如く、源氏は、其の據る所の地の關東、東北、九州なるがため、其の險嶺、荒野、猛烈の氣象を有したり。彼等は王朝の光華に遠きがため、之を崇敬するの念少かりき。彼等は王朝の恩澤に浴すること少なきがため、殆んど風馬牛の感を以て、其の盛衰を見たり。彼等は王朝の文明の感化を蒙ること少なきがため、其の自然と歴史が賦與したる豪健なる氣象を失せざると共に、王朝的政治思想に感ぜざりき。彼等は主従の別は、意氣相投したるより生ずるものなるを知れども、何故に君臣の別あるかを解せざりき。近畿中國の武士が、何故に王朝の前には首を低れ、是非を問はずして屈す

豊明節會に乘りて之を刺さんとす。忠盛銀紙を木刀につし刺客を斬つ。刺客を三日風雨あり、天下饑饉、賊蜂起す。保延三年、左兵衛尉佐藤清忠出家、和歌を善くす。北朝の士、利を受て上皇の一日、其弟の悪く論議、市朝の不平を論ず。其の死、日蓮の志を死して、遺言に志し、其の女、四歳の門を出く、時笑て衣を幸く、や笑て年三十三、行を法原寺に遷す。藤原は、其弟、相行、大原、相隆、西行、世之、所大鏡あり。著す、所大鏡あり。六年五月、延暦寺の僧、また、開城寺

るかを解する能はざりき。彼等は腕力と勇氣の尊ときを知れども、歴史と、官爵の尊とき所以を解せざる也。彼等は王朝公卿の文弱にして、腐敗せるを知れども、其光華を見る能はざる也。彼等は貴族的王朝政治なるものは、一定動かすべからざるものとは思はず。平の將門が關白忠平に向つて檄を放ち、『天の興ふる所已に武藝にあり、誰か將門に比せん』と云へるが如く、武勇の前には天皇も、歴史も、制度も、公卿も敵すべからざるものと思ふ。之を要するに、王政は僅かに近畿、中國の民に其の根を据へたるのみ。未だ十分なる形跡を爲さずして、已に藤原氏、山門、豪族の爲めに其發達を妨げられて、恩光を關東、東北、九州に及ぼす能はず。此等の民は政治上の經典なく、信條なく、天真爛漫、疎獷風を爲し、直素俗を爲す。源氏と云ひ、平家と云ふも、等しく武臣地主にして、其分る、所以實に此に存す。而して彼等は北歐日耳曼の蠻人が羅馬貴族の招聘する所となりて之に仕へたるが如く、暫らく首を垂れて王朝に仕へたるのみ。所謂勤王と云ふが如きは其夢にだも知らざる所なりし也。

百八十一節 天下大亂の兆

白河の親政なるものは、此の如き新民族が、未だ爆發せざるの前に方つて、天下暫らく陰靜なりしに乗じて、縱横私意を行たるに過ぎず。白河の輕躁なる之を知らず。親政の時眞に至れるものと信じ、放恣、漫縱、以て得たりと爲す。此に於てか、一旦其親寵したる源の義家を疎して、平の正盛忠盛を親寵し、是より源平相闘の端を開く。而して諸國二氏の族黨ならざるもの、形勢漸やく動かんとするを見て、各々黨派を分つて二氏に隸屬す。之より源平の二氏天下を兩斷す。此に於てか鳥羽帝の立つて堀川に代るや、數ば制符を下して、諸國の武士の源平二氏に屬するを禁すと雖も、新民族勃興の勢得て制すべからず。遂に後白河の時に至つて爆發するに至る。堀河鳥羽の時代を通じて、白河法皇は猶ほ院中に政を聽き、院宣を以て天下に號令しつゝ、ありしが永承元年、大納言藤原の公實の女、璋子を鳥羽に納れて中宮とす。璋子實は白河法皇が、少小より親寵愛する所なりしが、其立つて鳥羽の中宮となるの後も白河之に狎るゝこと猶ほ悔めず。鳥羽之を嘲み、其顯仁親王を生むの後も、顯仁を己の子として見ず、法皇の子として之を嘲る。已にして十六年の在位の後、位を顯仁親王に譲り、之を崇徳天皇とす。世に白河を本院と號し、鳥羽を新院と號し、天皇の府と併せて政令の出る所、三途となる。已にして大治四年、七月白河法皇崩じ鳥羽上皇、院中の權を専らにすること、白河法皇の例による、後宮の權、寵臣の政、華奢の遊は其特色にして、鳥羽萬乗の身を以て夜、平忠盛を從へて嬖妾を外に訪ふに至り、郊外の遊には妃嬪其服飾の美を競ひ、殿上の正服を褪ふて雪見の遊を爲し、烏帽子の角、朝臣の強裝束、皆な此時より初り、堂々たる丈夫、面に粉黛を施すの風も此時より初りぬ。而して政權二途に出しが爲め天皇に疎外せられしものは法皇に行きて官を得、法皇に怒られたるものは天皇に走りて之を訴ふ。是より以前は驕奢は藤原氏の

崩す時四十六。六條天皇名は順仁、二條の第二皇子にして母は六條大輔紀兼盛の女、永萬元年七月に即位す。時左大臣月即位す。大内宿禰房攝政たり。八月二條天皇を弔るや延暦寺、興福寺、神祇班席を争ふて戦ふ。

三年二月、天皇位を皇太子に譲る。時天皇五歳にして太子八歳なり。未だ幼くあり。今未だ幼くあり。永萬元年六月清盛、僧んで制し、淨海と號す。

平安元年十二月、清盛の女御を納す。時、帝十一歳にして、徳子十五歳也。四年三月、清盛の遺子牛若、私に奥州に下つて、藤原秀衡に頼る。此年僧元空初て浄土を説く。姓は藤原、名は浄土、字は常雄也。後、洛陽寺に於て、其道に於て、一時、然るを以て、風を爲す。

士また腕を扼して事を俟つあり、大亂の空氣は四方より壓し來りし也。此に於てか一帯時の泰平を見て、親政の時來れりとせる朝廷の夢は、忽然として破られぬ。法皇の將さに崩せんとす。や、内大臣藤原の實能私かに法皇に語つて曰く、方今の形勢、陛下百年の後、大亂の興らんと必せり、早く之に備ふる所なかるべからずと。法皇武幹膽勇の士を撰び、源義朝、平清盛、源義政等十人をして、誓書を美福門院に納れて、緩急奉公を怠らざるを約せしむ。已にして上皇、兵を起し、源爲義を招く。思らく義朝を致すを得べしと。然れども已に美福門院に先せらる。此に於てか爲義辭するに、年老ひ事に堪ざるを以てす。上皇強ひて已まず、爲義其必ず敗るゝを知るも、知己の情に酬へんとして、其六子を率へて起つ。末子爲朝九州の兵を率へて之を助く、平忠政、また上皇に應ず、兵集まるもの一千人。南都興福寺の僧兵もまた之を助けんことを約す。已にして爲朝、策を立て、暗に乗じて火を放ちて、皇居を攻めんと云ふ、頼長之を聴かず、南都僧兵の來るを待ちて、堂々の戦を爲さんと云ふ。爲朝、之を罵て長袖事を過つと爲す。果然、義朝、皇居にあつて策を立て、南都の援兵の至らざるに先つて、白河宮を攻めんとす。天皇之を聽るす。義朝即夜諸將と一千七百騎を率へ、白河殿を圍む。頼長、敵兵を見て急に諸將の官衙を進む。爲朝獨り冷然として曰く、今日の事、戦を主とす。吾は鎮西八郎にて足れりと。寡兵を以て能く戦ひ、數ば敵將を破る。已にして義朝風に乘じて火を放ちしかば。白

河殿遂に陥り、上皇走つて如意山に至り、勞れて進む能はず。仁和寺に入り、髪を剃して和を乞ふ。天皇許さず之を讃岐に流さす。頼長は南都に走らんとして流矢に傷けられ、自ら舌を嚙んで死し、爲義、忠政、近江に走り、餘黨逐して跡を知らしめず。朝廷之を憂ふ。少納言信西、權詐あり、策を設けて上皇に黨せし者の罪を定めて、榜示す皆な死刑に上らず。與黨之を見て思らく、死を免ると。即ち剃髮して出るや、信西執へて之を殺らさしむ、忠政は清盛の叔父也。清盛によりて降を乞ふ、清盛肯ぜずして其首を斬る。爲義また義朝に就て出て、降る、義朝之を容さんことを乞ふや切なりと雖も、朝議聽さず、義朝をして之を斬らしめ、次でまた其弟五人を殺さしむ、獨り爲朝のみ、其勇武を嘆賞せられ、臂筋を斷つて大島に放たる。

百八十三節 保元の亂、平治の亂を生む 此に於て朝廷思らく、天下此より平ならんと。少納言信西の議によりて五畿七道に課して、宮殿を造營す。然れども大亂は更らに大亂を生まんとす。何となれば源平競争の端此に開らけ、而して天下最新最猛の勢力たる源氏は、暫らく平民のために抑らるゝの姿ありたれば也。崇徳の亂、源氏最も功あり、義朝其首を占む。清盛の如きは逡巡して弱を撰びて戦ふのみ。併かも其資望、族黨、共に稍々王朝公卿に近し。父忠盛の時、已に刑部卿となして昇殿を許され、野人と雖も、猶ほ貴族的習氣あり。之を源氏の一流の疎野にして、武勇一片の徒なるに比して用ひ易く、用ひられ易きものあり。且つ宮中にありて事を用ゆ

三年三月、高尾
伊豆守の文、
伊豆守の宮に
事なす。至
舞入る能は
文怒りて強
大勢を發し
武士を退け
しむ。法に
を、故に命
す。八月、平
重盛死す。
四年春二月、
盛帝に追て
皇太子に讓
む。帝、清
行幸し、清
三國城、興
清、加茂、
島、行幸す。
大、京に入

去らん。清
方、清盛百
の少納言信
の子成、女
に入て、愛
小、其宮の
清、其宮の
を、其宮の
天、其宮の
崩す。二十

るもの信西と善し、故に清盛播磨守となりて、義朝右馬權守たるに至るにすぎず。義朝意に満
たずして曰く、先臣滿仲已に左馬頭となる、臣、一族を殺るして王事に盡くして、猶ほ此に止
るかど、即ち誼叙して左馬頭となす。然かも朝廷の恩寵遂に平氏に及ばず。平氏の勢隆々とし
て、清盛漸やく義朝の黨與を壓せん。義朝初めて後白河に黨したるを悔ゆるの心あり。此
より兩黨相憤り、數ば流言あり清盛將さに義朝と戦はんとすと、白旗赤旗を擁する軍士、數ば
東西に往還す。白旗は源黨にして赤旗は平黨也。已にして後白河、位を避けて、其子守仁を立
つ。之を二條帝とす。上皇猶ほ院中にありて、政を聽く。上皇の寵臣藤原信賴なるものあり。
藤原道隆の後也。二十七歳にして中納言となり、驕奢、威福を恣にする。大臣大將たらんと欲し
て上皇に乞ふ。上皇之を許さんとす。信西之を沮み且つ安祿山の事蹟を書して、之を奉る。信
賴信西を惡みて之を傾けんとす。信西は文章博士實兼の子、通憲の入道せしもの也。博覽、宏
識、才機あり、上皇に寵用せられて、威權、朝廷を傾く。然かも、慘酷にして少恩、法に任せて
事を行ひ、貴族的傲慢の氣ありて、武門の無識を見て之を卑しむ。之より朝官武門之を憤るも
の多し。義朝また曾つて其女の爲めに婚を信西に求む。信西其門地の異なるを擧げて之を拒み、
却つて清盛の女と婚す。義朝漸憤す。此に於てか信賴義朝を説き、兵を擧げて信西と清盛を除
かんとす。已にして平治元年十二月清盛熊野に如く、信賴義朝其處に乗じて、兵を擧げ、夜三

條殿を圍み、上皇天皇を擁し、遂に二皇を挾て大内に據る。信西豫め之を察して、獨り走り遂
に捕斬せらる。此に於て信賴自ら大臣大將と稱し、冠服舉止一に天子の如し。公卿目して恐右
衛門督と云ふ。已にして清盛變を聞き、道にして歸り、六波羅に陣す。信賴の舅、惟方、權大納言
藤原經宗、信賴に黨して二帝を監守す。中ごろ、信賴の敗れんことを察し、夜帝をして女装せ
しめ、夜私かに之を清盛の陣に送る、信賴の黨氣大に沮み、兵士往々にして離散す。然かも義朝
に屬するもの二千人あり、分つて諸門を守る。已にして清盛の黨、三千人を以て宮門を攻む。
信賴、待賢門を守り、重盛の攻むる所となりて走る。重盛之を追ふて宮門に入る。義朝の子、
義平郎黨十六騎と横さまに撃つて之を破り、殆んど之を獲んとし、返て義朝を助けて頼盛を御
芳門に破り、進んで六波羅に迫る。清盛恐懼措を失す。已にして信賴大内の守を棄て、走り、
平氏虛を擣ひて入る。兵庫頭源賴政、また反覆して清盛に黨す。義朝進退據を失し子、義平、
朝長、頼朝及び源重成、平賀義信、鎌田政家金王等三十騎と共に東國に走り、再擧を謀らんと
す。信賴途に義朝を見て曰く、何ぞ我を捨て、去ると、義朝怒つて曰く汝首謀にして我を捨て、
去り、何の面目あつて我を見んとするか。鞭もて其の面を打つて過ぐ。已にして信賴上皇に
請ふて憐を求めて得ず。遂に捕斬せらる。義朝等途に士兵に攻らる重成即ち義朝と稱し十餘人
を殺し其面を剝て死す義朝關を得て尾張内海に至り、舊臣長田忠致に倚り却て爲めに殺さる。

頼朝、時に十三歳、軍に従つて人を殺ろし、義朝に従つて走り、馬上に睡つて隊を離れ、遂にまた平氏に捕らる。平の宗清其の少弱を憐み免して伊豆に放つ。此の如くして坂東武士は武勇の名を擔ひつゝ、郷里に奔竄して、首を潜めて時を待ちぬ。

百八十四節 源氏の平氏凌がれし所以

今や平氏、源氏に勝つ、源氏の力平氏に敵せざるにあらす。

勢已むを得ざる也。源氏は平氏よりも猛烈なる勢力を有すと雖も其根據は近畿にあらすして、坂東、東北、九州にあり。其族黨は武勇、前なしと雖も、王朝に近接せんには、餘りに野蠻也。王朝衰たりと雖も猶ほ存す。彼等は一躍して其主人たらんには、餘りに其習慣、人物思想に遠かりき。義朝、後白河のため崇徳を攻めんとするや、後白河若し勝たば昇殿を許さんと云ふ。義朝之を聞きて曰く、勇士、生還を期せず、一生の思出に今ま昇殿せんと。鐘のまゝに殿上して、少納言信西のために止めらる。以て其の政野にして朝廷に悦ばれざるの風をみるべき也。是れ等しく野人と雖も、猶ほ半ば王朝的習氣ある平氏の先づ進みたる所以也。且つそれ、源氏の族黨猛勇と雖も、多くは其力を一にせずして、同族相排したり。源義朝の子義平が鎌倉にあつて叔父義賢と戦つて之を殺ろし、ために悪源太の名を得たるが如き、義朝が其父爲義を殺ろしたるが如き、之を前にしては義家、義綱と相争ふたるが如き、之を後にしては頼政の義朝に背きたるが如き、義朝逃奔の途上、其子朝長の怯を憤つて刺殺したるが如きは、其酷烈少愛

なる坂東武者の特質を示めす。之に反して平氏は源氏の如く、根據大ならずと雖も、一族能く相和せり。絶大の勇武を有せずと雖も、齊しく進み齊しく退く力によりて、之を償ふに餘りあり。これ東國に比すれば文化進み、倫常の念固きが故なりと雖も、また清盛の巨頭能く之を統一したるによる。而して今や源氏は凡べて、平氏に壓せられぬ。壓迫は協和せしむ、『東國の總源氏』は平治の大敗によりて地理的に、政治的に功名的に、外より統一協和を教られ、今や混和の化學的變化を起しつゝあるの時、清盛等揚々として舞臺の上に鷹揚闊歩し、地下より昇殿を許されたるを以て、公卿の妬嫉を受けて刺されんとせる忠盛の子、今や權大納言の榮位に上りぬ。

百八十五節 僧侶、盜兵となる

已にして二條崩じて六條之に代る。後白河法皇猶ほ政を院中に聞か

院宣は朝廷の權を小にし、清盛の武威は其光輝を掩ひ、生れて二歳なる幼稚は、其威信を輕ろくす。此に於てか已に朝權を輕侮して、數ば之を侵害したる山門僧徒は、愈よ跋扈し。源義朝の敗れて走るや、近江の僧侶、其道を遮りて之を要擧し、信願の敗去するや、叡山の僧兵之を要して其衣服器物を奪ひ、彼等は僧兵より一躍して盜兵となりぬ。彼等の争ふ所は、權勢と利益のみ。此に於てか二條を葬むるに方つて、諸寺の僧徒の席班を定むるに、延暦寺を以て興福寺の上にあらしむや興福寺の僧徒怒つて延暦寺の榜を切る。延暦寺の僧徒齊しく起り、其

末寺清水寺を焼て、之に報酬す。興福寺、また春日の神木神輿を奉じて闕下に嗷訴し、延暦寺を罪せんことを主張し、先帝埋葬の禮は修羅の街となりぬ。

百八十六節 平氏に非ざる者は人に非ず

之より先き後白河上皇、清盛の權勢を見て悦ばず。山門に

命じて、清盛を討たしめんとして、事成らず。清盛大に怒り、上皇、恐懼し、遂に六條の仁安元年を以て、清盛をして内大臣たらしめ、二年遂に昇して太政大臣たらしめ、以て其の心を安んず。已にして清盛自ら已む。法皇猶ほ其の平ならむことを恐れ、三年二月、遂に六條をして位を避けしめ、憲仁親王をして位に即かしむ。之を高倉天皇とす、母は清盛の妻の妹也。時に六條は五歳にして、新皇高倉は八歳也。上皇の輕舉、假を弄して眞となすや、清盛の威權之より朝廷を壓し、一族にして朝臣たるもの六十餘人、族黨の領邑、三十餘國殆んど日本の半ばを有す。清盛の長子重盛、内大臣にして左近衛大將を兼ね、次子宗盛權中納言にして、右大臣を兼ね、清盛の女、徳子入つて中宮となる。中宮の兄大納言平時忠、廣言して曰く、方今天下平氏にあらざるものは人にあらずと。清盛また童子三百人を放つて市中を徘徊し、己を非議するものを摘發せしむ。道路、目して惡禿と爲し、遂に相遇ふもの多く回避す。之より平氏の少年また驕り、重盛の子、資盛、出遊して途に攝政基房に遇ふて車より下らず、基房の舍人、之を誰何するも告げずして馳突して過ぎんとす、舍人進んで其車轡を斬る。清盛之を聞きて大に怒

り、三百の甲士を遣はして基房を要撃し、從者の鬚を斷つて之を放つに至る。是より舉朝、懼伏、歷代朝權を専らにしたる藤原氏の如きも、戰々として其怒に觸れざらんことを勉むるのみ。

百八十七節 平氏權勢の隆盛

即ち潜伏すと雖も、彼等是一日も回復の希望を忘るゝものに非ず。治

承元年權中納言藤原の成親、大將を望みて得ず。其平氏の徒に占有せらるゝを憤り、藏人源の行綱等、法勝寺の執行俊寛、檢非違使平の康頼、式部大輔藤原の章綱と謀りて、兵を擧げて平氏を亡さんとす。時に藤原の西光なるものあり、上皇に親寵せらる、其子師高、加賀守にして其弟師經目代たり、鴨川寺に入つて僧を掠む。僧之を怒つて白山及び比叡の僧に訴ふ兩寺の僧日吉の神輿、白山の神輿を奉して闕に迫らんとす。朝廷平の重盛源の頼政をして之れを禦かしめ。射て神輿に中て、僧徒を破り。更に師高を尾張に流し、延暦寺の座主明雲を伊豆に流す。已にして明雲粟津に至るころ、僧徒之を奪ふ、朝議成親と西光をして山僧を撃たしむ。成親等此時に乗して兵を擧げて平氏を亡ほさんとす。源行綱、中道事の成らざるを察し、平氏の別莊福原に至りて之を清盛に訴ふ。清盛直ちに成親西光を捕へて之を鞠す。西光清盛の暴を罵つて已まらず、清盛怒つて其口を裂かしめ。成親を備前に流し、俊寛、康頼、成親の子成經を鬼界ヶ島に流す。上皇恐懼爲す所を知らず、唯だ清盛に媚ひて其怒を霽さんと欲するのみ。二年十一月、

中宮將に皇子を生まんとするや、後白河、自ら其席に臨み、佛經を讀み珠數を繰りて祈禱するに至る。

百八十八節 平氏の地位、清盛の政體

治承三年八月重盛病を得て死す、法皇歡笑常の如く悲しむの色

なし。關白基房また後白河に奏し、其封邑を收む。邑は功田にして子孫に傳ふべきもの也。清盛大に怒り、兵を率へて福原より京師に入る、基房之を聞き救を後白河に求めて曰く、重盛存するの日、臣のために救済す今や重盛なし、清盛必らず臣を苦しめんと、法皇曰く朕と雖もよた自ら保せざる也と。清盛京に入り基房の關白を已めて、大宰權帥に貶し、右中將基通を以て之に代へ、太政大臣師長を尾張に流し、大臣以下北面に至るまで、法皇黨を一掃して、三十九人の官職を奪ひ、宗盛をして兵を率へて法住寺を圍み、法皇を鳥羽殿に幽せしむ。高倉また惶恐自ら安せんず、位を皇太子に讓る。是れ清盛の孫にして安徳天皇也。此の如くして清盛は皇室を敵とし、公卿を敵とし、源氏を敵とし、八方に敵を作りぬ。是れまた已むべからざる也。彼れ固と少數黨たり。唯だ形勢の地により、時勢の急變に乗じて勢力を占めたるものにして、且つ其起るや暴かにして、舊勢力と相衝突するを免れざる也。然れども已に進ては退くべからず、已に昇りて下るべからず。已に權勢を占めては之を把持すること、鞏固ならざれば覆亡を免れず。已に勝ては敵黨を窮迫せざれば已自ら覆亡するを免れず。彼れ朝廷に重用せられたるが故

に、源氏を打撃せり。彼れ藤原氏のために抑へられんとしたるが故に、一族を國中に分有して要所を塞固せしめたり。彼れ成親西光等が己を覆さんとしたるが故に、之を除けり。彼れ法皇が天下の冒險家、希功者、不平家の器具たらんとするを見たるが故に、法皇を鎖固せり。驕慢にして陰謀に巧なる公卿、取つて代らんとする源氏、意志なくして動され易き宮廷に圍繞せられたる彼は、退きて滅亡する乎。進みて此くする乎、二者の外、道なかりし也。これ力を恃みて暴進する少數黨が、古來常に遭遇する所の運命たり。幾多の少數黨は、退きて守らんとして、美名を懷きて滅亡したるか故に、清盛は惡名を取るも寧ろ進んで取らんとしたる也。然れども平氏は必しも、兇惡の徒のみにはあらず。其政治は私利のみにあらず。彼等は、争つて勝てり。雖も、彼等を盡くものは僧徒と公卿に外ならず。而して此二者は彼等を盡くに、怨恨の涙を以て墨となし、憤怒の刃を以て筆となしぬ。彼等の善事は全く埋没せられて、其兇行のみ傳られぬ。後三條が改革せんと欲したる莊園欺妄、横領の弊は、幾分か清盛の手によりて成就せられたり。然れども後三條の改革すら關白、大臣、之を外に遮つて行れしめず、平氏何ぞ朝臣の怨を受けざるを得ん耶。桓武以來專横を逞したる寺院は、平氏のために鎮壓せられて、發するを得ず。發すれば即ち擧げ、歴代の君主が之に觸るゝをすら恐れたる神興も、平氏のためには遠慮なく射撃せられぬ。寺院何ぞ平民に怨なきを得ん耶。且つ清盛曾つて安藝守たり、兵庫の地、

海に據り、山に據り、宋に通じ、韓に通ずるの水門此に存するを見て、山國なる、山城より、都を此に移さんと欲しぬ。京師の市民、防近の農夫、何ぞ平氏を怨みざるを得ん耶。實に精盛が爲し、また爲さんとせる莊園改革、寺院鎮壓、兵庫遷都の三事は絶大の功業なりしに係らず、平氏は之によりて深く天下の怨恨不平を招きぬ。

第十八章

北人の天下(上)

神武紀元千八百四十年より千八百五十四年に至る

源氏政權を攬る

- 第百八十九節 源の頼政兵を起す
- 第百九十節 頼政の敗死、福原の遷都
- 第百九十一節 源の頼朝兵を擧ぐ
- 第百九十二節 頼朝鎌倉に據る
- 第百九十三節 源の義仲起る
- 第百九十四節 清盛死して平氏衰ふ
- 第百九十五節 平氏寺院を敵とす
- 第百九十六節 平軍戦はずして富士河に敗る
- 第百九十七節 頼朝、義仲と争ふ
- 第百九十八節 義仲、平氏を西海に退ふ
- 第百九十九節 法皇義仲を厭ふ
- 第二百節 平氏海上の權を占む
- 第二百一節 法皇義仲を排せんとして敗る
- 第二百二節 義仲の末路及び其人物
- 第二百三節 神器を有せざる天皇
- 第二百四節 平氏族滅す
- 第二百五節 頼朝、義經を思む
- 第二百六節 頼朝寺院公卿と調和す
- 第二百七節 頼朝政制を變革して大權を攬る
- 第二百八節 頼朝と廣元
- 第二百九節 鎌倉政府の位地
- 第二百十節 大化以來の最大變革

治承元年十一月、源氏が平家朝敵を討つ。清盛の孫、義朝の信長が、平家朝敵の討つ。清盛の孫、義朝の信長が、平家朝敵を討つ。清盛の孫、義朝の信長が、平家朝敵を討つ。清盛の孫、義朝の信長が、平家朝敵を討つ。

治承四年、源の頼政、遂に兵を擧げて平氏を亡ぼさんとす。頼政は頼光五世の孫也。義朝の信頼と兵を擧るや傍觀して戦はず、悪源太義平に迫られて却つて清盛に黨し、其後、清盛に阿附して、三位を得、和歌を能くして公卿の間に周旋す。其子、伊豆守仲綱、名馬星鹿毛を有す、宗盛之を得んと欲して強ゆること數は、仲綱拒む能はして之を與ふるや、宗盛、馬背に仲綱の二字を烙印して馬を呼ぶに仲綱の名を以てす。仲綱大に慚憤して報復する所あらんとし、志を頼政に語る。頼政慨然、人心平氏に不平なるに乗じて事を起さんとす。時に少納言惟長なるものあり、相術を以て著はる。頼政、先づ惟長をして後白河の子以仁王を説かしめて曰く殿下の相、人臣にあらずと。以仁王は其母寵なきを以て親王たるを得ざる者也。惟長の言を聞きて深く之を信ず。已にして頼政、平氏を討つて法皇以下を救ひ王をして帝たらしめんと云ふや、王大に悦び頼政の言により爲義の季子、行家をして東國に下つて諸源に檄せしむ。諸源多く私に之に應ず。平氏未だ之を知らず、時に紀伊熊野の別當湛増、行家の使命を聞き之を六波羅に報ず。清盛大に怒り兵を發して以仁王を高倉宮に圍む、清盛未だ頼政の叛を知らず柔順なる黨與と信じ、其子兼綱をして此一行中にあらしむ。兼綱私かに之を頼政に告ぐ。頼政以仁王を奉じて近江の園城寺に走り、寺院の勢力によりて平氏と對抗せんとす。此に於てか源氏と寺院との

結托漸く成らんとす。
百九十節 頼政の敗死、福原の遷都
然れども寺院勢力の中心は延曆寺にあり、延曆寺を誘はずんば平氏に敵すべからず。此に於てか一面、延曆寺を招き、一面、興福寺を招く。二寺初めに之に應ぜしが後清盛が米二萬石、絹二千匹を以て之を誘ふや。延曆寺之に應じ、園城寺の書辭無禮を名として之を却く。頼政即ち去つて興福寺に依らんとす。平氏の軍、二萬人、知盛、忠度、重衡を將として頼政を宇治に撃つ、僧兵能く戦ふと雖も衆寡敵せず、已にして坂東の人、足利忠綱、手兵三百を以て流を亂つて頼政の本軍に迫り、餘兵大擧して之に繼ぐ。頼政大敗、一族郎黨と共に自殺し、以仁王興福寺を指して走り、追兵のために射殺せらる。平氏思らく、方今天下、平氏に敵するものなし、動亂の源ありとせば即ち寺院に外ならずと。此に於てか兵を遣はして、園城寺を撃つて之を焼かしめ、猶ほ延曆寺の盤踞するを見て、都を福原に移し、以て寺院の跋扈に遠からんとし、六月遂に都を遷す。公卿皆な舊京に離るゝに忍びず、依々として悲しむの色あり。然かも清盛の威を憚つて之を云ふものなし、清盛思らく、稍以て安かるべしと銳意して諸源を誅劔せんとす。

百九十一節 源の頼朝兵を擧ぐ
時に山門、寺院、公卿久しく清盛の専横を厭ふて之を覆さんと謀るも、彼等は獨力を以て平氏を制する能はざるを見、彼等の目は等しく東北にある諸源の上

二年二月政子、
 鎌倉の菩提寺を
 建立す。源氏を
 上皇、長秀、能
 のめ清長、秀、原
 の長明、長、能
 源氏を、長、能
 定通、長、能
 隆家、長、能
 十卷、長、能
 古、長、能
 遺、長、能
 金、長、能
 代、長、能
 西、長、能
 初、長、能
 中、長、能
 三、長、能
 文、長、能
 宋、長、能
 歸、長、能

に注ぎたり。然れども諸源は皆な黙従して爲すものに足らざりしが其中、慧眼の
 徒は、伊豆の流人、源頼朝に注目して、之を擁立せんとするものなきにあらざりき。彼は其系
 統に於ては、源家の嫡流にして、家長制度の行はるゝ當時に於ては、人の長者たる最大の資格
 を有したり。其父祖、義家、義朝が鎮撫したる東北の豪族は、今や南人、平氏の専制に壓せら
 れて、出頭の機会なきを憤り、平氏に阿附する黨與の己の左右に跋扈するを怒り、何人か大亂
 の唱者たるべきかを思ふて、等しく目を頼朝の上に注ぎたり。其沈着なる態度は英雄の如く傳へ
 られ其朗々たる音聲は、將帥の聲として聞かれ、其十三歳にして人を斬て馬上に眠りたる往事
 は、今更の如くに繰り返され、其堅實にして浮誇ならざる性質は、信賞必罰の大將として賞讃
 せらぬ。東北の武人は朝廷を恐るゝものにあらず。腕力の前には何物も被靡せざるべからざるも
 のと信ず。然れども其唱首を待つ心の心に至つては、また實に甚しきものあり。而して今や其の
 英雄崇拜心と、尊族敬重心とは一に頼朝の上に注かれぬ。此に於てか中宮の屬官三善康信の如
 き、巧慧にして陰謀好なる京官が、私かに京師の消息を通して、他日の榮達を謀るとき、東北
 の武人はまた弓馬を磨きて、早く頼朝の起らんことを促しぬ。僧文覺の如きは、法皇を罵て伊
 豆に流さるゝや、頼朝の態度を見て奇貨用ゆべしと爲し、大業を起さんことを勧め、示めすに
 義朝の觸腹と稱するものを以てして之を激す。而かも頼朝は自ら信せず、優悠、遊樂を事と

し、伊豆の人、伊藤祐親の女に通じ、祐親の怒を恐れ、去つてまた北條時政の女に通ず。時政、
 頼朝の名家の未たるを以て陰に之を奉じて事を起さんとするもの心あるを以て之を默許す。祐
 親時政共に平氏の命を奉じて頼朝を監視せるもの也。行家が以仁王の令旨を奉じて源氏を募る
 に及びて頼朝意動くと雖も、久からずして以仁王の敗北を聞きて意氣沮喪す。已にして平氏、
 諸源を誅劔せんとして大庭景親をして頼朝を撃たしめんとす。三善康信、遙かに京師より之を
 頼朝に報じ、近江の源氏佐々木秀義も、また來つて之を告ぐ。此に於てか、頼朝意を決して兵
 を擧げんとす。時政之を助く、坂東の將士久しく變を待つ、欠く所は唱首のみ。此に於てか
 頼朝已に起つと聞くと時政の子宗時、義時、秀義の子、定綱、綱高、盛綱、高綱、土肥の實平、
 宗遠、比企の朝宗、能員、加藤光員、景康、大庭の景能、景俊、狩野の茂光、工藤の景光、田代
 信綱、安達盛長、天野遠景等々、其の族黨を擧げて之に従ふや、治承四年八月、頼朝兵を起し
 て山木兼隆を襲ふて之を殺し、仁政を附近に敷き、安達盛長をして豪族を招かしむ。豪族多
 く集まり坂東震動す。頼朝、即ち衆三百人を率へて相摸の石橋山に出づ。大庭景親、平氏に黨
 し、三千人を以て來り攻む、頼朝衆寡敵せずして敗北す。敗北の時に際しても、景親の郎黨飯
 田家義、頼朝の爲めに景親に叛き、景親の族人、梶原景時、頼朝整伏の所を知つて、故らに知ら
 ざる爲して通過したるが如きは、如何に坂東の士心が、頼朝に集りつゝありしかを證するに足る

ものある也。

百九十二節 頼朝鎌倉に據る 頼朝已に石橋山に敗るや、航して安房に至り、先人義家の郎黨たりし三浦氏に依り、其の衆を併せて上總に入り、上總介平廣常を招ねく。廣常兩端を持して應ぜず。乃ち道を轉じて下總に入るや、下總介千葉の常胤、三百人を以て之に屬す、頼朝行くく衆を併せて隅田川に至る頃、廣常二萬人を以て後より頼朝に會す。頼朝、其の遲緩曖昧を責め、直ちに之を見ずして命を待たしむ。廣常初め頼朝を輕んじて異志を蓄ふ。今や其の森嚴自ら持するの風に打たれ、志を改めて之に事ふ。頼朝其の衆を併せてまた武藏を平げ、秩父の畠山重忠、河越の重頼、江戸の重長の衆を併せて相模に歸り、千葉の常胤の言に従ふて幕府を鎌倉に開らく、坂東の豪族多く來り屬す。

百九十三節 源の義仲起る 此時に方つて源義仲もまた兵を信濃に擧ぐ。義仲は爲義の子、帶刀先生、義賢の第二子也。初め義賢其の姪義平と私闘して殺さるゝや、義仲時に三歳、駒王と云ふ。乳母の夫、之を抱きて信濃に藏くれ、權守中原兼遠に托す。駒王少小武幹あり、慨然として家門を興すの志ありて、年十三、高祖義家の故事に倣ひ、自ら石清水に至り元服して名を義仲と改む、人稱して木曾冠者と云ふ。數ば京師に往來して平氏の舉動を伺ふ、以仁王の令旨を得るに及び陽躍して兵を擧ぐ、集る者一千餘人。平氏之を聞き兼遠を責む。兼遠之を豪族根井行

親に托す。行親、心を傾けて之を助く。甲斐の武田、上野の那羽、下野の足利等の諸豪、來つて之に屬し、兵威四隣に振ふ。

百九十四節 平氏破はすして富士河に敗る 清盛、頼朝の起るを聞き慨然として嘆して曰く、坂東は多く彼の家人也、之を坂東に放ちしは、盜に鍵を貸したるに同じと、十月、東海、東山北陸三道の兵五萬人を發して、右近衛少將惟盛を追討使として薩摩守忠度、參河守知教をして之に副とし、頼朝を征せしめ、別に上皇を要して曰く、願くは源氏に與みせさるの誓を爲せ、然らずんば陛下を幽すること法皇の如くせんと、宗盛傍より紙筆を勸む、上皇已むを得ずして誓書を與ふ。已にして平軍、東海道を下ると聞き平廣常、頼朝に説きて曰く、坐ながら敵を待つは、進んで之を逆ふるに如かず、寸土尺地も之を占むれば則ち我有也と。頼朝、即ち足柄の險を超へんとす。平氏、また足柄を超へんとす。軍監藤原忠清曰く、豆駝の軍未だ集まらずして險を越ゆるは不可也と、富士川を前に控へて陣す。此に於てか頼朝、足柄の險を超へてまた富士川に至る、兵凡そ二十萬と號す、氣、南軍を壓す。是れ國史ありて以來の大軍也。平氏已に北人の勇武を聞ひて氣沮む。此時、北條時政已に甲斐に入り、二萬人を募り、武田信義をして率へて平軍の後より迫らしむ、道富士沼を経て夜澤中の水禽を驚かす、平氏其聲を聞きて大軍後より迫るとなし、潰散して走る。頼朝即ち返つて坂東を定む。適々弟義經も秀衡の許より來り屬

源の行家また兵を擧げて尾張より美濃に入るや平知盛、平通盛、平清經、平忠度等進て之を美濃の板倉に破る。賴朝、弟僧義圓を遣はして行家を助く。平の重衡維盛等また之を尾張の墨股河に破りて義圓を殺るす。行家大敗して參河に走り矢矧河を保ち、老兵三人を放ち京師に赴く。後軍は橋本見附にありと。平軍動搖して退く。行家即ち檄を飛ばして沿道の民に諭して曰く、平氏敗れて走る、一矢を放たざるものは源氏の仇敵なりと。土兵四方に起つて平氏を追ふ。平軍大に潰へて歸る。

百九十五節 平氏寺院を廢す 北方已に源氏の征服する所となるを聞くや、平氏震驚、先づ衆心を安んぜんがため、都を京師に遷し、關白基房を前官に復す。是れ延曆寺の僧徒と、公卿の不平を夷かならしめんがため也。然れども事已に遅かりき。機會の變、勢力の消長を見るに敏なる僧徒公卿は、南北の勢已に定まる所あらんとするを見て、私に内より平氏を覆さんとす。十月二月山本義經、柏木義兼、兵を近江に起して遙かに賴朝に應ずるや、延曆寺園城寺の僧徒、また之を助く。清盛、知盛等をして撃つて之を夷げしむ。義經、義兼、走つて鎌倉に歸す。平軍進んで園城寺を攻めて之を燒く。僧徒戰つて死するもの八百餘人。兵火にかゝるもの塔廟六百七十三、大津の民家、二千八百五十三宇、佛像二千、一山擧つて灰燼に歸す。平氏また妹尾兼

康をして大和の檢非違使たらしむるや、興福寺の僧徒之を攻めて、其衆數百人を殲滅して、猿澤に身し、また木偶の首を作りて之を打ち、且つ蹴つて清盛の首と云ふ。此に於てか平氏、京師傍近にある可燃分子を排除し、以て野を清めて源氏を待たんとし、藏人頭重衡通盛等をして撃つて之を滅さしむ。僧侶、奈良坂と般若寺に砦を築きて之を守る。平氏從て火を放ち、撃つて之を殲くす。是より平氏益す民心を失す。時人の僧侶を見る猶ほ清盛の之を見るが如し。然れども寺院の神聖を剝ぐに至つては、時人の兇惡とせざる能はざる所なれば也。

百九十六節 清盛死して平氏衰ふ 養和元年正月高倉上皇崩じ、二月、清盛また熱を病んで死す。時に歳六十四、彼は後三條より後ること七十年、均しく舊例古格に従ふを屑とせざる變革時代の精神の子也。然れども後三條は唯だ藤氏の權の恐るゝに足らざるを見たるのみ。清盛に至りては、更らに歴史の從ふに足らざる、寺院の信奉するに足らざる、公卿の尊敬するに足らざるを見たり。苟も見て以て治道に妨ありとなすや、千年の歴史的神聖を有するものをも破壊して省みざらんとす。彼れは寧ろ武將にあらざして、貴族的の改革者のみ。彼固より所謂改革者の理想を有したるにあらず。然れども歴史と積勢との將さに捨てられんとする變革時代は、正しく彼に於て其の權化を見たりき。故に舊勢に附隨したる公卿、寺院、諸國の豪族は、多く之を惡みて其の覆らんことを希ふたり。然れども、其剛膽果決に壓せられて猶ほ畏服したり、今や、

彼れ逝く、餘ます所は暗弱にして意思なき宗盛あるのみ。知盛の狷介なる、重衡の沈毅なる、教經の雄武なるありと雖も、宗族を統一するの巨頭にあらず。彼れ去るや平氏の勢散漫して反對族黨、公卿、寺院の勢威、勃然として盛ん也。

百九十七節 頼朝、義仲と争ふ

頼朝、未だ平氏の衰ふる此の如きを知らず、已むなくんば天下を兩分して、平氏と共に朝廷に仕ふる父祖の如くならんと欲し、未だ平氏の全く頓滅し得へきを信ぜざる也。故に根を坂東に定め、而して後進まんとして坂東の經營に汲々として、數ば書を平の頼盛*に送りて、前日救命の恩を謝し、且つ朝廷に上書して必しも、亂を企つるにあらず、朝廷若し平氏を棄てずんば、相和して并び仕ふる昔日の如くするも可なりと云ふ。其野心猶は狹小なりし也。此時に方つて義仲數ば京師に往來して其の情偽に通じ、必ず撃つて之を倒すべきを信じ、銳意して木曾より京師に入らんとす。故に平氏の憂ふる所、寧ろ義仲にあり。壽永元年九月、越後の城の長茂をして後より義仲を撃たしむ。長茂越後奥羽の兵四萬人を發して筑摩川に出づ、義仲三千人を以て之を逆撃し、詐つて平氏の赤旗を建て、近くに及んで白旗を擧げ、馳突して之を破り、其の將今井兼平、樋口兼光、楯親忠、根井行親等をして長驅深入、越後を徇へしめ、兵威大に振ひ、返て京師に上らんとす。之より先き藏人行家の、平軍に破らるゝや、鎌倉に歸つて頼朝に乞ふに、一國を領して再び兵を起さんことを以てす。頼朝之を省みずして

*初め頼朝の捕はるゝや頼盛の母池の厄之を救ふ。

承元二年勅して
專修念佛宗(淨
土宗)を禁す其
始祖黒谷の源空
二年、佐の流す。
族人と訴へて勝
たず、憤つて黒
谷に入り淨土僧
となす。

曰く余、兵を起してより已に十國を領し、義仲もまた五國を取る、方今天下皆を取るべし、公何ぞ自ら取らずして、我に乞ふ耶と。行家は頼朝の叔父也。之より頼朝を以て薄恩となし、去て義仲に頼る。此時、行家の弟志太行廣も、また兵を常陸に起して頼朝に詣る。頼朝之を待つこと厚からず。義廣之を憤り三萬人を率へて上野に至り、頼朝に叛かんとす。正利の忠綱之に應ず。已にして小山の朝政の襲撃する所となりて走つて、義仲に依る。頼朝已に義仲の威聲隆々たるを見、また已に先じて京師に入らんとするを見て、源家の統領たる己の威權に害ありとなす。今や已に平ならざる行家、義廣を容るゝを見て、更らに之を憤る。時に甲斐源氏武田信義其の孫女を以て義仲の子、義高の妻たらしめんとす。義仲其の系統の相如かざるを擧げて之を拒む。義高憤憤、去つて頼朝に至て義仲を説し、頼朝に先つて京に入るは、其志疑ふべしとなす。頼朝遂に義仲を撃たんとして壽永二年三月十萬人を率へて信濃に入り、碓氷峠に陣す、義仲の諸將多く逆へ戦はんと云ふ。義仲、同族相戦ふは一利なくして百害あるを論じ、避けて越後の國府に行く。頼朝兵を引て歸り使を遣はし、行家の頭を得て甘心せんと云ふ。義仲之に答へて曰く、行家は他人にあらず、公と我との叔父也。之を殺るすに忍びずと、即ち長子義高を質として和を乞ふ。頼朝之を許し、妻はすに其の女を以てす。義仲其の將士の妻女を招きて諭して曰く、義高を頼朝に質とするは、是れ卿等の夫婦を保全せんとする所以也と。妻女

皆な感激して涙に咽ぶ。此の如くして源氏の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。

此の如くして源氏の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。

百九十八節 義仲平氏を四道に追ふ 義仲、已に頼朝と和す此に於てか、後を顧みずして直ちに京師に入らんとして、先づ城を越前の火燧山に築き、平泉寺の長吏齊明、富樫入道佛誓、林六郎光明、仁科守弘等をして之を守らしむ。齊明、私に平氏に通じ、城遂に陥る。平氏勝に乗じて越前加賀を略し、三位中將維盛、越前三位通盛、薩摩守忠度、皇后宮亮經正、安房守清房、三河守知教等十萬餘人を率へて加賀能登の境、志保山に陣す。是れ平軍の精銳を集めたるものにして、其志一舉して義仲を夷けんとするにあり。義仲時に越後の國府にあり、急に越中に出で、行く／＼五萬人を集めて、砥浪山に陣し、伏兵を設くること五所、自ら黒坂峯に上りて敵軍の目標となる。平氏必らず義仲を得んと欲し競ふて黒坂の峯に進む。已にして夜に入り義仲の伏兵五方に起り、平氏を俱利伽羅の谷に陥擠して其一萬八千人を殺らす、餘衆走つて加賀に入る。義仲長驅連戰東山、北陸の二道より京師に迫る。平氏驚惶、出る所を知らず。清盛の生時は佛寺を鎮壓して一步も假さざりし平家、今は宗族連署して、誓書を延暦寺に奉り、藤原氏が興福寺を氏寺とするか如く、延暦寺を氏神とし、禍福、喜怒、一に山門と共にせんと稱して、以て其の援兵を乞ふに至る。然かも勢利の外、眼中に存せざる山門は、已に衰威に近よれるを見て平氏を助けさ

く觀岳は恒武天、師の御宇に於て、弘明道、東山、北陸の二道より京師に迫る。平氏驚惶、出る所を知らず。清盛の生時は佛寺を鎮壓して一步も假さざりし平家、今は宗族連署して、誓書を延暦寺に奉り、藤原氏が興福寺を氏寺とするか如く、延暦寺を氏神とし、禍福、喜怒、一に山門と共にせんと稱して、以て其の援兵を乞ふに至る。然かも勢利の外、眼中に存せざる山門は、已に衰威に近よれるを見て平氏を助けさ

る也。此に於てか、七月義仲進んで琵琶湖を濟つて近江に入らんとするや、百濟寺之に五萬石の米を供し、延暦寺また義仲の秘誓僧、大夫房覺明の遊説によりて義仲に應じ、平氏を挾攻せんとす。平氏恐惶、西海に走り、九州との兵士と水軍を以て戦はんとし、天皇と三種の神器を擁して西奔す。法皇潜かに延暦寺に奔り、攝政基通、左大臣經宗、右大臣兼實等、百官皆先を競ふて延暦寺に入る。此に於てか義仲一兵を失はずして京師に入る、義朝の敗北以來二十二年、京人初めて白旗を見る。
百九十九節 法皇義仲を厭ふ 八月、法皇、法住寺殿に歸り義仲を左馬頭として伊豫守を兼ねしめ。行家を備前守とす。世義仲の起るの驟かなるを以て旭將軍と稱す。法皇また平氏二百餘人の官爵を削り、義仲行家の二人をして之を討伐せしめ、安徳西奔して、京師主なきを以て、新たに天皇を立てんとす。世人多く望を北陸の宮に屬す。北陸宮は故以仁王の子にして、僧となりて難を越後に避けたるものにして、義仲の勸むる所となりて髪を養ふ。義仲之を立てんとす。宮人或は其一旦僧となりしを以て之を沮む。法皇寵姫丹波局の言に従ひ、高倉の第四子を立つ、之を後鳥羽帝とす。義仲憤懣、法皇を憾む。此時に方つて、義仲の兵京師にあるもの五萬人、糧食續かず、各々民家に入りて抄掠を事となす。初め京人、平氏の專横を怒り、日々源氏の速かに京に入らんことを祈りしが、平氏は威壓するも抄掠せざりき。然るに今や源氏の

平知康をして言はしむ。知康巧慧にして柔佞、鼓を以て法皇に用らる、世に鼓の判官と云ふ。義仲知康を見て嘲つて曰く、世、卿を稱して鼓の判官と云ふ、人の爲めに搦たる乎と。知康慚憤して歸り法皇に奏して曰く、義仲叛形已に現はる、宜しく之を誅すべしと。法皇直ちに延曆、園城二寺の僧兵を召し、廣く兵を近畿に募る。市井の無賴、兇惡の僧徒、之に應ずるもの二萬人、知康之に將として法住寺殿に據り、寺社の符、佛像を四壁に帖して、以て敵人の矢を防ぎ進で義仲を攻めんとす。義仲怒て曰く已に兵あり、食なかるべからず、食を京師に募るにあらずんば、京師の守護たる能はず。且つ市人農夫に徴するも、未だ公卿に及ばず、法皇何の苦しむ所あつて咎めんとするか。義仲最後の戦して屍を都に晒さんと。從者之を諫むれども聞かず、曰く假令ひ天子と雖も、我れ豈に手を束ねて制を受けんやと。一千餘騎を以て進で之を攻む。延曆寺の僧兵先づ破れて、餘衆壞走し。天台座主明雲大僧正、長吏圓慶法親王以下の首領多く射殺せられ、法王輿に乗じて走らんとして、矢鳥四郎行重に執られて五條内裏に幽せられ、市人狼狽皆な外に走しる。此に於てか義仲其部下を會して曰く、我已に法皇と戦つて勝てり、天子とならん乎。法皇と爲らん乎。法皇は法師のみ、法師とならんも笑ふべし。天子は童幼のみ、童子となるも可ならず。去らば我關白たらん乎と。其秘書僧覺明曰く關白は藤氏にあらざれば能はずと。即ち自ら院の別當と稱し、丹波を領す。此時北國蠻人の眼中、人主、人臣の別

なく、唯だ天皇は諸侯の大なるもの、若しくは一の官職に過ずと思ふのみなるを見るべし。義仲更らに三條中納言朝方以下四十九人の官爵を削り、前攝政基房の女を娶り、基通の關白を己め、基房の子師家を内大臣として攝政せしむ。

三百二節 義仲の末路及び其人物

此の時に方つて範頼義經法皇の命を奉ずと稱し、實は義仲を討つ

て其權を頼朝一家に集めんとし、六萬人を率へて尾張熱田にあり。京師の變を聞くと義經は伊勢路より、範頼は近江路より道を分つて進む。義仲之を聞きて、頼朝の猜疑遂に脱すべからざるを知り、寧ろ平氏と和するも頼朝と戦はんとし、急に使を發して、平氏を招き、力を併せて頼朝を征せんと云ふ。平氏の一門之を聞き大に悦ぶ。獨り中納言知盛喜ばずして曰く、平氏零落すと雖も、何ぞ木曾將軍と袂を聯めて周旋せん耶。我に天子あり、三種の神器あり、義仲若し和せんとせば、胄を脱し、弓絃を弛めて、軍門に降るべきのみと。宗盛之に従ひ和遂に成らず。已にして壽永二年正月、義經二萬五千を以て宇治に入り、範頼三萬五千人を以て勢多に迫る。義仲兵少なく僅かに今井兼平、山本義弘をして五百人を以て範頼を拒き、根井行親、楯親忠をして三百を以て義經を宇治に拒かしむ。義經の將、佐々木高綱、梶尾景季、畠山重忠等、流を亂して進む。義仲の將士、力戦すと雖も、衆寡敵せずして敗走す。義經進んで京に入り、兵を縱つて義仲を攻む、義仲且つ戦ひ且つ走り遂に粟津に敗死す。此の如くして當時の東北の野

義仲の死するや頼朝の殺すにありて、高朝の死するや頼朝の殺すにありて、使を遣はして之を頼朝の殺すにありて、女を娶りて之を頼朝の殺すにありて、頼朝の死するや頼朝の殺すにありて、使を遣はして之を頼朝の殺すにありて、女を娶りて之を頼朝の殺すにありて、

を代表する最好の標本武士は終りぬ。彼れ源家の嫡流たる聲望を有する頼朝の如くならず。坂東形勝の地を占むる頼朝の如くならず。東北諸源の心を得る頼朝の如くならず。一族郎黨を有する頼朝の如くならず。一旅の師なくして、木曾の僻地に起り、手に唾して東山北陸を定め、頼朝が坂東の割據に汲々たるるとき、勇往直進、平氏の根據を顛覆す。彼は獨り源氏の陳勝吳廣たるのみならず、殆んど英雄の材ありき。唯だ其聲望、頼朝の如くならず。京人の逃れて彼に依るものも、頼朝の大江廣元あるが如くならず、僅かに一の僧侶覺明あるのみにして、改制の學識あるものなく、經綸の才あるものなし、其野人的心性を直ちに京師に用ひんとして敗る。其材頼朝に劣るにあらざり地位相加かざる也。併かも其人情に厚きや、頼朝の酷薄の得て比する所にあらざる也。

三百三節 神器を有せざる天皇

源氏、内に相争ふや、平氏之に乗じて山陽南海の十三州を畧定し、大坂に來り、福原の舊都を修めて、安徳帝を奉じ、西は一の谷より、東は生田に壁し、山海の形勢に依つて守る。其徒衆十萬人。適ま之に背叛するもの皆な討滅せられ、威聲、京師に迫る。此に於てか範頼五萬人を率へて攝津より、義經一萬人を率へて丹波路より、兩道日を刻して福原を攻む。範頼已に東門より迫り土肥實平、義經の兵七千人を分つて一の谷より西門を攻む、平氏全力を注ぎて東西兩門を防ぎ、互に勝敗あり、義經間に乘じ、急に鶴島越の斷崖より、下し

*坂阿波の武人
二千三百人
氏に應ずる者
擊つて之を走
てし、淡路に
義經、久保等
送つて、通野
伐つ、河通野
備前、今水に
備前、今水に
んで之を破る
る、進

撃ち、火を放ちて之を攻む。平氏大敗、争ふて舟に乘じ、四國に走る。此役平軍死するもの一千餘人、忠度、通盛、盛俊、國盛、敦盛、知章等の宗族、其の中にあり、重衡また生擒せらる。之より先き法皇三種の神器なくば天子たるの資格の欠けんことを憂ひ、土御門を立つるも、久しく即位の禮を行はず。今や平氏敗殘、其宗族の生擒せられしを見て、重衡を以て神器に更へんとして院宣を下す。平氏聽かず、勅使花方の面に烙印して其髻と鼻梁とを斬て之を追ふ。法皇大に怒る。左右曰く、神器賊にあるか故に即位の禮を行はずんば、是れ賊徒神器を有するか故に重くして、我れ自ら輕とせしとするもの也。宜しく神器を須たずして位に即くべしと。内大臣兼實曰く、神器なくして位に即く、是れ、神器を輕んじ國體を傷くるもの也と。法皇從はず遂に即位の禮を行ふ。時に天皇五歳、實に土御門の即位は古今國憲上の大疑問たり。昔し清寧の崩するや嗣なく、群臣、顯崇を民間に求めて之を立つ、是れ人臣、天子を冊立するの初なりと雖も、此時猶ほ神器あり、傳國の寶器たり。若し天子にあらざるもの天子を立つる能はずと云はれ三種の神器を有するの一事之を解説するに足るべし。今や然らず土御門は何によりて立ちしか、法皇之を立てしと云ふ乎。法皇の天子ならざるや、猶ほ、兼實の天子たらざるが如し。皇親と云ふと雖も、天子にあらざるや即ち同じ。若し群臣之を冊立すること、顯崇の前例の如しと云ふ乎。彼には神器あつて此には神器なし。况んや此時、安徳殿然たる天子にして、

神器を有す。土御門の即位は、唯だ『實際の主権者』を以て説明するの外道なし。是れ後來國憲變革の端にして、南北兩朝に分れて、正統南帝の外、北帝が尙ほ『實際の主権』によりて立つの端を開きたるもの也。

二百四節 平氏の族裔

義仲已に敗死して平氏また奔竄す。天下皆な九郎義經の武を稱し、『鬼神』

と號せられたる義仲を、一戦に滅したる武名は至る所に傳唱せられ、坂東の將士、多く望を義經に屬す。頼朝之を悦ばず、範頼を奏して參河守となすも、義經の爲めに奏せず。然れども朝廷、義經の勳功を識認して左衛門の少尉として檢非違使たらしむ。頼朝之を聞き益す悦ばず。

壽永二年九月再び平氏追討の軍を起すや、義經を用ひず、範頼をして十萬餘人を率へて軍事を專領せしむ。時に平氏、根を屋島に据へて山陽を縱横し、其將知盛は門司を略し、九州を徇へんとし、行盛、備前の見島にあり、範頼藤戸の海を渡つて之を破り、進んで長門を攻めんとす。然れども糧食船艦を欠ぎ、兵氣沮喪し、或は歸らんことを思ふ。已にして豊後の臼杵の惟隆、戰艦八十艘を以て之を助く。周防の木上の遠隆、糧食を送る、範頼三浦義澄を赤間關に止め、進んで豊後に入り、原田の族を走らす。然かも平氏の勢威之がために滅せず。義經之を聞き自ら進んで戦はんことを乞ふ、頼朝已むを得ずして之を用ゆ。文治元年二月、義經、京を發し、船師を渡邊福島に整ふ。兵集るもの僅かに六千人^{*}。船百五十艘。大風に乗じて出づ、其阿波に達

^{*} 原と源の争
此時にあり

するや従ふもの船五艘、將士百五十人のみ、攻めて勝浦の城を落とし、直ちに屋島に向ひ、高松の市に火を放つて之を攻む。平氏備へずして大に狼狽す。已にして義經の寡兵を見て撃つて亡さんとす州人多く義經に就き、部下また漸やく集まる。平氏遂に走つて九州に入らんとして範頼に支られ、長門に上らんとして三浦義澄に支られ、進んで欲して進む能はず、退かんとて退く能はず。空しく赤馬關、壇浦の間に徘徊す。平氏の勢威已に盡きんとするを見るや、在の豪族相率へて源氏を助く。曾て行家が仁王の令旨を傳へたるを初めて告辭せる熊野の別當湛増も今は二千餘人を率へ、二百餘艘の戰艦を以て、源氏に屬す。是れ南海水軍の尤なるもの也。平氏、其旗を望んで悵々す。河野通信もまた一百五十艘の水軍を以て源氏に屬し源軍の氣益す昂る。加ふるに平氏潮に逆て進むが故に勞すること多くして退き易く、源氏は潮に乗して進むが故に、勞少なくて功多し。此に於てか平氏の一門皆な志を決して共に死せんとし、船艦を清めて敵を待つ、戦は中納言知盛の名を惜しみ、耻を重せよとの命によりて開かれぬ。悪七兵衛景清の源氏を罵る聲によりて續かれぬ。九州一の強弓、山賀の兵藤次秀遠が率へたる五百艘の先陣より射かけたる矢戦となりぬ。兩軍強弓の矢競となりぬ。已にして兩軍相接し短身相接するや、阿波田内左衛門の父民部の重能、平氏に叛き、三千人を以て源氏に應ず。平氏の軍、之を見て動搖するや源氏之に乗して掩撃し、平氏遂に大敗し、列を亂して走る。清盛の

妻二位の尼、神璽を挟み、寶劍を帯び、安徳天皇を懐きて海に投じ平太后徳子、また繼で海に投じて捕られ、宗盛、時忠生擒せらる。教盛は知盛と相刺して死し、教經、維盛、資盛、有盛、行盛等皆な海に投じて死す。此の如くして二十二年の間、天下を専制したる大族の榮華の跡は、夢の如くに消へ失せぬ。

二百五節 頼朝、義經を除かん

平氏已に夷らき、天下大に治まらんとす。頼朝、刑賞の權を鎌倉

に集めんとして、諸將士の未だ京に入らざるに方つて、使をして言はしめて曰く、鎌倉の奏を待たずして任官恩賞を得べからず、之を受くるものは鎌倉に歸るを許さずと。以て大權の朝廷に出て、將士を其門に集めんとするを遮る。而して其の最も目ざす所は、義經にあり。義經勇武にして矯捷、其戦ふや必らず衆に先つて進み、衆人多く之が用を爲さんことを欲し、頼朝の旗下武功を喜ぶもの多く望を屬す。彼は頼朝と匹敵せんには欠くる所唯一、源氏の正嫡たるの資を有せざるにありと雖も、彼れ若し、法皇の朝廷により高官を得はまた以て之を稱ふるに足らんとす。法皇の彼を愛する此憂なきにあらず。頼朝の禁令實に此の猜疑に出づ。而して之と共に私に西海に従軍せる將士に命じて、義經の用を爲す勿らしむ。義仲、平氏の猶ほ存するや頼朝已を得ずして之を用ひき。今や勁敵已に亡ぶ。頼朝の心を勞するものは、義經なりき。菟兒已に亡ぶ、其狗正に煮られんとす。義經の兄弟の情を信するの厚き、之を知らず。往

々獨斷、事を決し、毎事鎌倉の命を待つこと頼朝の如くならず。また頼朝の弟たるの故を以て、頼朝の寵臣と争つて隙あり、讒間を招く。五月、宗盛以下の俘虜を携ひ揚々として鎌倉に入らんとするや、頼朝戒心將士を集めて自ら守り人をして義經を腰越に止めしめ、鎌倉に入るを許さず。其の曾て頼朝の命を待たずして法皇の官職を受けしを責め、且つ其法皇より受くる所の二十四邑を奪ふ。義經、憂悶、大江廣元により書を上つて自ら解く、頼朝遂に許さず、北條時政をして囚徒を受けしむ。義經望を失して快々として樂まず、始めて頼朝を憤るの意あり。已にして八月、頼朝奏して義經を伊豫守とし院の庶の別當たらしめ、少しく其心を和げしめ、且つ私に諸將に命じて之を擧たしめんとす。三浦、佐々木、千葉、島山の諸將皆な口を噤して可否を云はず。また自ら征伐の命を受けんとするものなし。頼朝梶原景時之言により土佐坊昌俊に命ず。昌俊は元と奈良の僧徒の首魁の一にして、興福寺が平民に燒擧せられたる後、去つて頼朝に投じたるもの也。昌俊熊野詣に托して私かに京に入りて、義經を襲はんとす。義經偵して之を知り、頼朝遂に己を殺さずんば已まざるを察し、進で頼朝を擧つての院宣を乞ひ、九州四國の兵に頼つて自ら守らんとす。昌俊一夜、義經の第を襲ふ。義經擧つて之を退け、追ふて之を鞍馬山に獲、首を六條河原に出鳥す。頼朝、陰謀已に現はるを見るや、坂東の兵を擧げ、十一月自ら將として駿河の黄瀬川に出づ。義經之を聞き、行家と共に九州に下らんとし途に風雨に遇ふて相失し、歸りて吉野山に藏る。

朝廷其材武と謹慎を惜しむ。然かも頼朝を恐れ、驟かに其の官を削り、義經の名を奪ふて義顯とし、天下に令して之を捕へしむ。已にして義經北陸より陸奥の衣川に入り、再び秀衡に頼る。

二百六節 頼朝、寺社、公卿と調和す

天下漸く定まらんとす。此に於てか頼朝天下を一統して刑賞征

伐の權を鎌倉に集めんと欲す。如何にして天下を一統せんか。彼れ平氏の果斷勇決、公卿の莊園を奪つて其怨を買ひ、寺院の權を抑へて其憤を挑發し、而して寺院公卿は平氏を顛覆せしめ、人心を失せしむるに於て、一大勢力なりしを見たるが故に、彼の最初の政治は、先づ寺院、神社、公卿と調和して、之を撫するにありき。彼れ多くの寺院神社に領地を寄附して、武士の侵入を禁して、以て僧侶神官の歡心を買ひぬ。彼れ天下の財を集めて、東大寺大佛殿の再造を助け、建久六年、親臨して之を落して、僧徒の歡心を求め、而して僧侶が無禮の舉動ありて、梶原景時の鎮壓に激して蜂起せんとするや、結城七郎朝光をして、僧侶の前に跪きて、過を謝せしめて以て、僧侶と事なきを希ふたり。彼れ奈良の寺院を燒撃して、僧侶の怨を買ふたる重衡、を、奈良の僧に與ひて其の憤を洩らさしめぬ。建久四年延曆寺の僧徒が左兵衛尉佐々木定重を誣訴するや、定重の勳功あるに係らず、彼れ斬つて之を僧徒に與へぬ。此に於てか平家の鎮壓政略を憤りたる寺社は、頼朝を以て再生の救主の如くに風説しぬ。彼れ莊園を檢して之を公卿に還せしかば、公卿は頼朝を以て治縣を知るの武將となしぬ。此の如くして公卿寺院、共に頼

*東大寺に費す所
銅七十萬九千
金一萬四千
銀五萬八千
六兩六錢五分
千六百三十八
兩六錢五分
八錢五分
六錢五分
五錢五分
四錢五分
三錢五分
二錢五分
一錢五分
六錢五分

朝を謳歌するや、彼は國縣を變革して、權力を鎌倉に集む。

三百七節 頼朝政制を一變して大權を握る

此時に方つて諸國前代よりの國司ありて州郡を領し、公卿

豪族の莊園はまた其の代官たる莊司ありて公領、公官、私領、私官、犬牙錯綜して刑賞の威、租税の權、其の出づる所を一にせず。若し前代の制度に一任せん乎。統一の業行ふべからず。此に於てか文治二年正月頼朝、北條時政をして義經を伐つて京師を守護せしめ、朝廷に奏せしめて曰く、方今天下漸やく平なりと雖も、所在不逞の徒少なからず、坂東の如きは臣の居に近し、之を鎮撫する難からずと雖も、南方西國に至ては道路遼遠、兵を出すこと容易にあらず。若し一々兵を出さば民、其の費に堪ざらんとす。故に願くは諸國に守護を置き、莊園に地頭を設けて、州郡不逞の徒を追捕せしめ、臣之を統べて日本惣追捕使たるを得ば天下是より安きを得ん。而して追捕の費として莊園、公領を問はず五畿、山陽、山陰、南海、西海の二十六國(後六十六國に普通す)に領主に納る、常税の外、毎段五升の米を出さしめんと。朝廷は深く思慮せず、公卿は莊園の回復に満足し、一人彼に反對する者なくして之を許す。是より天下兵馬の權一に鎌倉に歸す。夫れ諸國已に國司あり、莊園已に領主あり、領主の代官として莊司あり。其の租税受領の法異なりと雖も等しく、國土の主公たり。然るに今また此外に守護を置き、地頭を置く是れ、守護は國司に代り、地頭は莊司に代るものにして、一國一莊園、同時に二個の領主を有するか如く

して、實は天子の設たる國司を廢し、莊司を已めたるもの也。是より國司莊司の漸々減却すること恰かも大化の國體變革によれば國造伴造は存在しなからず、漸々消へ失せて、國司、郡司之に代りしが如く、國狀全く變革して守護地頭の世とならんとす。而して新たに置かれたる守護地頭は、其領内に於ける兵馬の權を握りて、更に鎌倉に隸屬するものなるが故に、鎌倉は天下の主權を掌握せるものにして、國司莊司が其の權を失ふと共に、其主長たる天子もまた其權を失ふ。藤原氏は曾つて皇權を侵犯したり。然りと雖も其一部を犯したるのみ。關白と云ひ、攝政と云ひ、榮花一代の耳目に倚ゆるも、日本を舉つて其有に歸したるにあらざり。平氏は多くの莊園を領せり、然れども是れ分量に於て多かりしのみ。未だ國家の主長たるの權を奪はざりし也。賴朝に至つては然らず。根本的に國家の政制を一變し、新制の下にある地方官吏は、凡て其の命令に従はしめ、全國の租税は其手に歸せしめ、刑賞の權は其の手に入らしめ、鎌倉幕府は其名に於て天子たらざるのみ。其實に於て國家の主長たるに至りぬ。朝廷に存する所は、官職任補の社會的虛榮の權あるのみ。而して此等の大變革は多く大江廣元の參贊に成りき。

二百八節 賴朝と廣元

實に廣元なかりせば、賴朝は一堅忍忌克の主として終りしならん。賴朝、潤達政爲の氣象に於ては、義仲に及ばず。武略勇將に於ては義經に及ばず。度量の大なくして妬嫉に近く、同情の誠なくして薄恩に近し。叔父行家を一國の領主として安堵せしむる能はず。

賴朝、權原景時に命じ、廣常を暗殺せしむ。景時、酒間之を殺す。

廣元、源賴朝に兵法を教へたるも、其の法も、長門の毛利氏なるも、

廣元、長門の毛利氏なるも、

義仲を服して屬人たらしむる能はず。義經の武功を見て之を喜ぶ能はず。甲斐の源氏、武田忠頼の勇武を見て、之を暗殺せしめ、弟範頼の盛名を見て之を生かす能はず。平廣常の雄武を見て之を容忍する能はず。凡そ有爲材幹の士は賴朝服屬を以て満足する能はず、必らず之を討つて後、初めて心を安んず。彼は英雄たらんには偉大を欠きたりき。然かも其性、堅忍にして動かさず、沈深にして輕からず、法家的森嚴と、政治家的冷血を有し、其爲さんと欲する所は必らず之を爲すの氣力あり。而して彼の之を爲すや、清盛義仲の如く、氣に任せて行はず。必らずや之を達するの手段を見出さずんば已まざらんとす。彼は滔々たる源平武將中の政治家なりき。而して彼に教ゆるに手段を以てし其法家的森嚴の性情に投じたるものは、久しく源家の統領として望を賴朝に屬したる京都の法制家にして、其の魁首は實に大江廣元なりとす。廣元は中納言匡房の曾孫也。典籍に通じて策略多し、久しく朝廷に嚮屈せるを以て、望を賴朝に屬し、之を奇貨として其材を仲さんとす。已にして賴朝の起るや、中原親能と共に朝廷の典籍を抱きて之に走る。賴朝の功業義仲に異なるもの、其政治家的の才幹あるによると雖も、また實に廣元等の法制家ありて之がために參畫したるによりもの多きに居る。

二百九節 鎌倉政府の地位

廣元等、久しく京都にあり。形勢を揣摩して、天下の權力北方に集り、而して京都に入るもの、必らず敗るべきを見たり。故に彼れ賴朝のため、覇府を鎌倉に開き、

政所は初め公文
所と云ふ別當
一布奇人、稱
其後、大納言
也。寄人、改
其後、大納言
也。寄人、改
其後、大納言
也。寄人、改
其後、大納言
也。寄人、改

京師に入らずして、天下を統御するの策を盡しぬ。蓋し北方武人の京師に入るもの、二個の危険を犯さざるべからず。其の一は北方は其勢力の中心なる京師に入るや、其中心を離るゝがため、緩急事に應ずべからず。而して公卿の習俗に圍繞せらるゝがため、武人的豪健の氣象を失するの恐れあり。其二に京師に入るや公卿と相對抗せざるべからず。武人にして公卿に屈すれば、公卿傲然として之を驅使するに至らん。若し武人にして公卿を壓せん乎。清盛義仲の運命を來さん。此に於てか廣元等思らく天下を統御するもの、必しも京師に出でざるも、別に鎌倉に朝廷を設けて、萬機を斷じ、京都は唯だ皇室と公卿に一任して、其の實權を奪ひ、其社會的虛榮の權を許さば、朝廷、心を安んじて事を起さるべしと。此の如くして霸府は鎌倉に起されぬ。爾府は名は武將の居と雖も、實は一個の朝廷にして、政所は太政官のみ、政所の別當として武家に命令する大江廣元、藤原行政は左右大臣のみ。和田義盛の任せられたる侍所の別當は兵部卿のみ。中原親能、足立遠元等が寄人たるは即ち大納言參議のみ、三善康信の執事たる問注所は刑部のみ。此に於てか更らに進みて朝廷の制度を更草し、議奏十人を置き、太政官の政事、此議奏の合議によりて決せしめ、議奏の發言は、必らず末座より初しめ、以て權門專制の弊を防ぎ、而して内大臣藤原實定、大納言藤原實房等、心を鎌倉に傾くる者を以て議奏たらしむ。また鎌倉と同情ある右大臣兼實をして攝政たらしめ、諸平氏に親しきもの、義經に黨

あり。侍大番數十
當り。將士なし
に。守。捕。使。之
大。社。の。三。行。三
大。寺。の。三。行。三
大。社。の。三。行。三
大。寺。の。三。行。三

するもの、參議平親宗、右大辨藤原光雅等の官爵を奪ふて、之を追放す。此に至つて賴朝名は、征夷大將軍たるも、此形式と實力に於ては天下の主權者たり。欠く所は唯一天皇の名のみ。
三百四十節 大化以來の最大變遷 卒然として之を見れば、是れ唯だ政權平氏より源氏に移りしのみ。然れども其の實は、古今絶大の國體變革也。國初以來南人は常に北人を征服し來れり。神武の征戰を初として、やまとだけの遠征、桓武の北征、藤原の專權、平氏の跋扈、皆南人が北人を鎮壓したる歴史也。今や歴史あつて以來、一千八百百年。北人は初めて南人を鎮壓し京都の守護、中國の追捕、九州の探題、皆北人の業となり、然らざるも北人に隸屬する者手に歸しぬ。故に賴朝の勝利は人種を以てすれば南人に對する北人の勝利也。更らに思想上より之を云へば武斷的民主思想が、貴族的王朝思想に勝ちし也。貴族的王朝思想は平安朝廷を中心としたる南方人種思想にして、未だ日本全國に其感化を及ぼす能はざるに方つて、北方地主の固有の思想なる武斷的民主思想の爲めに、其前途を遮られ、一勝一敗の間に數百年を経過して、全く其根柢を失して此に至れる也。また賴朝の勝利は武門を以て朝廷を壓したるものなりと雖も、此の武門なるものは、前にも云へるが如く、地方の地主にして、耕年の公役、征戰によりて其武幹を發達したるものにして、神武入國の時より武職を業とせる物部大伴の如きものにあらず。彼等は新人種たり。或は舊人種たり。新人種にせよ、舊人種にせよ、社會の中等民族にして、日本の生産、武力は其手中に存

置く、奉行探題
共に文武の大權
を有す。

したるものにして、日本の脊髄骨也。此の中等民族が貴族に代つて政權を取りしは、即ち日本に於ける中等民族が歴史に著はれたる最初也。故に頼朝の勝利は、即ち貴族に對する中等民族の勝利にして、名けて社會戦争と云ふべき也。また此の地主の發達したる武門武士なるものは、其の部下に於て多くの家の子郎黨なるものを有しぬ。家の子郎黨なる者は、即ち奴隸の發達變化したる者にして、數十年の歲月は、彼等をして漸々家人たらしめ、獨立ならしめ、自由を得せしめ、地主たらしめ、壓抑制度より隨意の服従に變せしめぬ。即ち鎌倉の勝利は地主の勝利にして、地主の勝利は家の子郎黨の勝利也。而して家の子郎黨の勝利は、即ち奴隸の胤族の發達を表する者なるが故に、また奴隸戦争の形骸をも具ふ。羅馬の如きは其の先民の外に、外來貴族の專制を加ふると數百年なる日本と相同じ。而して基督前一百八十年に井ウナスの率へたる奴隸戦争あり。同じく一百三十七年にクラツカスの平民を率へて貴族と抗對して、班田法を行ふあり、爾來一起一仆、已む時なく其争鬪數百年に延く。已にして、紀元四百七十六年、北方チウトン人種的首領アドアカルが大兵を率めて西羅馬帝國を亡滅するに至つて、北人全く南人に勝つ。鎌倉の勝利は即ち彼に於ける數百年の事業を、一朝にして遂げたる者也。故に頼朝は、其身武將にして、貴族の血液を有すと雖も、其位地は井ウナスの位地也。クラツカスの位地也。アドアカルの位地也。國躰一び天智の手によりて替られ、朝頼に至つて再び根本より變革せられ、其變や更らに大且つ深し。

第十九章

北人の天下(下)

神武紀元千八百六十年より
千九百七十二年に至る

北條氏の治世

- 第二百一節 義經及び藤原泰衡亡ぶ
- 第二百二節 頼朝死して鎌倉の基礎動く
- 第二百三節 文武兩黨の争
- 第二百四節 頼朝家幽閉せらる
- 第二百五節 北條時政將軍の廢立を謀る
- 第二百十六節 和田義盛北條氏に反抗して敗る
- 第二百十七節 將軍實朝暗殺せらる
- 第二百十八節 政子及び義時
- 第二百十九節 後鳥羽上皇鎌倉を覆さんとす
- 第二百二十節 天皇の御謀叛
- 第二百二十一節 南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義
- 第二百二十二節 天下鎌倉を謳歌す
- 第二百二十三節 北條泰時の政治、貞永式目
- 第二百二十四節 鎌倉以前の文學
- 第二百二十五節 思想文學の變、其政治との關係
- 第二百二十六節 桓武より北條時代に至る宗教の變遷
- 第二百二十七節 皇族鎌倉に媚附す、泰時の死去
- 第二百二十八節 北條經時、將軍頼經を廢す、第二百二十九節

害せらるるに、彼れ族黨を以て己の家を危ふするものと信じたり。彼は幕府の臣源氏にあらざれば國司たるを得ずと定め、強臣豪族も遂に國守たらしめず、以て強族の獨立を防がんと欲したり。精思熟慮、事を過たざる彼は、忌克猪俣によりて其策を通ち、見すに源氏の基礎を崩しつゝ進みぬ。故に建久九年(正治元年)正月、後鳥羽、位を辭して、太子を立て、土御門となすの時、頼朝五十三歳を以て死するや、頼朝の失策によりて時かれたる禍は、其子の上に落ち來らんとし、鎌倉の人心洶々たり。而して第一の幕は、武士頭六十六人が連署して梶原景時を追ふによりて開かれぬ。初め頼朝の世にあるや、儉素自ら奉じて政務に勵み、其問注所の如きは、之を營中に設けて自ら臨みて事を決す。是れ諸將事を争ふて容易に服せざるの恐あるがため也。また其寮所にかくるに、諸國家人の名を以てし、會所には鎌倉に出仕する大小名の名をかけて、朝夕之を見る、故に武士其職を曠せず。また遊宴、獵田に托して、諸侍と相接近して親近を増せしが故に、武士また疎遠ならず。又最も儀衛の撰を重んじ武功の勇士にあらざれば之に充てず、常に謂つて曰く、二十矢を放つて二十人を斃すものにあらざれば、備衛に充てずと。將士之によりて益々奮勵しぬ。而かも其の法を執るや、森嚴、親近と雖も怒する所なし、熊谷直實の勳功、勇武を以てすらも其近親、久下の直光と土地を争ふて非理なるや、頼朝自ら之を審きて直實を面詰す。故に將士また之に押れず。然るに頼朝死して子頼家之に代

從祖父也。頼朝の起るるに、彼れ族黨を以て己の家を危ふするものと信じたり。彼は幕府の臣源氏にあらざれば國司たるを得ずと定め、強臣豪族も遂に國守たらしめず、以て強族の獨立を防がんと欲したり。精思熟慮、事を過たざる彼は、忌克猪俣によりて其策を通ち、見すに源氏の基礎を崩しつゝ進みぬ。故に建久九年(正治元年)正月、後鳥羽、位を辭して、太子を立て、土御門となすの時、頼朝五十三歳を以て死するや、頼朝の失策によりて時かれたる禍は、其子の上に落ち來らんとし、鎌倉の人心洶々たり。而して第一の幕は、武士頭六十六人が連署して梶原景時を追ふによりて開かれぬ。初め頼朝の世にあるや、儉素自ら奉じて政務に勵み、其問注所の如きは、之を營中に設けて自ら臨みて事を決す。是れ諸將事を争ふて容易に服せざるの恐あるがため也。また其寮所にかくるに、諸國家人の名を以てし、會所には鎌倉に出仕する大小名の名をかけて、朝夕之を見る、故に武士其職を曠せず。また遊宴、獵田に托して、諸侍と相接近して親近を増せしが故に、武士また疎遠ならず。又最も儀衛の撰を重んじ武功の勇士にあらざれば之に充てず、常に謂つて曰く、二十矢を放つて二十人を斃すものにあらざれば、備衛に充てずと。將士之によりて益々奮勵しぬ。而かも其の法を執るや、森嚴、親近と雖も怒する所なし、熊谷直實の勳功、勇武を以てすらも其近親、久下の直光と土地を争ふて非理なるや、頼朝自ら之を審きて直實を面詰す。故に將士また之に押れず。然るに頼朝死して子頼家之に代

るや、幕府の權已に大なるの日に生れて、將士の力を藉りて天下を取りし昔を知らず。加ふるに年齒僅かに十八歳、少年の血氣に驅られて驕奢を事とし、問注所の事は文武官に一任し、三善善信を以て執事とし、北條時政、北條義時、大江廣元、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企義員、藤九郎入道連西、足達遠元、梶原景時等の合議に決せしめ、遊宴に耽り、京師の技藝を愛し、政事を顧みず。淫荒度なく、士心漸やく離る。此の形勢の中に、鎌倉は明かに二個の黨派を生じたり。

三百十三節 文武兩黨の争 頼朝の伊豆に起るや北條時政の族黨之を擁立したるもの也。已にして大業成るや時政獨り樞機に參し、また外戚の故を以て權勢獨り盛ん也。諸る坂東の武士、子弟の尺骨を以て寸土を得るもの、時政が内に居つて權を専らにするを悦ばず。然れども頼朝の外戚たるを以て、已むを得ずして之に屈せしかば、時政の權益す大にして、其門に出入するもの愈よ多し。時に大江廣元、三善善信、中原親能等また文法を以て進むもの寸兵尺鐵なくして、八州の野に轉戦したる壯夫の上に位す。彼等は一方には其の武夫に輕侮妬嫉せらるゝの故を以て、一方には北條氏に結托するの利あるを以て、北條氏に黨したり。壯士多く之を屑とせず。此より、暗々の中、文權武權の二黨を生せしが、北條氏の慧眼、武權黨の未來の首領は必らず義經にあるべきを看破しぬ。故に義經を除くの策に於て爲さる所なかりしが、暗々に形つ

くりたる文權武權の兩黨をして明白に分裂せしめたるは、實に梶原景時の力による。景時は鎌倉の人、勇武にして倣誕、和歌を善くし、意氣專權人を凌ぐを好む。初め大庭景親の族人にして、頼朝と石橋山に戦ふや頼朝の敗北を憐み、其杉山にかくれたるを知つて、景親を嚮導して他に向ふ。已にして頼朝の聲威再び舉るや、土肥實平によりて降を乞ふ。其苛察の心、中傷の辨は、法家的忍克の頼朝の心に投じしかば、用ひられて中外の耳目となり、寵を恃みて倣岸、勇將猛士を凌ぎ、範頼の如きも數ば其の凌ぐ所となりて報ずる能はず。獨り義經屈せず、數ば之を折く、之より義經と隙あり、景時已に武將を凌ぎて、其の憤を受け、また義經と争ふ。彼は勢、文權黨に屬せざるを得ず。此に於てか義時廣元等、毎に景時を救ふて之を護り、之を用ひて武權黨を折かんとす。而して梶原景時また和田義盛の喪に乗じ、其侍所の別當職を藉つて返さず、關東の將士を驅使す。また曾つて鎌倉に敵したる城の資永等を容れて之を保し、以て其勢を作る。此より文武の争、益す激す。而して頼朝は必しも此の黨争に加はらざりしと雖も、其の武將の跋扈を制して、子孫の深憂大患を未然に除かんとするの一事に於て、寧ろ文權黨の爲す所をよしとせしかば、武將は之かために鎮壓せられて、暫らく其の口を噤したり。今や頼朝は死せり。大石は除かれたり。兩黨の争は發しぬ。時に安達彌九郎景盛、妾を京師に買ふ。妾元と宮女にして、其美鎌倉に比すべきなし。頼家之を聞きて奪はんと欲す、已にして正治

元年七月、室の平四郎重廣、亂を參河に起す。頼家即ち景盛に命じて之を伐たしめ、其出陣に乗じて妾を奪ふ。景盛參河の亂を夷げて歸り、懊惱悵々す景時之を除かんとして頼家に讒して、曰く景盛、妾の事によりて叛を謀ると。頼家怒り、兵を發して之を殺さんとす。政子之を聞き自ら景盛の邸に入り、人をして頼家に言はしめて曰く、景盛罪なし、之を殺ろすは無道なり、若し讒佞を信じて無道を遂げんとせば、請ふ先づ老母を殺せと。頼家已むを得ずして景盛を免るす。此に於てか將士の梶原を憤ること益す甚し。已にして結城朝政、幕府にあり將士と語つて曰く吾聞く忠臣は二君に仕へすと。余先將軍の殊寵を受け、共に其喪に殉せんと欲して遂げず。今に於て悵々たりと。朝光は頼朝の遺命によりて、頼家の弟千幡を擁護するもの也。景時之を聞きてまた朝光を讒し異志ありと爲す。朝光之を聞き三浦義村に謀る、義村もまた久しく文權黨の專權を心よしとせず。梶原の佞辯文權黨の爪牙たるを憤る者也。即ち和田義盛、足達盛長等を招きて策を問ふ、衆皆な曰く凡そ文治より此の方景時の讒言によりて、命を殞し家を滅したるもの數ふべからず。彼の佞者の兇惡また武士の統領を奪はんとするか。若し今にして爲すなくんば、我徒悉く夷滅せられん。宜しく速に同心連累して將軍に訴へ、若し聽れずんば、死生を以て争ふべしと。遂に千葉、三浦、畠山、小山、足達、和田、比企、葛西、小田、波多野、大井、澁谷、山内、宇宮都、榛名、佐々木、稻毛、岡崎、土屋、土肥、河野、曾我、天野、

工藤等の諸族長、六十六人を募り、鶴岡八幡宮の回廊に密會して同盟し、中原仲業に托して抗告の文を弉せしめ、和田義盛、三浦義村、之を携へて大江廣元に至つて披瀝を乞ふ。廣元久しく之を披瀝せず。義盛大に怒つて之を責む、廣元遂に救ふへからざるを見、景時を擲つて武權黨に與へんとす。梶原走つて其邑、一の宮に逃れ、私かに檄を九州の將士に傳へて曰く、院宣を奉じて鎌倉を撃つと。一族郎従を擧つて西し、京師に入らんとして道に駿河清見ヶ關に於て、士兵の襲撃に遇ひ、族黨悉く戦死す。文權黨の爪牙已に除かれて、侍所の別當は和田義盛に歸するや、武權文權、相競ふこと益す甚し。此の如く文武兩黨の存する中に彼等は黨中更らに黨を分つ。北條時政前妻の死に遭ふて、後妻牧氏を娶る。政子、義時は前妻の子にして、畠山重忠また前妻の女を娶る。平賀朝雅。牧氏の女を娶つて、牧氏に殊寵せられ、此に前妻黨と後妻黨を分つ。また頼朝の子二人あり、頼家と云ひ、千幡と云ふ。頼家に黨するものと、千幡に黨するものとまた黨を分ち、頼家に黨するものは、また其子一幡を擁して、頼家の後を承けしめ、千幡を排せんとして黨を分ち、武權黨の首領の中、和田、三浦、安達また權勢を競ふて黨派を分ちぬ。即ち此の如く相分るゝと雖も、北條氏は自ら主として文權黨を率へ、自ら自家の權勢を立つるの力あり、他の武權黨の交も相待ちながら、交も相排するが如くならず。故に一變ごとに權勢、北條氏に集まる。武權黨の愚、自ら内に相争ふて、共に夷滅せらるゝを

知らざる也。

二百十四節 頼家廢せらる 已にして頼家疾あり正治三年八月、政子、時政と計り、天下を兩分し、

伊勢の鈴ヶ關を境として南方三十八國を其弟千幡に與ひ、北方二十八國を子一幡に與へんとす。千幡は政子の生む所にして、一幡は頼家が比企能員の女によりて生む所也。能員之を聞き、時政の憤り、頼家に勸めて北條氏を撃たしめんとす。政子屏後にありて其の密謀を聞き、時政に告ぐ。時政大江廣元を招きて其謀を聞き、甲士を伏し、欺きて能員を招きて之を殺らし、兵を發して其族を攻め、併せて一幡を殺らす。頼家之を聞き、仁田忠常 和田義盛を召して北條氏を撃たしむ。義盛私かに之を北條氏に告ぐ。頼家遂に薙髮して伊豆の修禪寺に幽せらる。此に於てか、北條氏、千幡を立て、鎌倉の主とす。朝廷、賜ふに、實朝の名を以てし、征夷大將軍とす。實朝時に十二歳、政子時政、政事を聽く。

二百十五節 北條時政將軍の廢立を謀る 此の如くして、北條氏は比企氏の權を奪ひぬ。然れども牧氏は之を以て足れりとせず、畠山重忠父子が牧氏の女婿平賀朝雅と事を以て争ふや、重忠父子を壓ふるに異志あるを以てして之を誘殺し、遂に朝雅を立て、實朝に代へんとす。然れども將士の間、實朝が源家の正統たるの記應は、猶ほ失せざる也。故に政子が三浦義村、結城朝光等に命じて實朝を時政の第より義時の家に移らしむるや、武士多く時政を去つて義時に就く。時政

*頼家後、北條氏の刺客の爲め浴室に殺さる。

*新雅は甲斐源氏の支流、信濃の伊勢に起りしなり、平氏の餘黨

心の離叛、必ずべしと。此に於てか後鳥羽上皇、銳意、擧て鎌倉を亡さんとして、北面武士の外に、更らに西面武士を置きて、天下冒険尙功の士を募り、また備前の刀工を院中に招きて刀劔を作らしめ、上皇自ら爐に當る。三年、順徳、位を皇太子懷成に讓る、之を仲恭帝とす。此に於てか天皇以外の皇位に三あり。世に後鳥羽を本院と云ひ、土御門を中院と云ひ、順徳を新院と云ふ。中院、本院の企を諫止すと雖も聽かず、日夜將士を募る。鎌倉の家人に信濃の仁科盛遠なるものあり、本院之を招きて北面武士とす。義時之を聞て曰く、鎌倉の家人にして、鎌倉の許容を經ずして京師に仕ふるを得ず。是れ頼朝以來の制なりと。直に其采邑を沒收す。本院詔して采邑を復せしめんとすれども聽かず。また本院の寵妓龜菊に、攝津の長江倉橋の二邑を與ふ、二邑の地頭、龜菊を侮慢して應ぜず。龜菊憤つて之を本院に訴るや、本院また詔して二邑の地頭を易へんとす。義時また詔を奉せず。本院憤懣自ら禁する能はず、遂に意を決して鎌倉を攻めんとし、京師の宿衛、三浦胤義を誘ふ、胤義事を以て義時を怨み、詔を聞き、欣然として應ず、且つ云ふ臣が兄義村も若し募るに惣追捕使を以てせば必らず應せんと。五月、鳥羽城南寺の神騎馬に托して、諸國の武士を募る。丹波、丹後、紀伊、但馬、伊賀、伊勢、美濃、尾張、近江の兵集るもの一千七百餘人。先づ鎌倉に心を傾けたる西園寺右大將公經父子を捕へて幽閉し、威力を以て大江廣元の子親廣、佐々木左衛門尉、廣綱、義時の妻の兄伊賀判官光季

を誘ふ。親廣、廣綱、己むを得ずして之に應じ、光季は之を拒む。此に於てか光季を攻めて之を殺らす。已にして熊野の田邊法印、十萬法橋、萬劫禪師、延曆寺の播磨の豎者小鷹、智性房丹後、清水寺の鏡月房歸性、興福寺の覺心等の僧侶もまた兵を率へて之れに赴く。朝廷思らく天下の事、以て爲すべしと。疾足者、推松を發して四方の士を募る。推松五月十五日を以て都を發し、十九日鎌倉に入り、三浦義村を誘ふ。義村之を義時に告ぐ。義時冷然として笑つて曰く『是れ豫ねてより期せし所也今は心安し』と推松を執へて院宣を奪ひ、大に將士を政所に會す。政子、半ば籠を掲げて將士に告げて曰く『昔し王朝より此方、日本の侍たらんものは、三年の夫役、公租に疲弊して見るかげもなく、大番の時終るや、一族郎黨、國に歸るに跣足にて歸るに至る。朝家の民を誅求すること此の如きものありき。先將軍の起るや、之を憐みて三年の夫役を改めて六ヶ月とし、公租を輕ろくし、民人の肩を輕ふしめんことを計る。鎌倉は世に功こそあれ罪とてはあらず。然かるに今は無頼の讒人、謀を企て、世を王朝の昔にかへさんとす。此尼は先きに將軍に分れ、中ころ頼家に分れ、また實朝に分れ、何を顧みてながらへんと已に世を捨て、命をなきものにせんとしたるに、義時の勸誘によりて此位に止りしに、何の不幸ぞ、また此の悲運に逢ふ乎。今は鎌倉一期の浮沈也。當家に味方せんものも、若しくは京方に就かんものも、今日只々明白に申すべし』と、聲涙共に下る。將士感激、皆誓つて鎌倉浮沈を共に

せんと云ふ。已にしてまた將士を會して戰を議するや、義時の子泰時曰く、上皇、王家の威を以て天下に號令す。其兵必らず多からん。且つ自ら發して京師を攻むるは憚りなしとせず。請ふ進んで足柄箱根の嶮を扼し、京軍の來るを俟つて戰はん。義時曰く鎌倉を以て京師を攻むるを憚るとは、是れ明王上にあるの時に云ふべきのみ。今は君、無道、天下皆怨怒す。我、民心に負くべからずと。大江廣元また内を守ること久しくして、天下の觀望者をして心を京師に傾けしめんことを恐れ、急に進んで京師を衝かんことを主張す。政子之れを裁して曰く、京師を攻めずんば勝つ能はずとせば、京師を攻むべきのみと。遂に泰時及義時の弟時房をして、足利義氏、三浦義村、千葉の胤綱等をして軍を督して東海道より京師を攻めしめ、別に武田五郎小笠原次郎等をして東山道より、式部丞朝時等をして北陸道より京師に迫らしむ。皆な父上れば、子止り、兄進めば、弟内を守り、人倫相愛の念を質として、鎌倉に負かざらしむ。之より先き義時、推松を放つて曰く、宜しく京師に歸つて申すべし。泰時時房をして十九萬人を率へて見參せしむ。早く志を決し給ふべし。若し猶ほ不足と爲さば三郎重時、四郎政村を先鋒として、二十萬騎を出し、義時自ら之を率へて進むべしと。推松京師に入るや、公卿爭ふて鎌倉の事情を問ふ、曰く誰か義時を殺るるものぞ、誰か先づ内亂を起さんかと。鎌倉已に掌中に入りたるものとす。推松答ふるに義時の云ふ所、自ら見る所を以てするや、上下皆な色を失ふ。

然れども上皇曰く、大軍西上して鎌倉空虛とならば、義時を殺るるもの出づべしと。恃むべからざることを恃みて自ら慰む。

三百二十節 天皇の御親征

此時に當て京軍一萬七千五百人、東軍を尾張河に防がんとして、兵を九隊に分ちて、其の九瀬を守る。東山道の兵先づ大炊の渡を破て進み、泰時繼で大豆の渡を破りしかば、京軍風を望んで走り、北軍、勢多、淀、宇治、三方より京師に迫る。上皇恐懼、比叡山の僧兵を招く、僧兵辭するに力足らざるを以てす。已にして三道の守將敗れて京師に歸るや、上皇宮門を閉ぢて納れず、遂に他に行かんことを命ず。山田次郎重忠大聲に罵つて曰く、大臆病の君に語られはれたること悔やしけれど、遂に北軍と戦つて死す。之より將士或は死し或は走る。上皇、震恐、辯疏して曰く今回の事、朕知らず、皆な臣下の爲す所なりと。昨日まで共に謀る所の公卿、權大納言藤原の忠信、權中納言源の有惟、藤原の光親、藤原の宗行、參議藤原の範義、藤原の信能を首謀と稱して其實に當らしむ。大江廣元裁して悉く之を斬る。獨り忠信は其妹實朝の室たりしによりて許さる。已にして仲恭を廢し、後鳥羽を隱岐に、順徳を佐渡に幽し、京軍將士の食邑三千を奪つて之を鎌倉の將士に分つ。而して義時毫も取らず。史家此役を名けて天皇御親征と云ふ。これ鎌倉は其名天皇たらざるも、其實、國家の最上權力を掌握して、民政の局に當るに、朝廷、故なく兵を動かしたるを以て、實際の權力を有するは、即ち主

僧兵甚しく北兵を恐る。此の如し。上皇親征の時、僧兵を發して、京師を守らしむ。然れども上皇曰く、大軍西上して鎌倉空虛とならば、義時を殺るるもの出づべしと。恃むべからざることを恃みて自ら慰む。

後鳥羽の隠岐に
ある其居、石
窟によりて茅茨
全つち居るこ
と十九年にして
崩す、壽六十

権者なりと信ずる當時の政治思想より生じたる結果也。故に史家はまた他年、北條氏が奉ずる將軍、宗尊の北條氏を謀るや、また之を記して將軍謀叛と云ふ、これまた實際國家の最上權力を有するものに抗したるが故也。君臣の名存するも、實際此の事あるを以て當時一般の政治思想を見るべき也。

三百二十一節 南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義

蓋し君臣の名は西南畿内に近き諸國の思想にして、貴族的王朝政府を信ずるもの言ふ所也。鎌倉を中心とする北方には、主従の名あつて君臣の義存せず。意氣相投ずるが故に、結托して主従となり、恩怨相結ばるが故に、離れて敵人となり、名分なくして利害あるのみ。經典なくして意氣あるのみ。京都の朝廷は已に理想的の高度に發達したる王朝主義を以て、君臣の名分を以て四方に號令せんとし、而して其恩光は未だ疎濶なる鎌倉以下の北人を感ずるに足らざるを知らずして此に及ぶ。頼朝の勃興は、南人の王朝主義と、北人の武斷民政主義との調和なりき。是れ北方の武士は自家の膽力を以て天下を動かせりと雖も、猶ほ、其首領として戴く所は、西南貴族の遺種にして自然に其の感化を受けしがためのみ。今や北方武士に戴奉せられたる貴族の遺族は、殆んど盡きぬ。之と共に其感化は滅じぬ。存する所は純平たる北方の民、北方の習氣のみ。而して最も能く其主義習氣を代表せるものは、北條氏也。彼は官爵の一文錢に當らざるを信ぜり。彼は王朝主義の國人に適せざ

るを信ぜり。彼は王者の道、民政に存するを知つて、質素簡易、民に近づきて民政を最大目的としぬ。彼は凡べての武士と平等に交り、其武士を制するは唯だ國人の望を得るの一事にあるものなるを示しぬ。彼は政治は政府の光榮のためならず、民政料理の爲めなるを示しぬ。天下王朝の繁文、縟禮、浮華、空文を厭ふの情あるを知つて、直裁簡明なる民政によりて天下の望を縛きぬ。若し其權を以て位を求めなば、將軍納言は易々たるのみ。而かも、義時の權を以て、左京の大夫たるに止り、歴代從四位下を以て最上の昇進とす。これ此に止るにあらざ、官爵の價なくして、執權の名は天皇よりも重きを信ずるが故也。彼は諸將士を命令するの權を用ひず、然れども約束によりて之を動かすこと、手足の如くなりき。彼は幾十年の歴史を有せざるも、其名姓の國人に刻せらるゝや恩人の如くなりき。然るに大和朝廷、民政に於て國人の感懷を刻せらるゝことなく、君臣の名分を楯として、鎌倉を攻め、一敗地に塗る。これ承久の亂は、政權の争のみにあらず、西南の王朝主義と、北方の武斷的民政主義の争なり。而して西南の貴族的王朝主義敗れて、北人の武斷的民政主義勝ちしが故に、帝王廢立の權は、悉く鎌倉の手に歸しぬ。

三百二十二節 天下鎌倉を謳歌す

鎌倉政府が第一に立てたる天皇は後堀河にして、名は茂仁、時に十歳。高倉帝の第三子にして、後鳥羽の兄なる守貞親王の第三子也。世に之を持明院の流と云

*一所の籬屋に五百人の兵あり、籬屋は火を焚くが故也。

ふ。北條泰時、時房の二人、六波羅に止り南北二府を立て、四十八ヶ所の籬屋を興し、西南諸州を控御すること四年、天下其風に靡びき、久しく虚禮、空文の府たる太政官以下は益す空名となりぬ。東北の武士を犬豚の如く卑しみたる京紳は、競ふて南北六波羅府に媚付し、鳥羽崇徳の争鬪以來亂麻の如くに紊れたる日本は、初めて太平の世に入るの端を開きぬ。蓋し鳥羽崇徳以來、一百年、武士豪族は已に業に戦鬪に疲弊して、活魚の水を望むが如くに、泰平無事を希ふに至りぬ。之より前、藤原専横の下に、源平二氏の起るや、朝廷の有せざる武力を有するがため、之を試みて雄雌を決せんとするの誘惑多かりき。今や、北條氏は藤原氏の如くならず、武力は獨り地方武士の専有するものならざるがため、武士豪族は崛起するの誘惑を有せず。加ふるに源平二氏の戦に死生の道を來往したる冒險武士は、今や歲月の襲ふ所となりて、多く塚中に入り、存する所は鎌倉の恩光に浴したる少年子弟のみ。彼等をして怨ましめんには、鎌倉は餘りに善良の政府なりき。彼等は崛起せんには、其力餘りに少なかりき。鎌倉の恩光に浴したる家人の壓抑を蒙むる舊國司、舊莊司、源平の遺族、反對黨は、鎌倉の家人に取つて代らんに、餘り多く疲弊したり。これ一百年間、間斷なき戦争が生じたる結果也。元んや頼朝以後三十五年、暫時の平和によりて生ぜんとしたる新勢力も、機未だ熟せざるに、後鳥羽承久の亂に引き出されしがため、未熟の間に消磨せられぬ。此に於てか泰平の氣、蒸々として進

む。

二百二十三節 北條泰時の政治、貞永式目

承久の變後三年、義時病を以て死するや、泰時、時房、六

承久の變後、三年、義時死す。六月、義時の子、泰時、時房、六波羅より鎌倉に歸り、泰時執權となり、時房叔父を以て之に連署す。泰時の執權たるや、北東武士固有の政權争奪は、政府の執事、伊賀の光宗、北條政村、三浦義村等の手によりて、泰時の繼母の泰時に平ならざるを利として企てられしと雖も、泰時、泰然として動ぜず。大將の士卒を刑するが如く之に處したれば、其少を危ぶみたる鎌倉の志は定りぬ、已にして義時の遺産を分つに方りて、泰時諸弟に分つこと多くして、自ら取ること少なく、諸弟の喜を見るよりも喜ばしきはなしとなし、かば族黨其の廉正に服しぬ。泰時平常、治術を以て心とす。僧あり説て曰く、寺院を建つれば泰平求むべしと、泰時之を罵つて曰く、財を費し民を苦しむ、何の泰平か之あらんと、即ち其僧を追ふ。梶尾の僧高辯之に説きて曰く國を治むるは猶ほ病を治むるが如し、先づ其源を察すべし。病源實に治者の慾心にありと。泰時之を服膺し、絶へて私慾の跡を示さず。私財を投じて窮民を救ひ、邑民を誅求せざるのみならず、凶賊には金を貸し、其返す能はざるものには、券狀を焼きすて、心を安んぜしむるに至り、また將士の富家に就きて金を借りて返す能はざるものに代つて之を償ふに至る。故に民心之に服し、泰時の爲めには死するも惜しからずと云ふに至る。王朝時代にありては、其名ありて其實なき博奕禁止の令は、

曆仁元年、令を

出して非禮の言
加を言ふるや
僧尼皆首を縮
嘉禎元年、石清
承久の役、北軍
の如きものあ
此の如きものあ
評定衆は頼朝以
來の政所の寄人
を改稱して其の
はの政所の寄人

守因、相摸大
佐藤、相摸大
九、相摸大
根、相摸大
大、相摸大
重、相摸大
康、相摸大
岐、相摸大
長、相摸大
師、相摸大
守、相摸大

水田一段より假
二石を一段より
定むるを其の假
なむるを其の假
五石を一段より
し、其の假
に、其の假
に、其の假

三百六十六
彼の世に至りて實行せられたり。驕慢非禮、眼中、皇室なき僧尼も、彼の政府に對しては戦々競々として、其戒飭を受けたり。疎野猛烈なる鎌倉武士は、彼の時に至りて學問を重じ、身を脩むるに至れり。鎌倉の奉行頭人は、遠國の侍より贈物を受くる時は、之に倍して還すべしとの訓戒によりて、奇賄賂遺の風は薄らぎぬ。其の執法嚴峻の政治によりて、武人の驕傲は跡を滅し近江以北の武士は十二月間鎌倉に大番するの制に伏しぬ。兇險殺伐相尙ぶ鎌倉の士風は、彼の世に至りて退讓謙恭の士風と化しぬ。北方人種の豪族集會所とも云ふべき鎌倉は、彼の時に至りて古今最強國なる政權を有する合議政府となりぬ。嘉祿元年六月、大江廣元死し、同じく七月、政子死し、喬木悉く倒るゝも、禍亂の機日に消へ治平の光融々として生じぬ。其貞永元年五月、定むる所の成敗式目五十條は、古來王朝の法制の如くに繁雜ならずと雖も、民政の要を得たるものにして、爾來幾百年。法制また多く之に准據す。是れ泰時、十二人の評定衆(議官)と共に當時の風俗習慣に基きて制定したるものにして、相共に神明に誓つて曰く『右愚暗の身、了簡の及ばざるに依つて、若し旨趣相違の事も、更らに心の曲がる所にあらず。其外、或は人の方人として、道理の旨を知り乍ら、無理の由を稱し申し、又は非據の事を爲して、證據ありと號し、人の短を顯はさる爲めに、子細を知らしめながら、善惡につきて申さるもの、意と事と相違し、後日の糺繆來らん歟、凡そ評定の間、理非に於ては親疎あるべからず、好惡

あるべからず、只だ道理の推す所、心中の存知傍輩を憚からず、權門を恐れず詞を出すべき也。御成敗の事、之を切に條々道理に違はずと雖も、一同の憲法也。誤つて非據を行はるゝと雖も、一同の越度也。自今以後、訴人并ひに其縁者に向ひ、自身は道理と存すと雖も、傍輩の中、其人の説を以て遠亂を致すの由、其聞あらば、己れ一味の儀にあらず、殆んど諸人の嘲を貽す者歟、兼ねてまた道理なきにより評定の庭に弃置せらるゝの輩、越訴の時、評定衆の中、一行は奮き與へられば、自餘の計皆無道の由、之を存せらるゝに似たる歟。條々の子細此の如し、若し一事たりと雖も、曲折を存じ、違はしめば、梵天帝釋、四大天王、惣日本國中六十餘州、大小神祇、殊に伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神罰冥罰各々罷り蒙むるべきもの也。仍て起請件の如し』と日本は鎌倉に至りて、初めて合議的の政治機關、民政に注意せる憲法を得たり。而して其税法もまた王朝時代の收斂を改めて五公五民に定めしかば、久しく生を聊せざりし民は、初めて治平を樂しむを得るに至りぬ。之より先き王朝時代にありと雖も、治平なきにあらず。然れども是れ事なかりしと云ふのみにして、眞乎の治平にあらず。滯腐敗の無事のみ。生民遑々として安んせざるは、亂世と異ならず、其の眞に良政行はれ、生命財産の安全存し、進歩の活氣ありしは實に此に初まる。此に於てか國民の活力漸く生じ、國民の生活漸く變ず。

二百二十四節 鎌倉以前の文學

蓋し是れ北條氏の力と雖も、抑もまた此の如き理想的政治家を下したる天時と同じく、機運此に至れるものなりき。例へば、桓武天皇の時代が、國民統一の一大時期なりしが如く、紀貫之の時代は文學に於てまた同一の効果なりし一大時機なりき。然るに桓武によりて初められたる平安の朝廷は、下つて宴安、淫逸、微弱なる四百年の風を作りしが如く、貫之等によりて代表せられたる雅淳、清麗なる古今集の風韻、格調は、下つて輕浮なる三百年の歌風を聞きたり。其間、或は後撰集時代の如きは、稍々風調を重ぜずして意義を重じ、稍白描に近きものありしと雖も、拾遺集を過ぎて一二二十年を経て、後拾遺集の時代に至ては、其の詩人には藤原公任、源の經信、藤原の範長、大中臣の輔親、源の重之、能因法師、良逸僧正あり、婦人の作家には紫式部あり、和泉式部あり、赤染衛門あり、大貳の三位あり、男女才名を以て相競ぶもの古今最も多しと雖も、其詩流れて纖佻、輕巧となりて風韻なく譽を文字の中に求め、巧を文飾の上に求め、殆んど晚唐の詩、宋に入りて一變したるが如くなりき。然れども是れ猶ほ其の甚しきものにあらず。下つて金葉集、詞花集の時代に至ては文字の技巧を争ふを主として、風韻全く失せ、興味素然たるに至り、藤原の基俊、源の俊頼、藤原の長實、公季、顯季、大江の匡房、源の顯仲、僧隆源、婦人肥後、紀伊、河内等相競ぶて才を弄し、奇を闘はせ高逸の調、纏綿の情失せて殆んど文字の諧劇に近きものありき。已にして安徳の朝藤原

*拾遺集の作家は
大中臣の能宣、源
清原の元輔、源
順平の兼盛、源
の順平の兼盛、源
曾根の好忠等に
して藤原公任の
編纂にかゝるの

*古今集は土御
門の元久二年に
成る。撰者は藤
原の通具、大藏
有家、右近中將
定家、右少將兼
家隆、右少將兼
經、寂蓮法師也。

の俊成出で、千載集を撰するや、前代の歌風を非なりとし、再び風韻格調を重んじたりしかば此頃より歌風一變の端を開らきて、古今集に類したるものとなりしが、土御門の朝に於ける新古今集の時代となりて、歌道隆昌の運、再び來り、風韻あり、格調あり、意義あり、後鳥羽、土御門、順徳の三皇、藤原の俊成及其の子定家、藤原の家隆、雅經、有家、西行法師、寂蓮法師、慈圓法師、鴨の長明、源の具親、藤原の良經、俊成の女、等の名は一代を裝飾するの大名たり。和歌の能事殆んど此に盡く。恰かも政治上に於ける北條氏の治世が、空前絶後の良政なるが如くなりき。

二百二十五節 思想文學の變、其政治との關係

抑も文學詩歌の上に於て此の如き大變革ありしものは何

ぞや。政治上の變革と同じく、また唯だ其の作家の階級、境遇の變化に由來するのみ。即ち萬葉集時代にありては、其作家なるもの王朝の遺族に止らず、専門の作家に止まらず、天地、山川、興廢、旅行、別離、情事、昔な其の聞見、遭遇する所の感懐内に餘りありて外に發するものなるが故に、其詩歌には眞乎の意義あり、其想像は文字の想像にあらず、眞に心中に湧き出る想像なり。其の格調は必しも整正を求めずして、自然に整正なるもの也。其感情は求めて泣き、求めて笑ふものにあらずして、眞に心中に刻まれたる感情也。また其作家の如きは王朝を世界として、他の人事を知らざる井蛙の公卿にあらずして、其の帝王とも云ふべき柿本の人丸、山

邊の赤人の如きは、其官職すら今に知るべからざるほどの寒微なるものなりき。且つ王朝の大
臣公卿の作家たるものあるも、彼等は其生活如何に驕れるも、猶ほ未開なる人民中の貴族にし
て、未だ人事を聞見せざるほどに高からずして、自然に人事と相觸着したりき。故に詩歌を以
て國風と稱すべくば、萬葉は眞乎、醇朴の中稍々文彩風流の色を胚みつゝありし奈良朝前後の
國風と云ふべかりし也。概して云へば奈良朝前後の文物は、邦人固有の質朴豪健の氣老へずし
て、支那文明を吐香したるが故に、其規模自ら廣大なるものなりき。建築物、製作品につき
て之を云ふも、其結構の壯麗に、規模の偉大なるは奈良朝前後を以て其の首とし、以下代を
歴るに従つて纖麗は益す加はると共に、壯大の氣愈よ減ず。是れ何の故ぞ。一方より云へば
奈良朝前後は質朴豪健の氣猶ほ存したるが故にして、後には平安朝廷の外に別乾坤を知らざる
文弱氣質となりしが故也。一方より云へば、奈良朝前後の製作は多く翻譯模倣にして、直ちに
大陸の壯大的風尚を輸入せるに、平安以後は一種の國民的好尚興りて、自家自ら自家の好尚に
適せしめんとして作りしが故也。文學もまた此の如し。桓武已に都を平安に定むる頃に及びて
や、詩賦行はれて、和歌行れず。文士皆な擬漢文に苦心せしが、之と共に奈良朝に普通なる朴
索剛健の氣風、猶ほ全く失せざりしと雖も、其生活の安易、驕奢なるによりて、貴族は漸く纖
巧浮華の俗に倣ふに至りしが、一轉して宇多の世となりては、浮華驕奢の俗と共に後宮の勢力

大に張り、宮中に於ける男女の交際漸く自由となるに従つて、所謂一種の交遊社會なるもの
生じ、和歌は此の交遊社會の才人たらんには、必らず欠くべからざる一の技巧となりき。已に
して宇多の時初めて宮中に歌合の會を設けて歌を批評せしより、男女競ふて其技を磨きしに、
其の批評の標準は多くは其技術としての巧拙にありしかば、此風盛なるに従ふて、歌道漸く下
つて高適醇雅の風を失しぬ。是れより、才人代を追ふて輩出するも、朝廷は益す孤立して、國
民と遠かり、和歌は益す専門的巧技となりしかば、崇徳近衛の朝、金葉集、堀河百首時代に至
りては和歌の流弊殆んど極りぬ。然れども物極つて必らず變ず。崇徳近衛の朝が政治上に於て
新古の勢力をして、上下地を更へしめたる古今の大變革期なりしが如く、文學に於ける大變革
も、漸く此時より其の端を開き、後鳥羽時代の新古今集に至りて、一新生面を開きぬ。是れ政
治上に於ては、地下の武士野人、漸く堂上貴族の間に交りて新原素となりしと同じく、此原素
はまた漸く文學の上にも波及して、文學をして國民と近からしめ、虛偽なる貴族社會の藩籬を
超へて、眞實なる國民の生活と相接近せしめたるがため也。而して其の變革新代の代表者とし
ては、西行法師あり、藤原定家あり、其父俊成あり、此の文學の保護者としては、後鳥羽上皇
あり、土御門上皇あり、順徳天皇あり、後鳥羽は時の十六歌人に勅して、各其自ら勝れりと思
ふもの十首を撰ひ進めしめ、名けて自讃歌と云ふに至り、一代の文運、隆々として盛んに、實

俊成、詩を作る
に常に嚴密して
桐火鉢を焚きて
かゝるす故に其
詩を桐火鉢歌と
云ふ。

七修の僧徒等、
 源空を尊ぶるが如く、
 源空の教を破るに
 出でて、寧ろ附
 屬物として、僧徒の博識を示めずの具たるに過ぎず。之に加ふるに其の説く所、直指心身、見
 性成佛にして、小乗大乘の素養なき國民をして悟らしめんに、餘りに高遠に、其指さす所は、
 小乗權教を破するにありて、小乗權教の國民宗教とならざるに先つては之を破すべき目標あら
 ざりし也。故に凡へてを破するの目的を有する三論宗が、何んの宗派も存せざるに先つて我國
 に來りて、遂に法相宗の爲めに凌駕せられたるが如く、禪宗は其の傳來の早きに係らず、遂に
 大勢力となる能はざりき。然るに今や多くの宗派は傳られたり、多くの教學は教へられたり、
 其の淨慧繁華の理論は、多くの人に厭れたり。故に淨土、融通念佛の如き、直截簡明なる他方
 成佛宗を歡迎したる社會は、また禪宗の如き直截簡明なる自力救拯宗をも歡迎したる也。殊と
 に豪健にして武斷、疎大にして實行を尊ぶ北方武士に取りては、此宗派最も能く歡迎せられ
 たり。而して禪宗につきて生じたるものは、他方成佛の極點、身行道の終末、魚肉を禁せず、
 妻帯を禁せず、坐して云ふべく、立つて行ふべき統體の一向宗にして、後ち日蓮の法華宗に
 至つては加ふるに軍隊的氣風を以てして宗教の軀相一變す。最澄空海の時代より、源空、親鸞、
 日蓮の時代に至るまで、佛教の歴史は難行道より、易行道に移るの歴史也。少數貴族の手より、

多數平人の手に移るの歴史也。是れ正しく政治上に於ても、政權南方貴族の手より、北方野人
 の手に移ると同じく、時代を一貫する一大精神は、平人の勃興にてありしが故也。北條氏の權
 力北方に固く、鎌倉の權勢、天下を制する所以は、實に此の時代の精神を握れるが故也。
 二百二十七節 皇族鎌倉に幽閉す、藤原の死去 斯の如く北條氏が時代の精神に鞭つて出て來るに方つて、
 皇室は些しも此の精神と相觸着せず。堀河の位を去り、其子秀仁立つて四條帝となるや、攝關を
 事とし滑石を宮廊に塗り、宮女の顛倒するを見て樂とするに至り、遂に自ら滑石に倒れて崩す。
 四條の崩するや、皇室の連枝多く、各々鎌倉に媚びて立たんことを求む。泰時、土御門が承久の變
 り歸りて問ふて曰く、若し他の皇子にして立たば之を如何せん。泰時曰く之を廢すべきのみ
 也。遂に邦仁を立てて後醍醐とす。鎌倉の京師を見る此の如きものありし也。之を藤原氏の專
 權に比するに、彼は君主を易置するも、猶ほ天下の刑賞は其府中に於て爲されし也。今や名實
 共に權力、鎌倉の執權に移るに至り、前後雲泥の差あり、藤原氏は陽成帝を廢するも、其征夷
 の故を以て之を廢するのみ。北條氏に至ては、其の意中の帝にあらざるの故を以て、之を廢せ
 んとす。是れ實に古今權勢の大變と雖も、而かも時代の精神は、北條氏を是として、天下の治
 平、人民の安樂は、唯だ北條氏に於て擔保せらるべかりしが故に、天下之を如何ともする能は